

はじめに

近年、少子高齢化の進行、価値観やライフスタイルの多様化など、時代と共に地域を取り巻く環境が変化しており、個人や世帯、地域が抱えている課題も複雑化・多様化する中、地域福祉のより一層の充実が求められています。

私たちが住む海南市は、四季を通じて温暖な気候に恵まれており、海の幸や山の恵み、伝統産業である漆器・家庭用品産業や文化遺産など、多くの地域資源を有しています。また、関西圏の都市部へのアクセスも良好という立地条件にも恵まれた、多様性に富んだまちであり、様々な背景や価値観を持つ住民が共に生活しています。この多様性が地域の魅力であり、お互いに尊重し、助け合い、支え合いながら、地域共生社会の実現を進めていく必要があります。

本市では、令和2年3月に「第2次海南市地域福祉計画」を策定し、地域を取り巻く状況の変化に柔軟に対応しながら、“つながり”と“支え合い”によるまちづくりの実現に向け、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

今回の「第3次海南市地域福祉計画」策定に際しては、これまでの取組を評価・検証し、課題を整理するとともに、市民アンケートや地域福祉懇談会、市民団体の代表者や公募委員の皆さまで構成する地域福祉計画策定検討会など、幅広い市民の皆さまからご意見をお聞かせいただきました。

本計画の基本理念である、「市民みんなで安心していきいきと暮らしているまち」の実現にあたっては、市民の皆さまをはじめ各種団体や行政等、まちで暮らすすべての方が主役となって取り組むことが必要であると考えておりますので、今後とも、地域福祉活動への一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力を賜りました、計画策定検討会の構成員の皆さまをはじめ、貴重なご意見、ご協力をいただきました市民の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和7年3月

海南市長 神出政巳



目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の策定の趣旨と背景	1
2 地域福祉の考え方	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画期間	4
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	5
1 統計にみる現状	5
2 市民アンケート調査結果からみる現状	16
3 地域福祉懇談会からみる現状	33
4 福祉関係者ヒアリングからみる現状	48
5 計画の進捗状況	51
6 海南市の地域福祉における課題	63
第3章 計画の基本的な考え方	65
1 計画の基本理念	65
2 包括的な支援体制の仕組み	65
3 地域づくりに向けた支援の仕組み	67
4 計画の基本目標	68
5 計画の体系	69
第4章 施策の展開	69
基本目標1 助け合い・支え合える地域コミュニティづくり	70
基本目標2 必要な支援が得られ、つながりつづける地域づくり	76
基本目標3 安全・安心な支え合いのまちづくり	82
第5章 計画の推進	88
1 計画の推進体制	88
2 計画の管理と評価	90
参考資料	91
1 事業一覧	91
2 策定過程	98
3 海南市地域福祉計画策定検討会設置要綱	99
4 海南市地域福祉計画策定検討会構成員名簿	100
5 用語説明	101

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の策定の趣旨と背景

近年、急速な少子高齢化や人口減少の進行、一人ひとりの価値観やライフスタイルの多様化、家族形態や働き方の変化等、時代と共に地域や家族を取り巻く環境が変化しており、地域福祉を取り巻く状況は大きく変化しています。

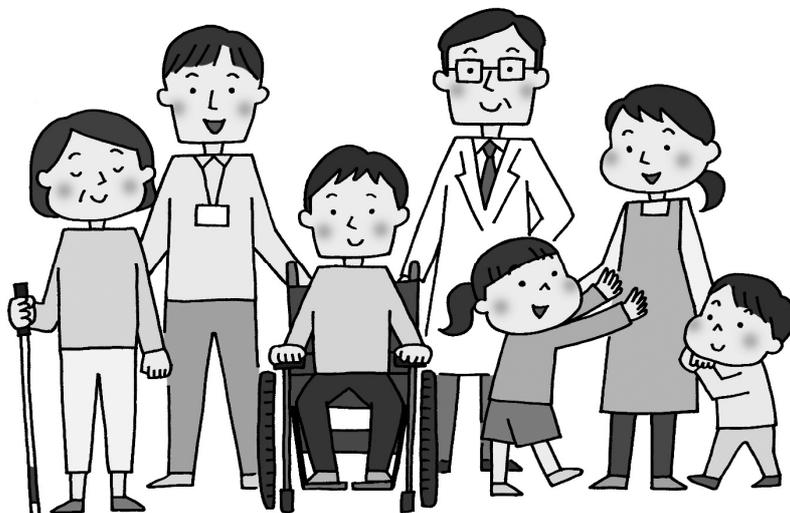
さらに、老老介護、認知介護、ダブルケア、いじめ、虐待、子どもの貧困、ひきこもり、8050問題など、福祉分野における課題が複雑化・多様化してきていることから、公的な福祉サービスだけでは対応が困難な「制度の狭間」の問題等も出てきています。

このように課題が複雑化・多様化する時代の変化の中で、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすためには、すべての人々がお互いを尊重し、助け合い、支え合いながら自分らしく健康で暮らせる地域社会の実現が重要です。

加えて、「地域共生社会」の実現に向けて、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」というこれまでの固定された役割分担意識を超え、地域住民、地域団体、行政等が地域課題を「我が事」として捉え、地域全体が世代や分野を超えてつながることで、共に地域を創っていくことが求められています。

海南市（以下、本文において「本市」という。）においても、少子高齢化や人口減少が進行し、高齢化率も3割を超えており、今後もさらなる進行が予測されることから、複雑化・多様化する福祉課題への対応は喫緊の課題となっています。

この度、「第2次海南市地域福祉計画（以下、本文において「第2次計画」という。）」が令和6年度末をもって終了することから、これまでの地域福祉施策を振り返るとともに、地域を取り巻く現状と課題を市民アンケートやワークショップ等で改めて把握することで、より実効性のある取組を推進していくため、「第3次海南市地域福祉計画」（以下、本文において「本計画」という。）を策定します。



2 地域福祉の考え方

(1) 地域福祉とは

「地域福祉」とは、年齢や性別、国籍、障害の有無等に関わらず、地域で暮らすすべての人が安心して暮らせるよう、地域住民や福祉関係者等がお互いに協力し合い、助け合いながら地域の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

「地域福祉計画」は、地域が抱える生活課題の集約や、課題解決に向けた地域住民や団体の主体的な活動の活性化と活動への支援、縦割りとならない総合的な福祉サービスの提供に向けた仕組みづくりの検討等、地域福祉の推進に向けた方向性や取組を定めたものとなります。

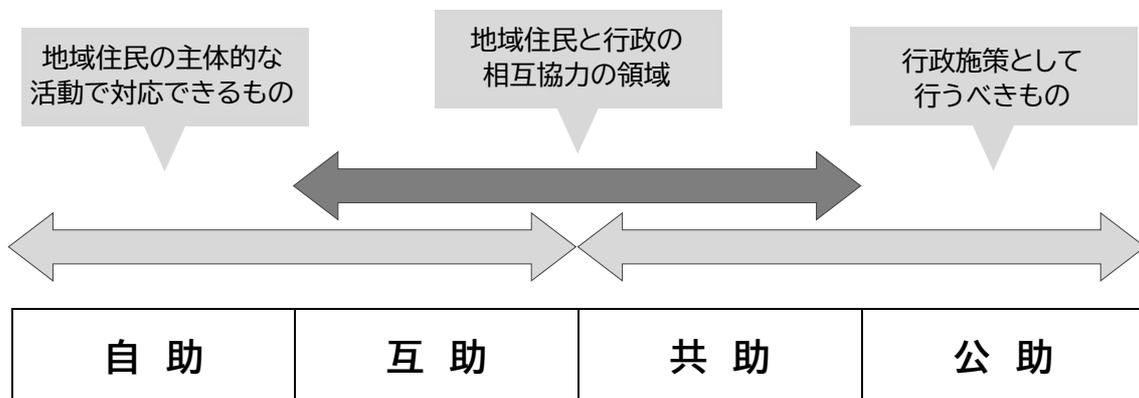
地域福祉及び地域福祉計画の推進にあたっては、地域住民の主体的な助け合いを支え合える関係づくり（地域のつながりづくり）を基軸として、さらに福祉活動を支える多様な関係機関・団体との連携のもとで、“誰もが人としての尊厳を持って、家庭や地域の中で、その人らしい心豊かな生活が送れるような地域社会”をつくっていくことが重要です。

(2) 「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方

地域福祉を推進するためには、地域住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等がそれぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係を築くことが必要となり、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点が重要となります。

■ 「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方

自助	個人や家庭による自助努力（自分でできることは自分でする）
互助	地域社会における相互扶助（隣近所や友人、知人とお互いに助け合う）
共助	NPO、ボランティア、住民活動、社会福祉法人等による支え （「地域ぐるみ」で福祉活動に参加して地域で助け合う）
公助	公的な制度としての保健・福祉・医療、その他の関連する施策に基づくサービス供給 （行政でなければできないことは、行政がしっかりとする）



3 計画の位置づけ

(1) 法令の根拠

本計画は社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」のために策定した、同法107条に基づく「市町村地域福祉計画」で、本市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるものです。

社会福祉法(抄)

【地域福祉の推進】

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

【市町村地域福祉計画】

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

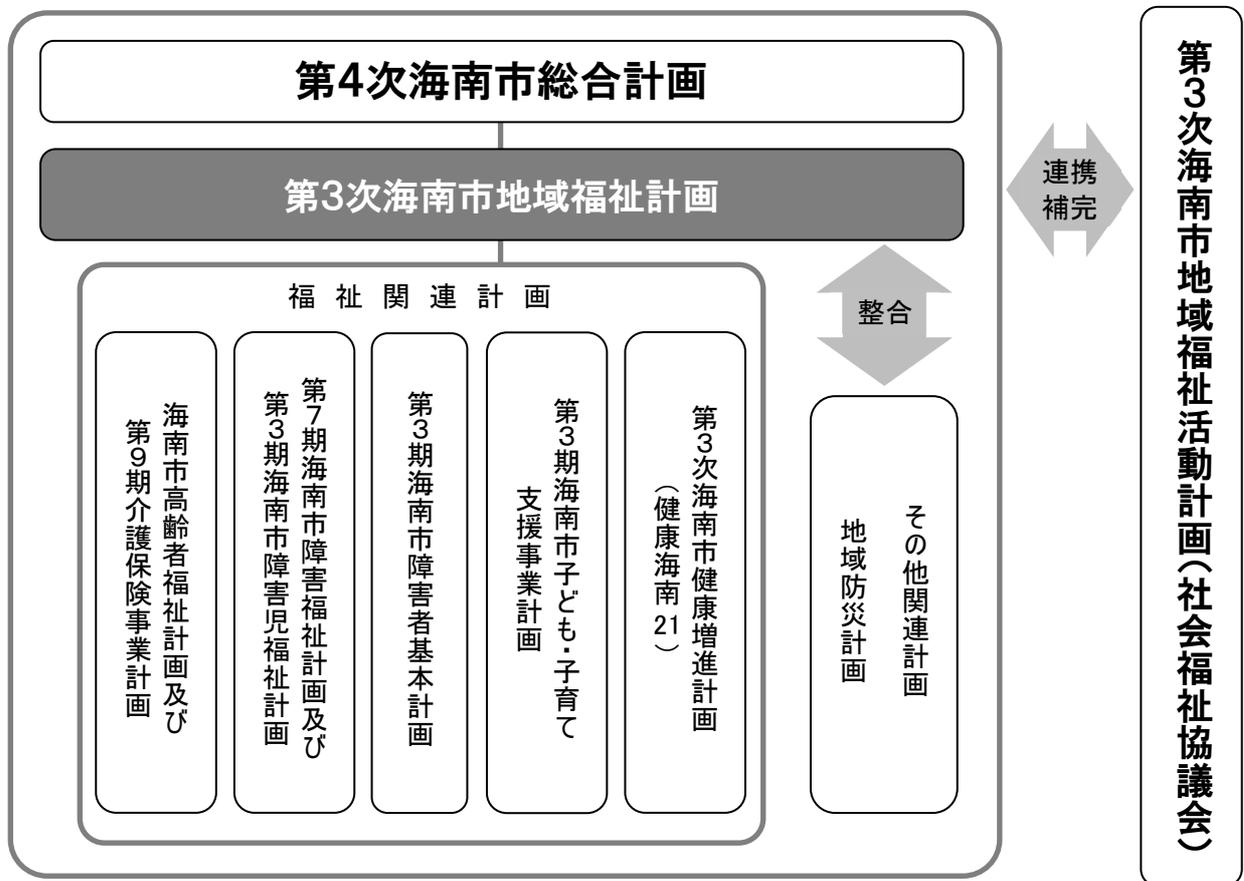
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 関連計画との関係

本計画は「海南省総合計画」を上位計画とし、地域福祉を推進する観点から、高齢者、障害のある人、子ども（子育て支援）等の関連する分野別計画の上位計画に位置づけ、福祉分野の総合的な計画とします。

また、地域福祉推進のための基盤や体制をつくる本計画と、海南省社会福祉協議会が中心となり策定し、地域住民の活動・行動のあり方を定める「海南省地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進を図るという同じ目的を持った計画であり、車の両輪の関係ともいえます。このため、お互いの計画の内容や事業等を共有し、整合性を図りながら、相互に連携し、地域福祉を推進していくことが重要となります。

■関連計画との整理



4 計画期間

本計画の期間は令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間です。

なお、国や県等の動向を踏まえて、また、社会情勢の変化等を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

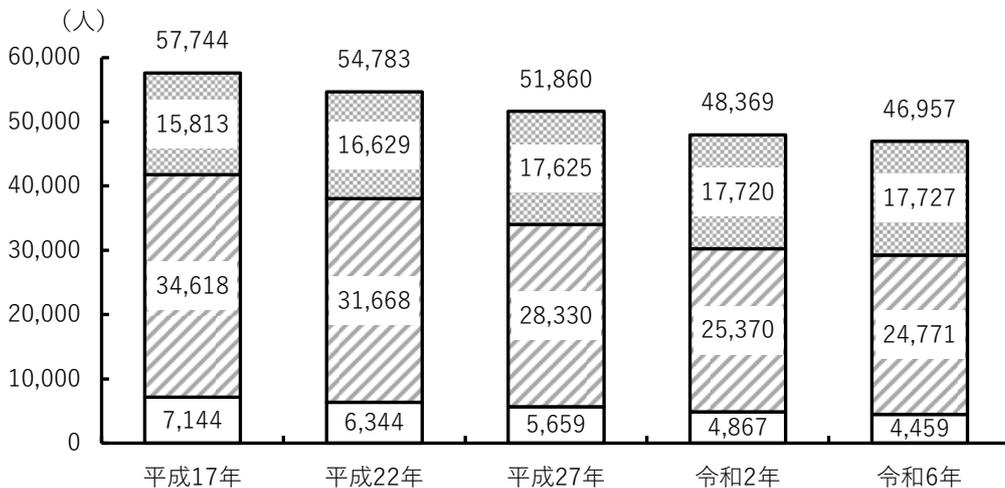
I 統計にみる現状

(1) 人口の推移

① 年齢3区分別人口

本市の人口の推移をみると、総人口は年々減少し、令和6年で46,957人となっています。また、年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

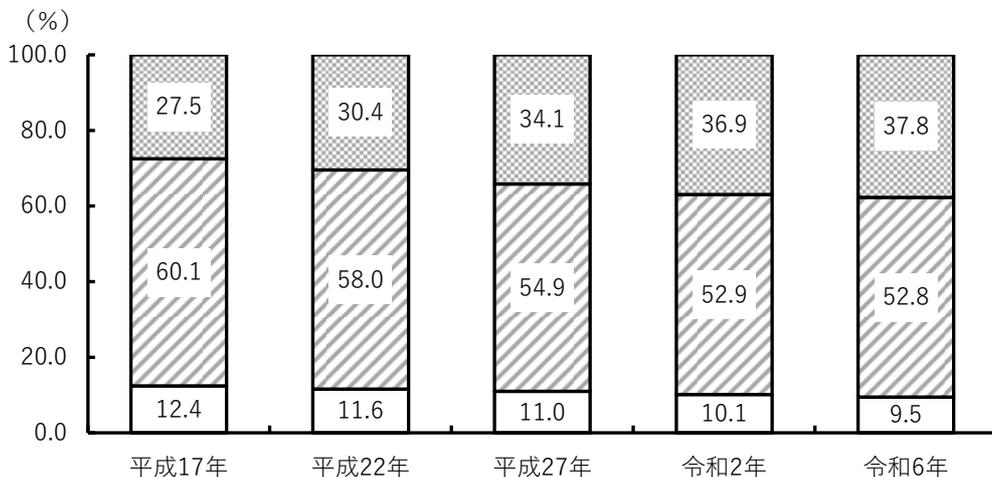
■年齢3区分別人口の推移



□ 年少人口（0～14歳） □ 生産年齢人口（15～64歳） □ 老年人口（65歳以上）

資料：平成17年～令和2年は国勢調査、令和6年は住民基本台帳（3月末現在）
※年齢「不詳」を含む

■年齢3区分別人口割合の推移



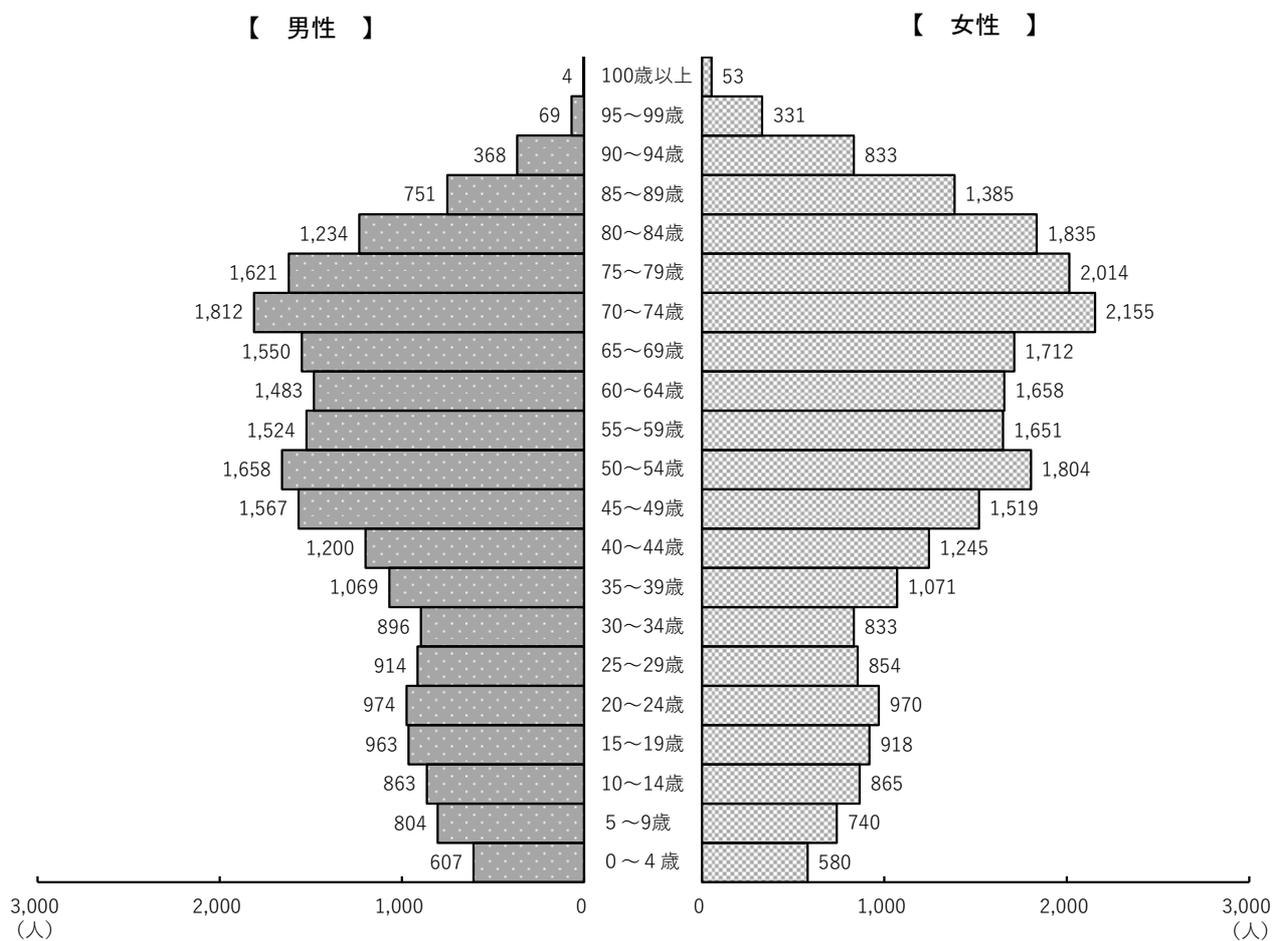
□ 年少人口（0～14歳） □ 生産年齢人口（15～64歳） □ 老年人口（65歳以上）

資料：平成17年～令和2年は国勢調査、令和6年は住民基本台帳（3月末現在）
※年齢「不詳」は含まない

② 人口ピラミッド

本市の男女別年齢5歳階級別人口ピラミッドをみると、男女共に 70～74 歳の人口が多く、少子高齢化がみられます。

■男女別年齢5歳階級別人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（令和6年3月末現在）

③ 地区別年齢3区分別人口

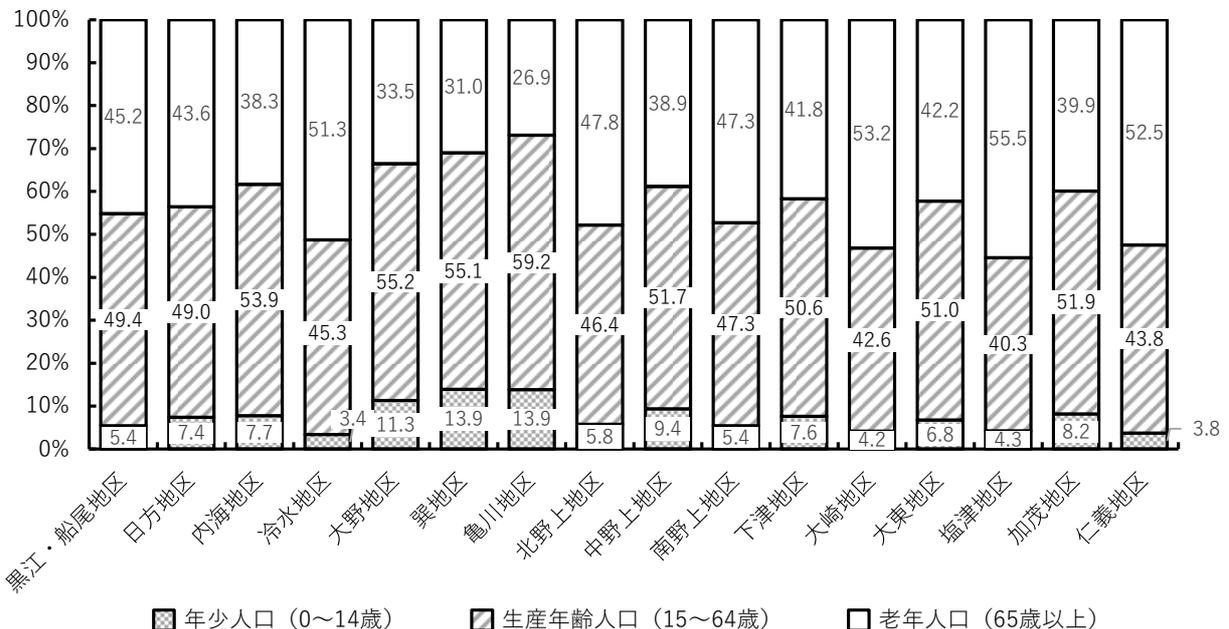
本市の地区別年齢3区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）はいずれも亀川地区が最も多くなっています。また、地区別年齢3区分別人口割合をみると、冷水・大崎・塩津・仁義地区は老年人口割合が5割以上を占めています。

■地区別年齢3区分別人口

地区	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	合計
黒江・船尾地区	226	2,051	1,878	4,155
日方地区	271	1,787	1,591	3,649
内海地区	308	2,146	1,526	3,980
冷水地区	13	173	196	382
大野地区	585	2,866	1,742	5,193
巽地区	892	3,531	1,986	6,409
亀川地区	1,066	4,549	2,070	7,685
北野上地区	126	1,012	1,044	2,182
中野上地区	221	1,216	913	2,350
南野上地区	55	480	480	1,015
下津地区	232	1,534	1,267	3,033
大崎地区	19	193	241	453
大東地区	198	1,486	1,232	2,916
塩津地区	18	170	234	422
加茂地区	206	1,310	1,007	2,523
仁義地区	23	267	320	610

資料：住民基本台帳（令和6年3月末現在）

■地区別年齢3区分別人口（割合）

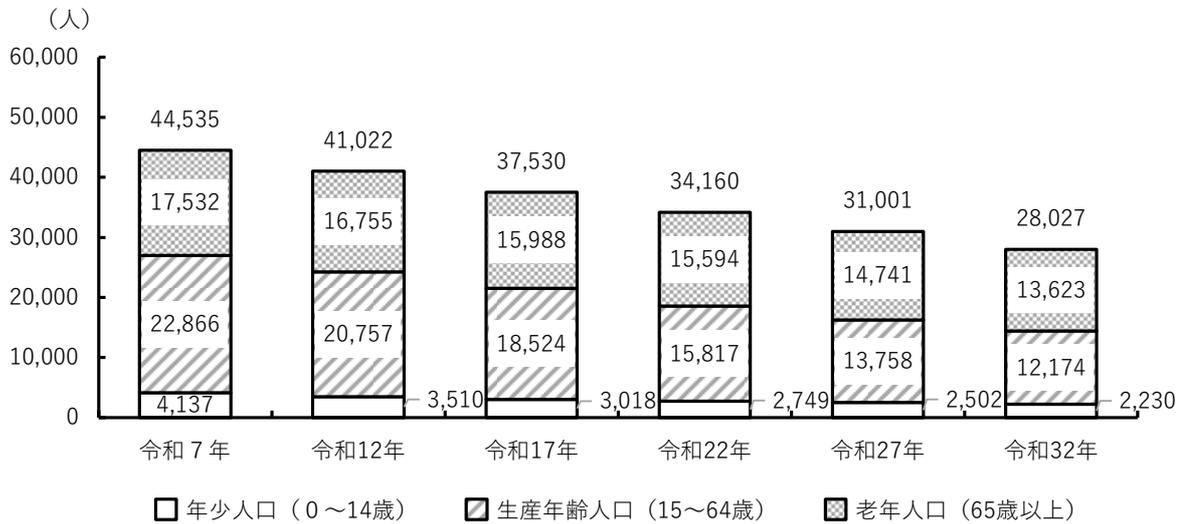


資料：住民基本台帳（令和6年3月末現在）

④ 人口の推計

本市の年齢3区分別人口の推計をみると、減少傾向で推移し、令和32年には3万人を下回り、28,027人になると推計されています。

■年齢3区分別人口の推計

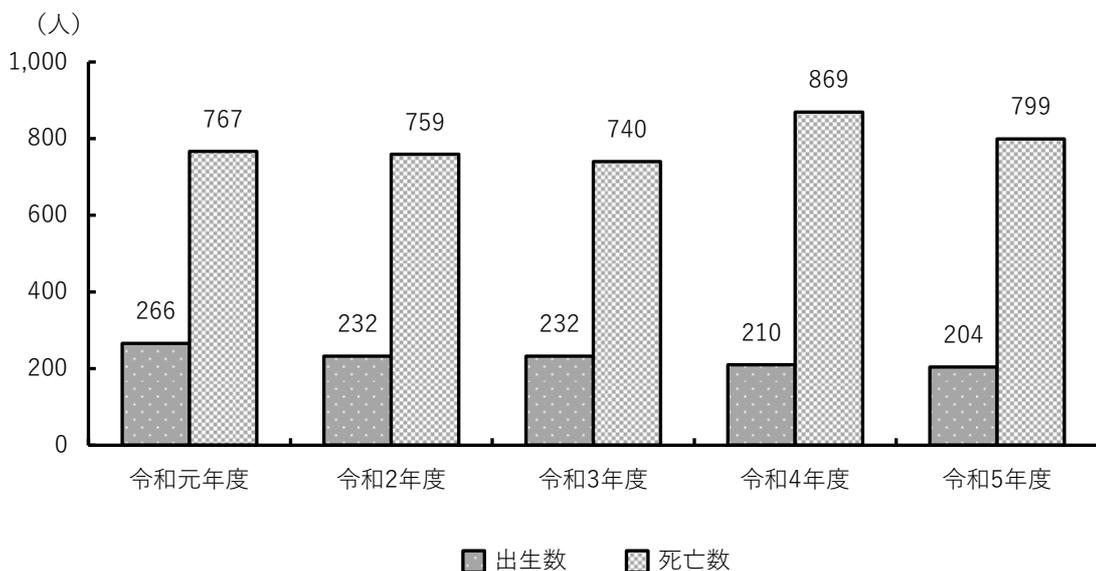


資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計（2023年推計）」

⑤ 人口動態（自然動態）

本市の人口動態（自然動態）の推移をみると、出生数は減少傾向にあり、令和5年度では204人となっています。一方、死亡数は増減を繰り返しながら、全体としては増加傾向になっており、令和5年度では799人となっています。

■人口動態（自然動態）の推移

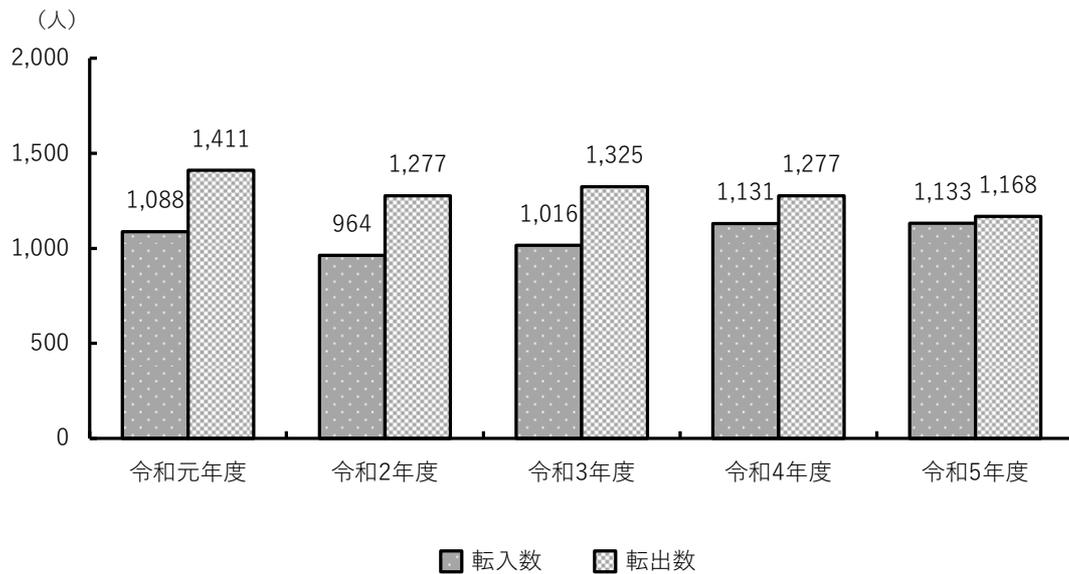


資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）

⑥ 人口動態（社会動態）

本市の人口動態（社会動態）の推移をみると、転入者は増減を繰り返しながら全体としては増加傾向にあり、令和5年度では1,133人となっています。転出者数についても、増減を繰り返しながら全体としては減少傾向にあり、令和5年度では1,168人となっています。

■人口動態（社会動態）の推移

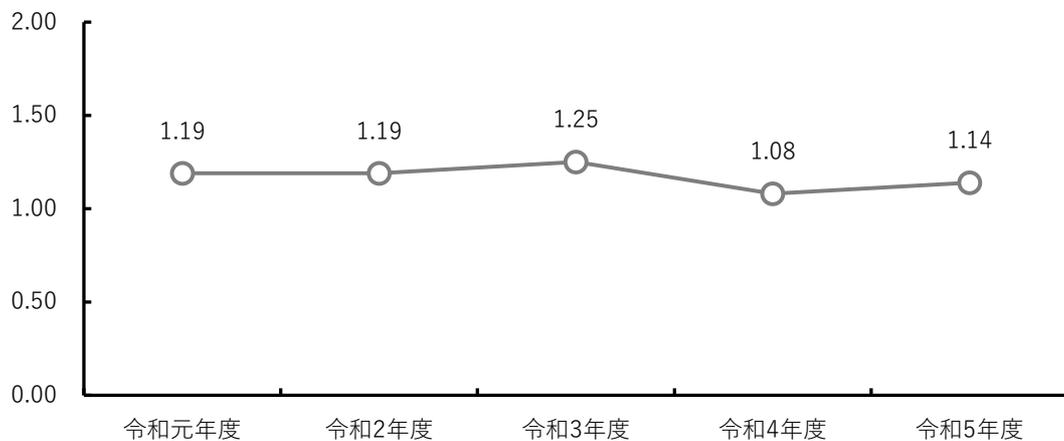


資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）

⑦ 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率をみると、増減を繰り返しながら推移しており、令和5年度では1.14となっています。

■合計特殊出生率の推移

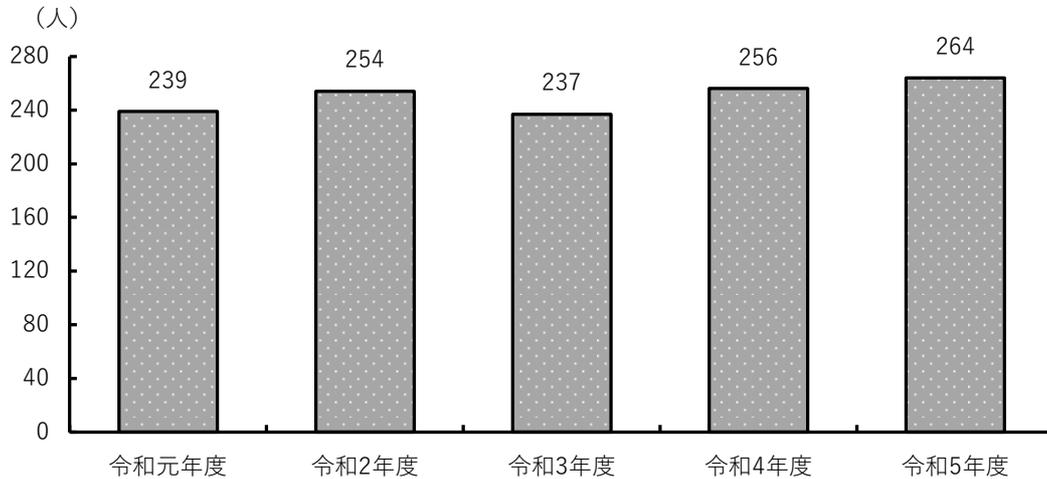


資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）

⑧ 外国人登録人口

本市の外国人登録人口の推移をみると、令和4年度から増加しており、令和5年度では264人となっています。

■外国人登録人口の推移

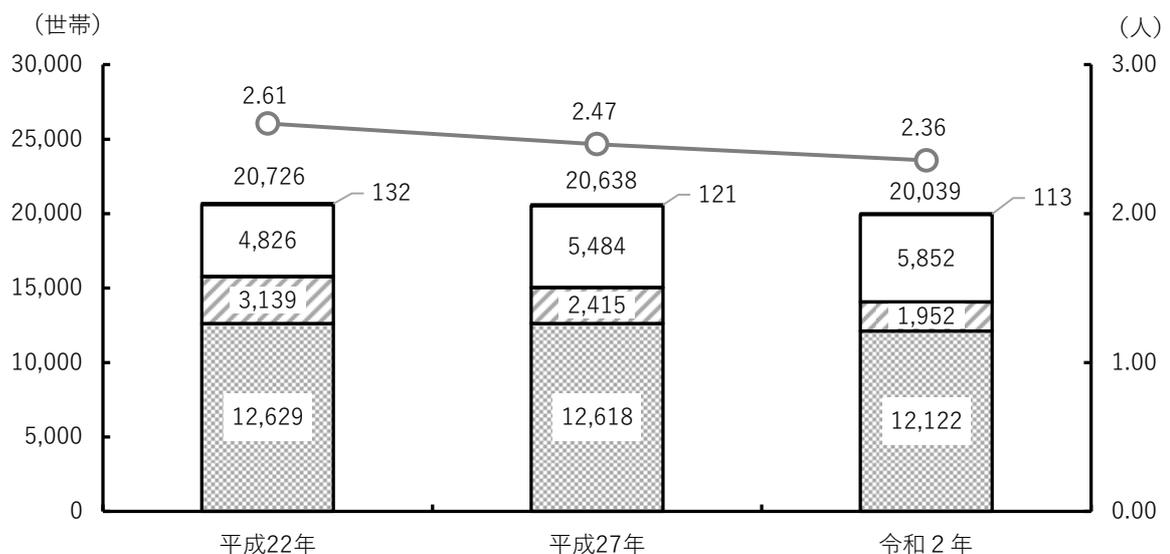


資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）

(2) 世帯の状況

本市の世帯数・1世帯あたり平均人員の推移をみると、世帯数は年々減少しており、令和2年では20,039世帯となっています。また、1世帯あたりの平均人員も年々減少しており、令和2年では2.36人となっています。

■世帯数・1世帯あたり平均人員の推移



- 核家族世帯（夫婦のみ、夫婦と子等）
 その他親族世帯（2世帯、3世帯等）
- 単独世帯（1人）
 非親族、不詳他
- 1世帯あたり平均人員

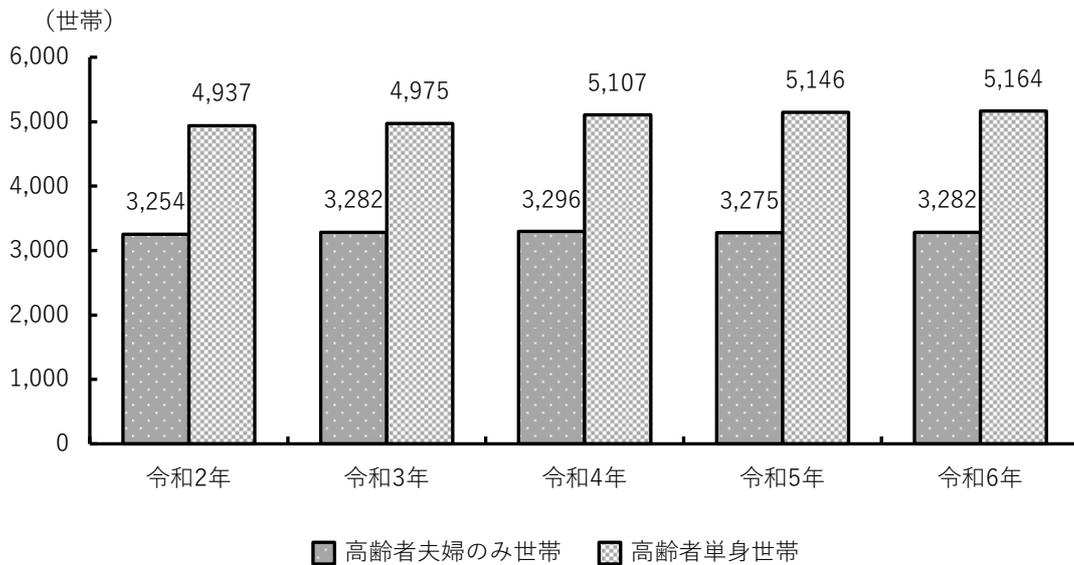
資料：国勢調査

(3) 高齢者の状況

① 高齢者夫婦のみ世帯数と高齢者単身世帯数

本市の高齢者夫婦のみ世帯数と高齢者単身世帯数の推移をみると、高齢者夫婦のみ世帯数は増減を繰り返しており、令和6年では3,282世帯となっています。高齢者単身世帯数は、増加傾向で推移しており、令和6年では5,164世帯となっています。

■高齢者夫婦のみ世帯数と高齢者単身世帯数の推移

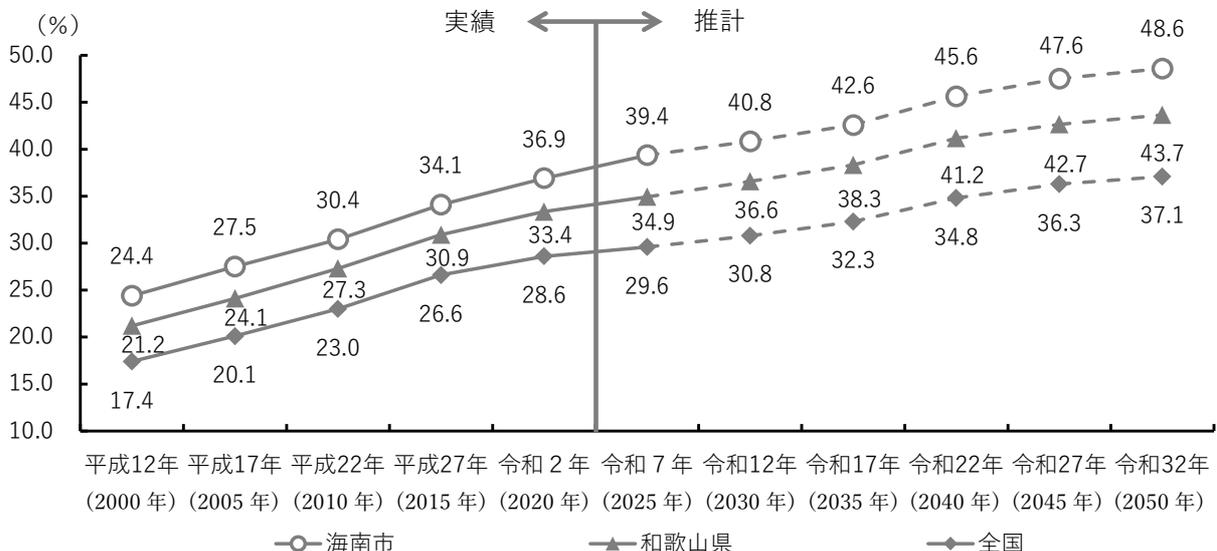


資料：高齢介護課（各年1月1日現在）

② 高齢化率の動向

本市の高齢化率の動向をみると、上昇傾向にあり、令和2年で36.9%となっており、国や和歌山県と比較すると、高い水準となっています。

■高齢化率の推移



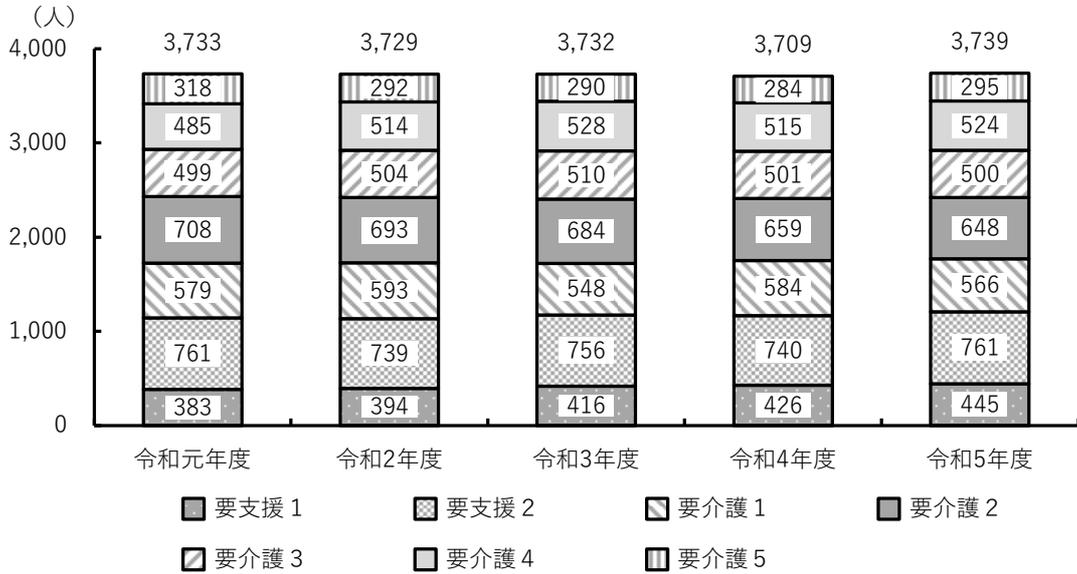
資料：平成12年から令和2年は国勢調査

令和7年からの推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計（2023年推計）」

③ 要支援・要介護認定者数

本市の要支援・要介護認定者数の推移をみると、増減を繰り返しながら推移しており、令和5年度では3,739人となっています。要介護度別にみると、令和元年度から令和5年度の間で、要支援1が62人増えている一方で、要介護2は60人減っています。

■要支援・要介護認定者数の推移



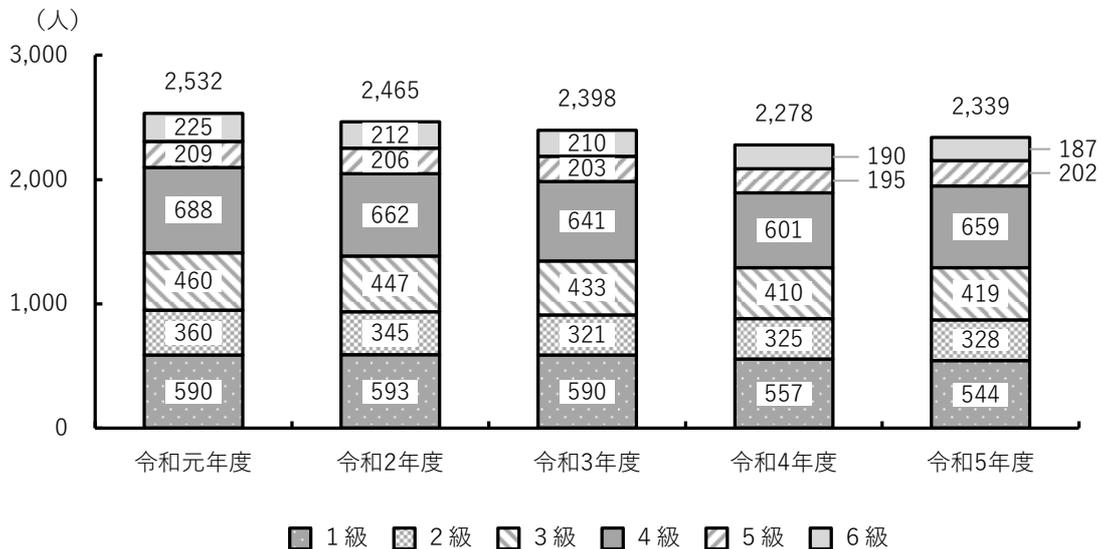
資料：介護保険事業状況報告（各年度3月末現在）

（4）障害者の状況

① 身体障害者手帳所持者数

本市の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和4年度まで減少傾向でしたが、令和5年度では増加しており2,339人となっています。等級別にみると、令和元年度から令和5年度の間で、特に1級が46人減少しています。

■身体障害者手帳所持者数の推移

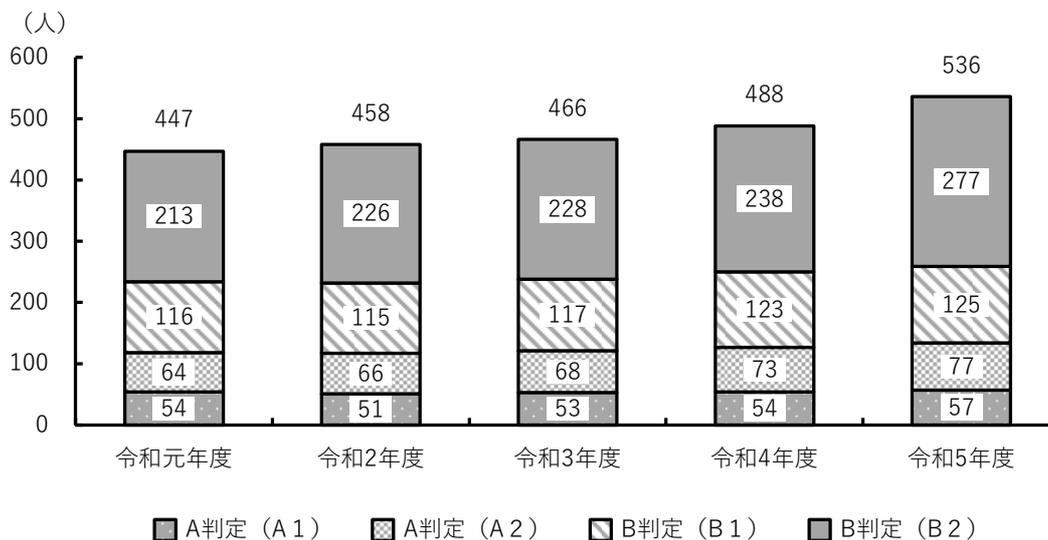


資料：社会福祉課（各年度3月末現在）

② 療育手帳所持者数

本市の療育手帳所持者数の推移をみると、年々増加しており、令和5年度では536人となっています。等級別にみると、令和元年度から令和5年度の間で、特にB判定（B2）で64人増加しています。

■療育手帳所持者数の推移

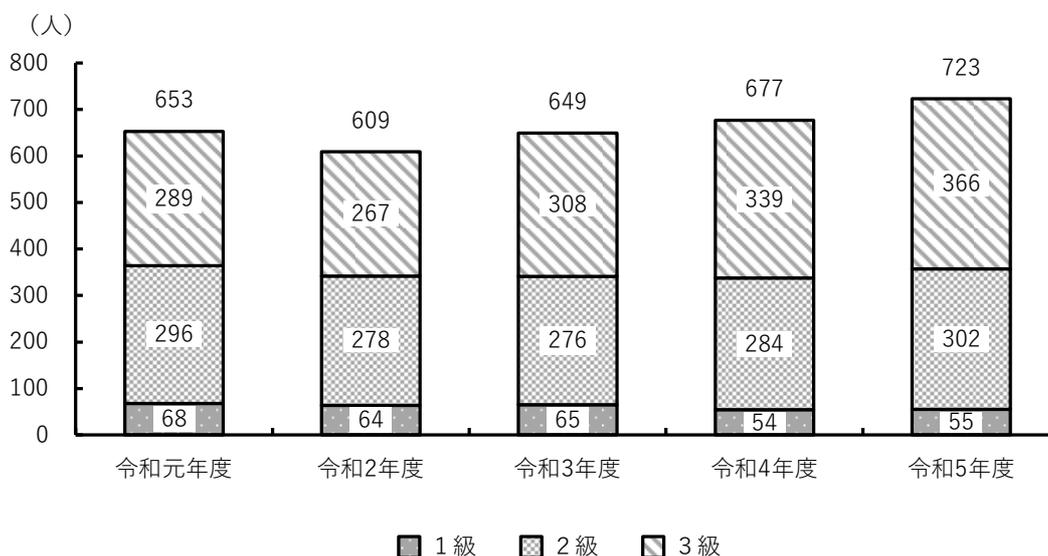


資料：社会福祉課（各年度3月末現在）

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和3年度から増加傾向となっており、令和5年度で723人となっています。等級別にみると、令和元年度から令和5年度の間で、特に3級が77人増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



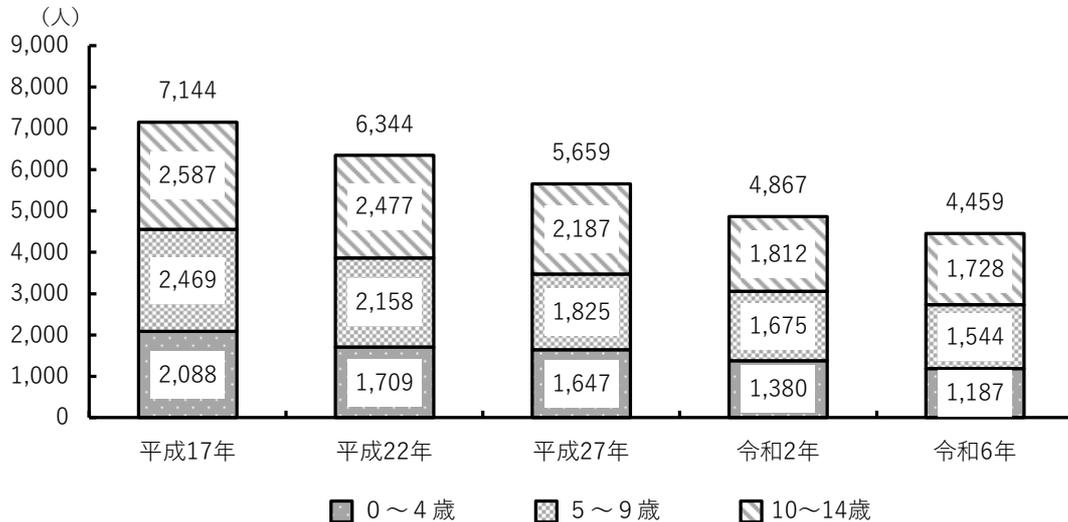
資料：社会福祉課（各年度3月末現在）

(5) 子どもの状況

① 子どもの人口

本市の子どもの人口の推移をみると、年々減少しており、令和6年では4,459人です。平成17年に比べて、2,685人減少しています。

■子どもの人口の推移

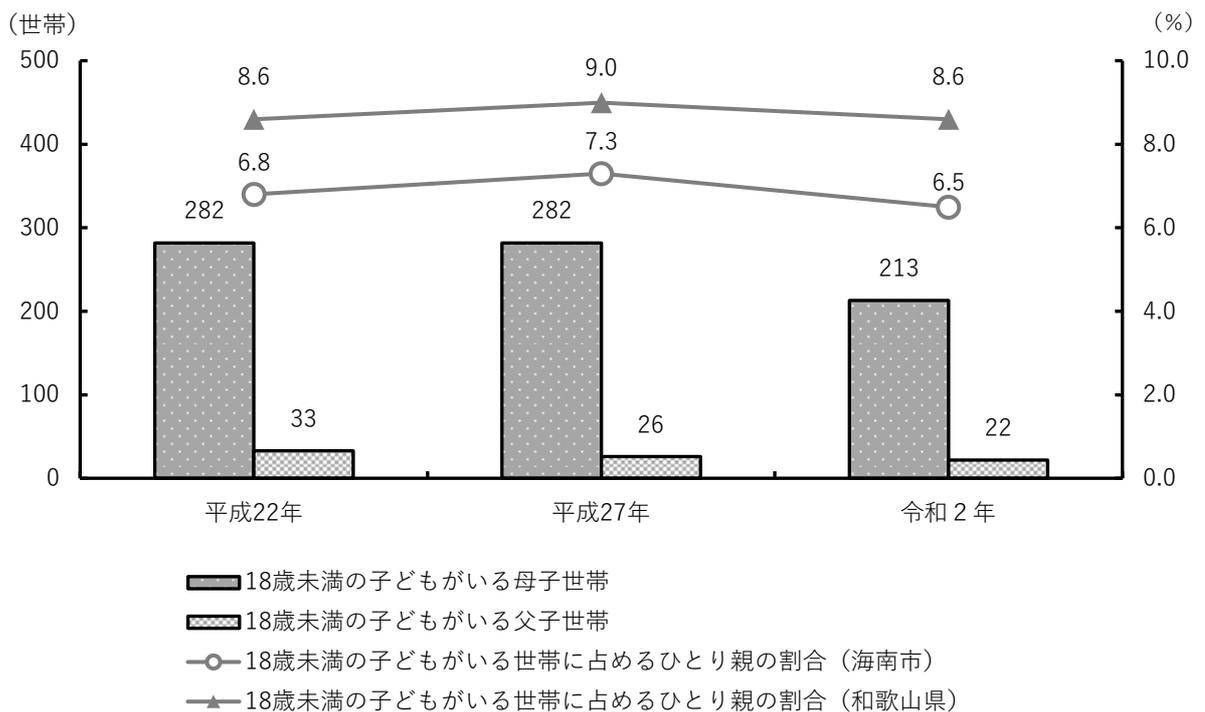


資料：平成17～令和2年は国勢調査、令和6年は住民基本台帳（3月末現在）

② ひとり親世帯

本市の18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数と割合の推移をみると、母子世帯数は、令和2年で213世帯となっています。また、父子世帯数は令和2年で22世帯となっています。18歳未満の子どもがいる世帯数に占めるひとり親世帯数の割合は増減を繰り返しており、和歌山県と比較すると、低い数値で推移しています。

■18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数と割合の推移

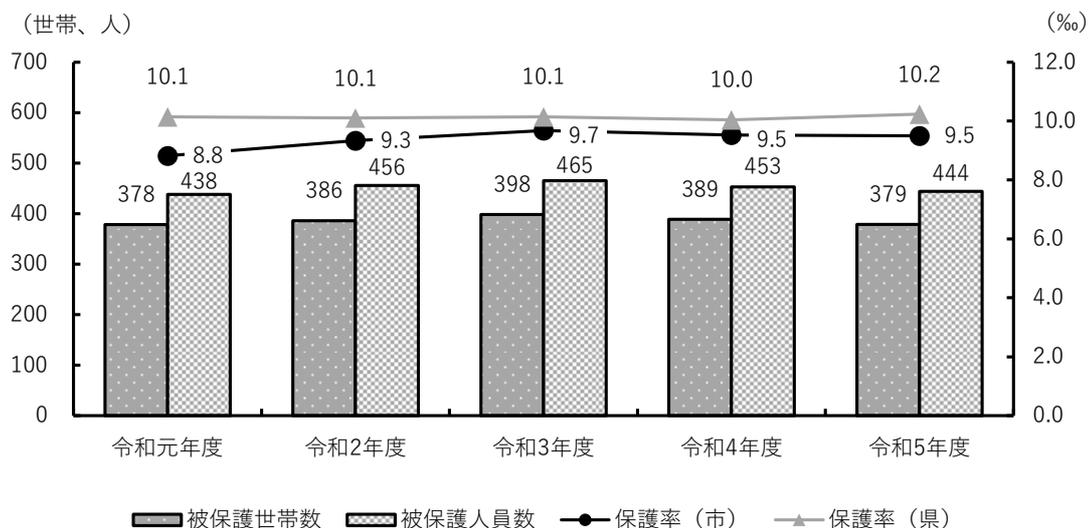


資料：国勢調査

(6) 生活保護の状況

本市の被保護世帯数・被保護人員数・保護率の推移をみると、被保護世帯数・被保護人員数は令和4年度から減少しており、令和5年度では被保護世帯数は379世帯、被保護人員数は444人となっています。保護率は県全体と本市を比較すると、低い数値となっており、9.5%となっています。

■被保護世帯数・被保護人員数・保護率の推移



資料：社会福祉課（各年度3月末現在）

2 市民アンケート調査結果からみる現状

(1) 調査の概要

① 調査の目的

住民の地域との関わりや日常生活の課題、福祉に対する意見や要望等を把握し、「海南市地域福祉計画・海南市地域福祉活動計画」の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

② 調査対象

本市在住の18歳以上の方から2,500人を無作為抽出

③ 調査期間

令和6年7月2日から令和6年7月16日

④ 調査方法

郵送配布・郵送回収による本人記入方式またはWEBによる回答方式

⑤ 回収状況

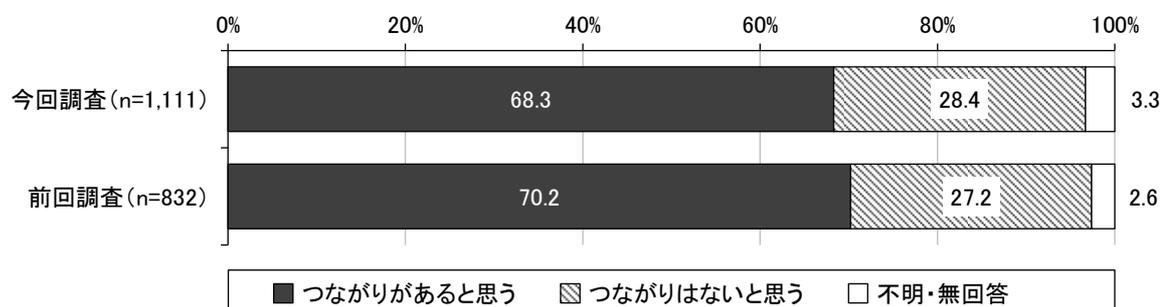
配布数	有効回答数	有効回答率
2,500人	1,111人	44.4%

(2) 調査結果

問 あなたは、地域とのつながりがあると思いますか。(どちらかに○)

「つながりがあると思う」が68.3%と、「つながりはないと思う」の28.4%を上回っています。

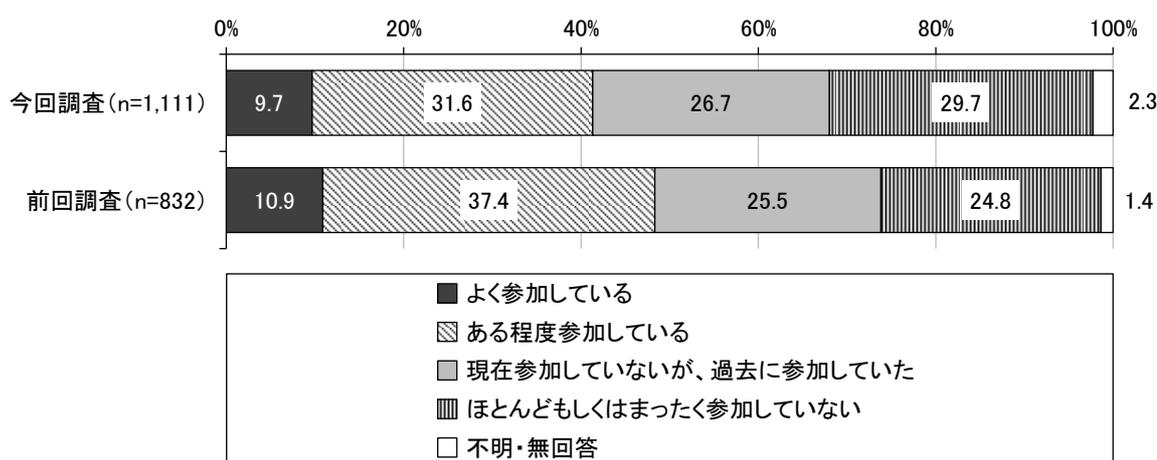
前回調査と比較すると、「つながりがあると思う」と答えた方の割合が低下傾向にあります。



問 あなたは、地域の活動（自治会や子ども会、PTAなど）や行事に参加していますか。
（ひとつだけ○）

「ある程度参加している」が31.6%と最も高く、次いで「ほとんどもしくはまったく参加していない」が29.7%、「現在参加していないが、過去に参加していた」が26.7%となっています。

前回調査と比較すると、「ある程度参加している」が5.8ポイント低くなっている一方、「ほとんどもしくはまったく参加していない」が4.9ポイント高くなっています。

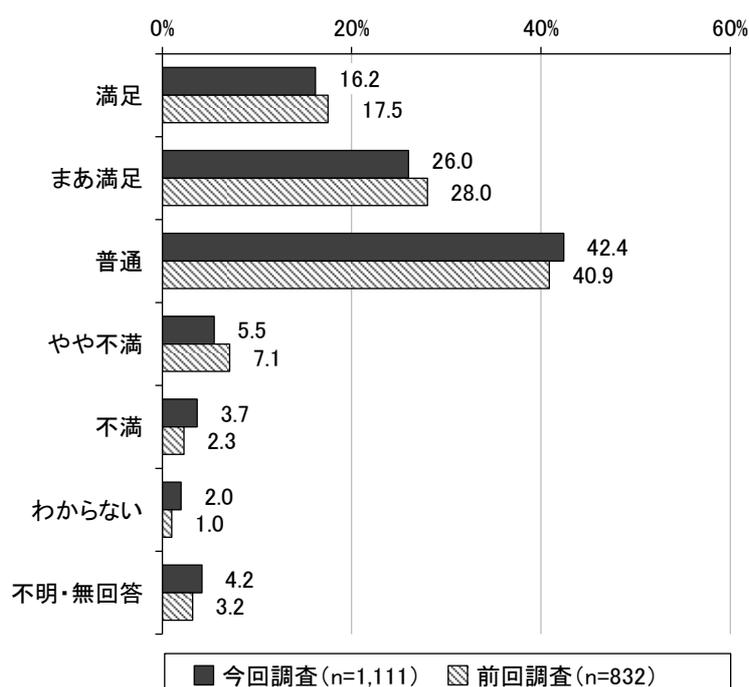


問 現在お住まいの地域の暮らしやすさはいかがですか。（各項目ひとつだけ○）

①近所の生活マナー

「普通」が42.4%と最も高く、次いで「まあ満足」が26.0%、「満足」が16.2%となっています。

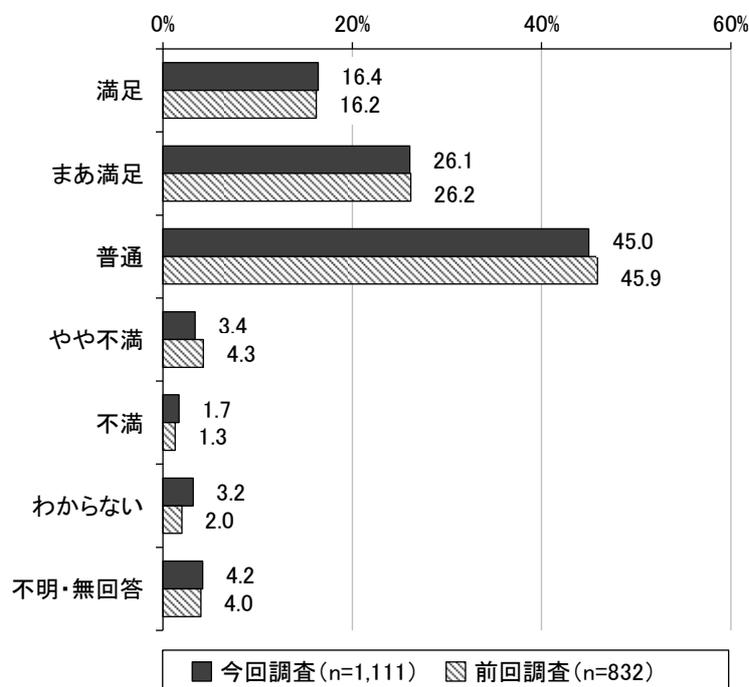
前回調査と比較すると、大きな差はありません。



②隣近所との関係

「普通」が45.0%と最も高く、次いで「まあ満足」が26.1%、「満足」が16.4%となっています。

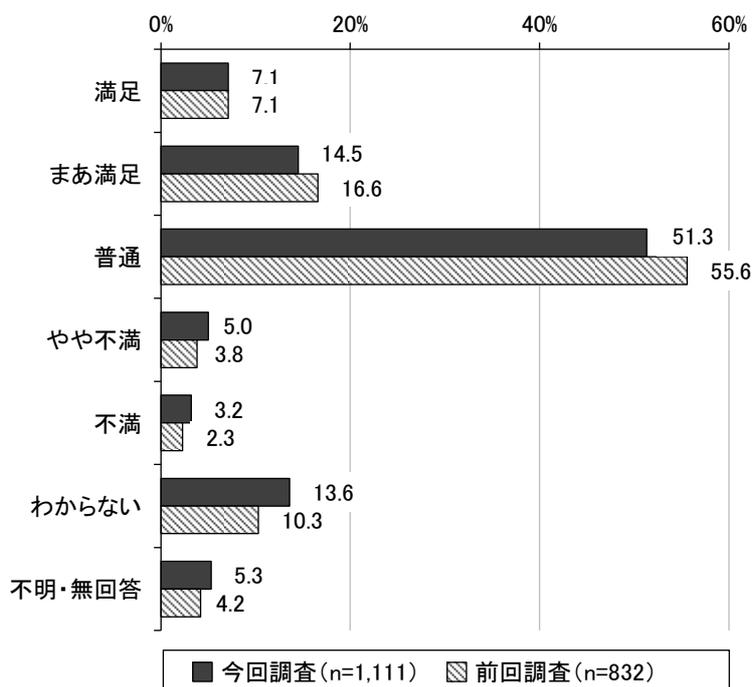
前回調査と比較すると、大きな差はありません。



③自治会などの地域活動

「普通」が51.3%と最も高く、次いで「まあ満足」が14.5%、「わからない」が13.6%となっています。

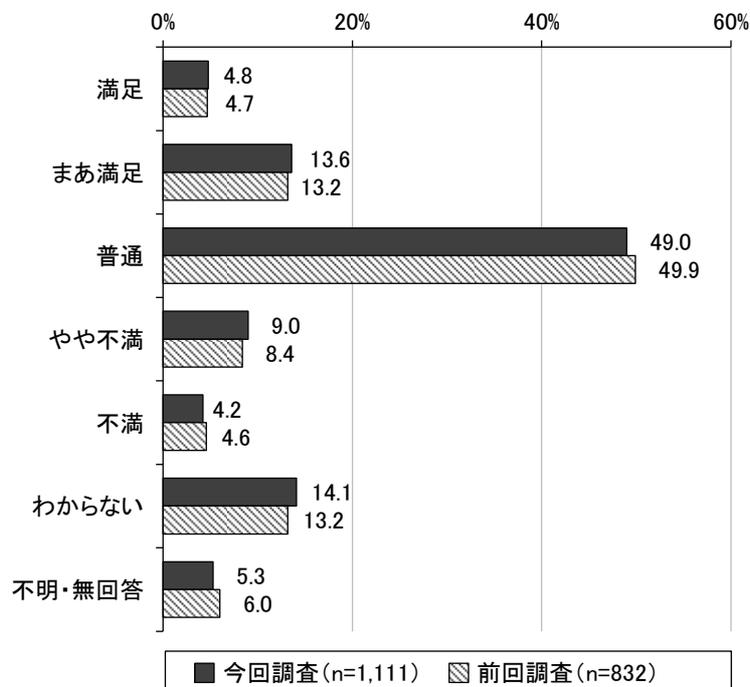
前回調査と比較すると、大きな差はありません。



④地域の防災体制

「普通」が49.0%と最も高く、次いで「わからない」が14.1%、「まあ満足」が13.6%となっています。

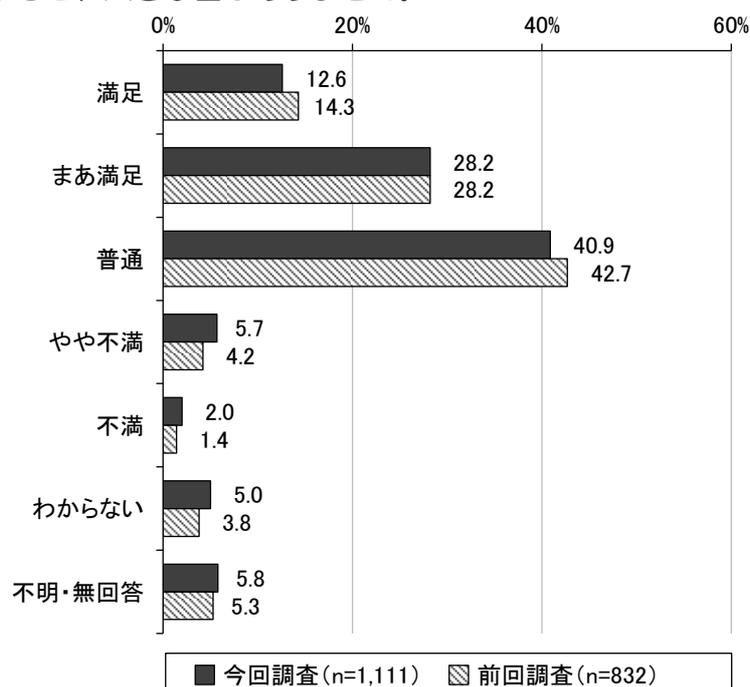
前回調査と比較すると、大きな差はありません。



⑤地域の治安

「普通」が40.9%と最も高く、次いで「まあ満足」が28.2%、「満足」が12.6%となっています。

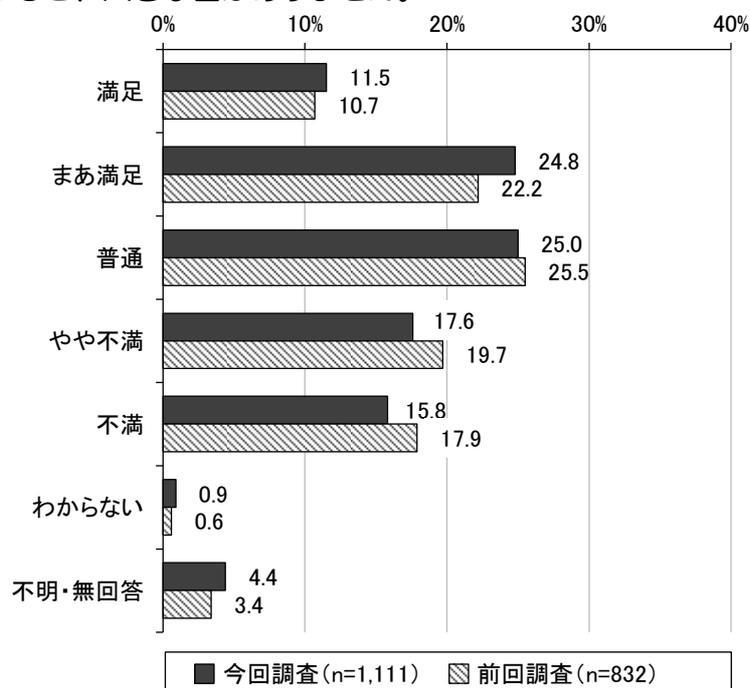
前回調査と比較すると、大きな差はありません。



⑥買い物などの便利さ

「普通」が25.0%と最も高く、次いで「まあ満足」が24.8%、「やや不満」が17.6%となっています。

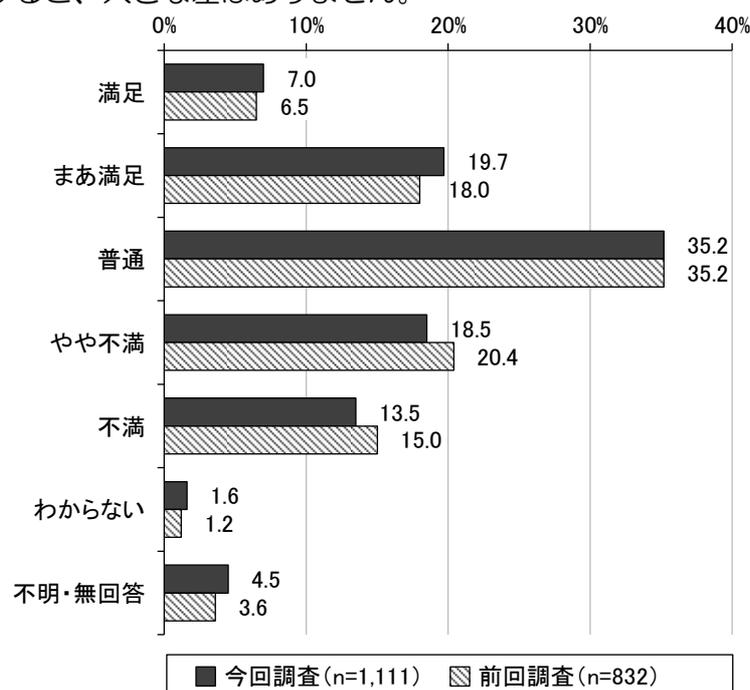
前回調査と比較すると、大きな差はありません。



⑦道路や歩道の歩きやすさ

「普通」が35.2%と最も高く、次いで「まあ満足」が19.7%、「やや不満」が18.5%となっています。

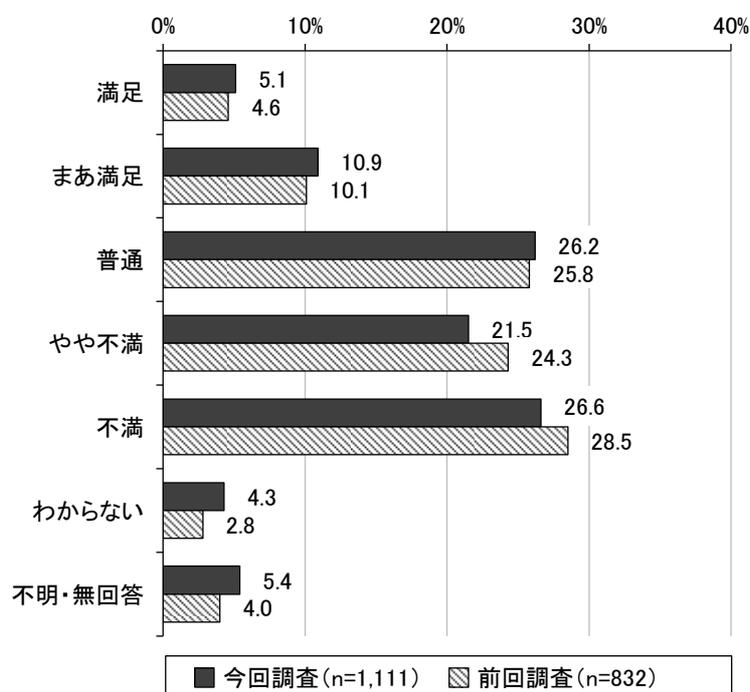
前回調査と比較すると、大きな差はありません。



⑧公共交通機関の利用のしやすさ

「不満」が26.6%と最も高く、次いで「普通」が26.2%、「やや不満」が21.5%となっています。

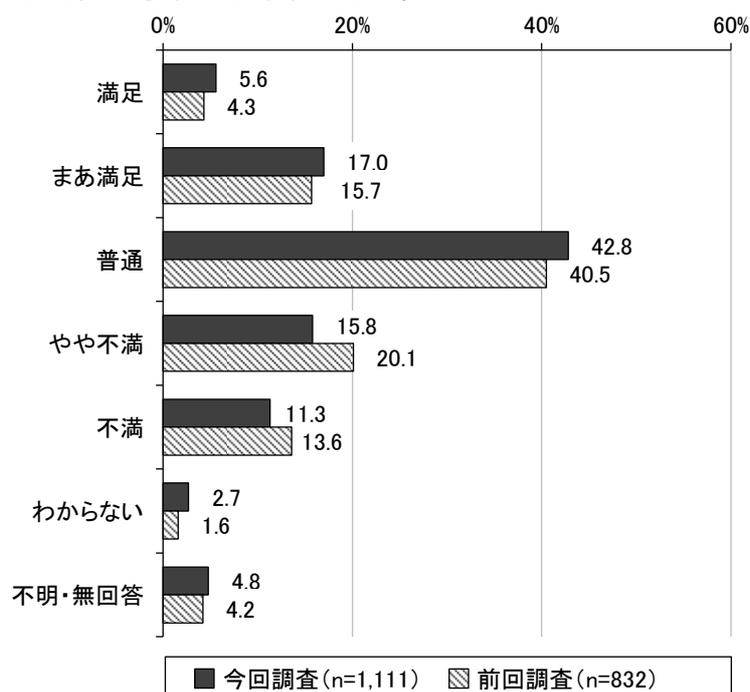
前回調査と比較すると、大きな差はありません。



⑨医療関係施設の充実

「普通」が42.8%と最も高く、次いで「まあ満足」が17.0%、「やや不満」が15.8%となっています。

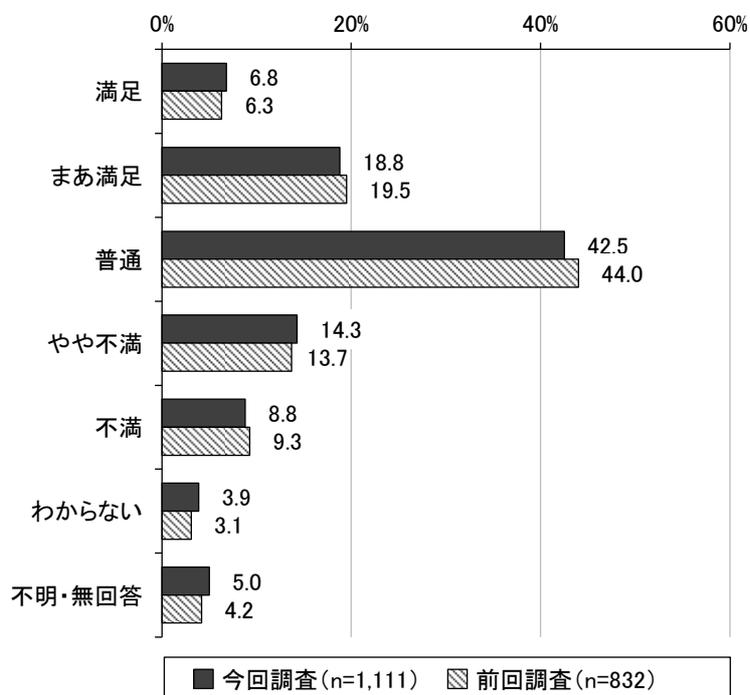
前回調査と比較すると、大きな差はありません。



⑩公園や自然が豊か

「普通」が42.5%と最も高く、次いで「まあ満足」が18.8%、「やや不満」が14.3%となっています。

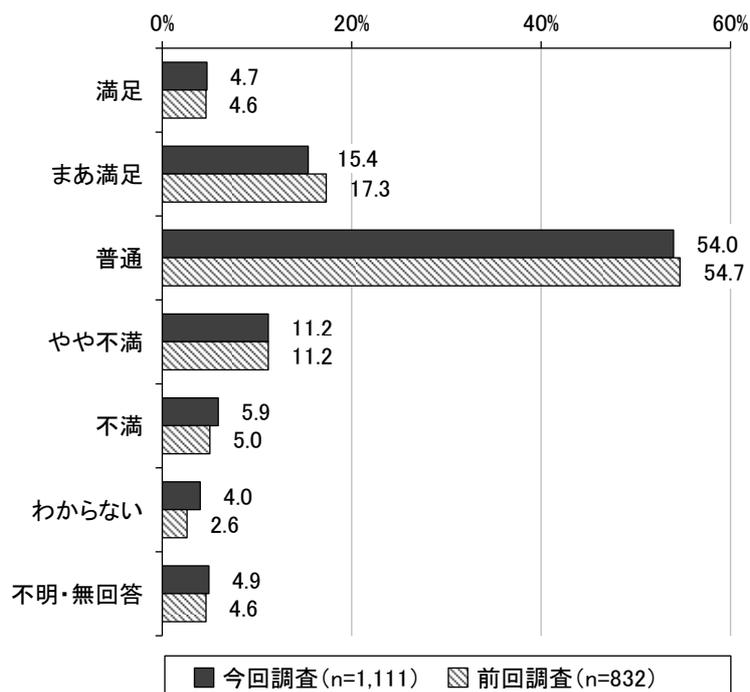
前回調査と比較すると、大きな差はありません。



⑪地域の美観

「普通」が54.0%と最も高く、次いで「まあ満足」が15.4%、「やや不満」が11.2%となっています。

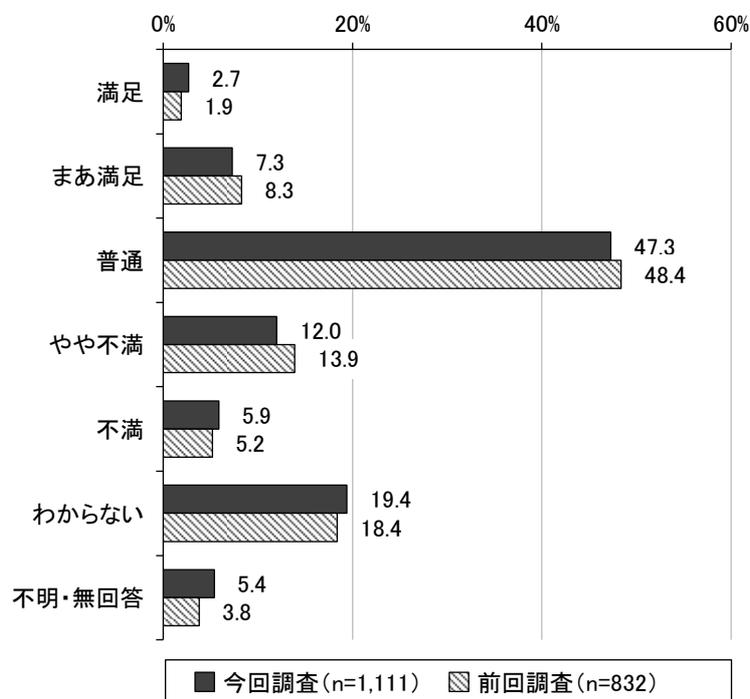
前回調査と比較すると、大きな差はありません。



⑫福祉や行政に関する身近な相談体制

「普通」が47.3%と最も高く、次いで「わからない」が19.4%、「やや不満」が12.0%となっています。

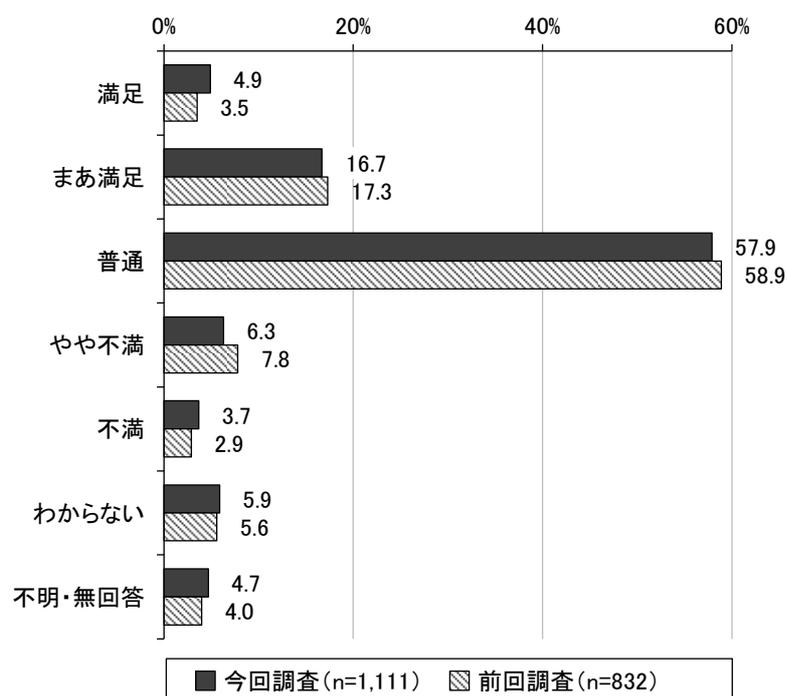
前回調査と比較すると、大きな差はありません。



⑬地域の雰囲気やイメージ

「普通」が57.9%と最も高く、次いで「まあ満足」が16.7%、「やや不満」が6.3%となっています。

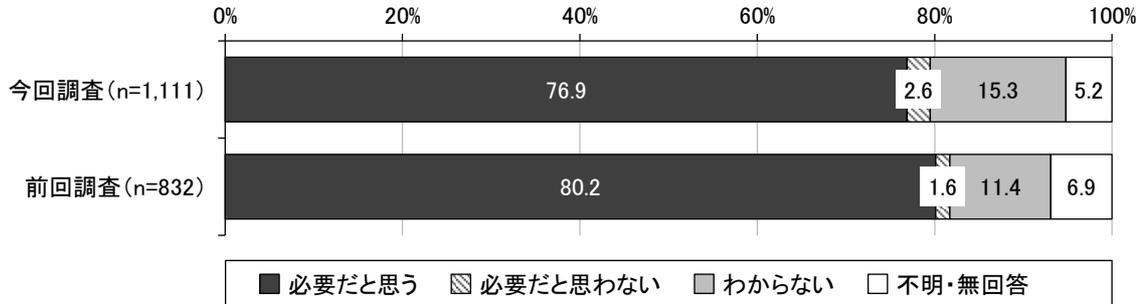
前回調査と比較すると、大きな差はありません。



問 あなたは身近な地域の困りごとに対して、住民同士の助け合いや支え合いが必要だと思いますか。(ひとつだけ○)

「必要だと思う」が76.9%と最も高く、次いで「わからない」が15.3%、「必要だと思わない」が2.6%となっています。

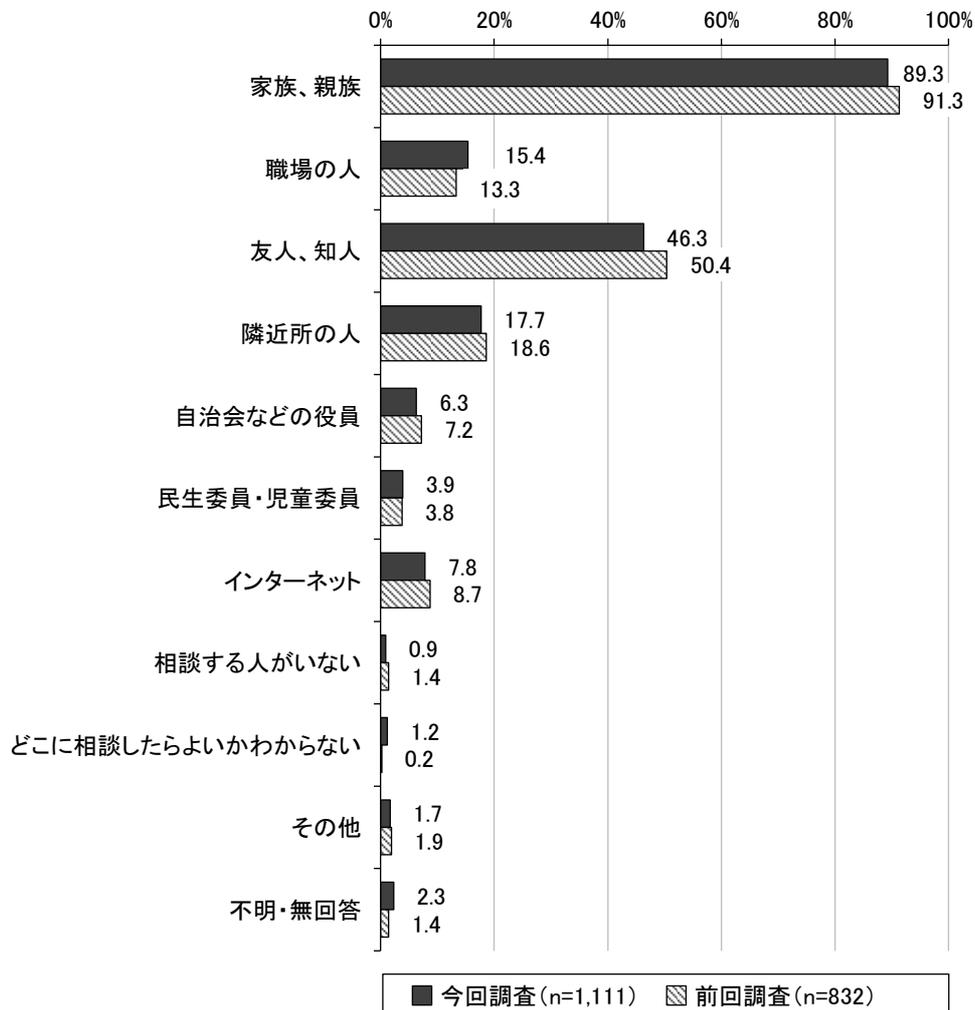
前回調査と比較すると、大きな差はありません。



問 あなたが、身近に困った時に相談する相手は誰ですか。(あてはまるものすべてに○)

「家族、親族」が89.3%と最も高く、次いで「友人、知人」が46.3%、「隣近所の人」が17.7%となっています。

前回調査と比較すると、大きな差はありません。

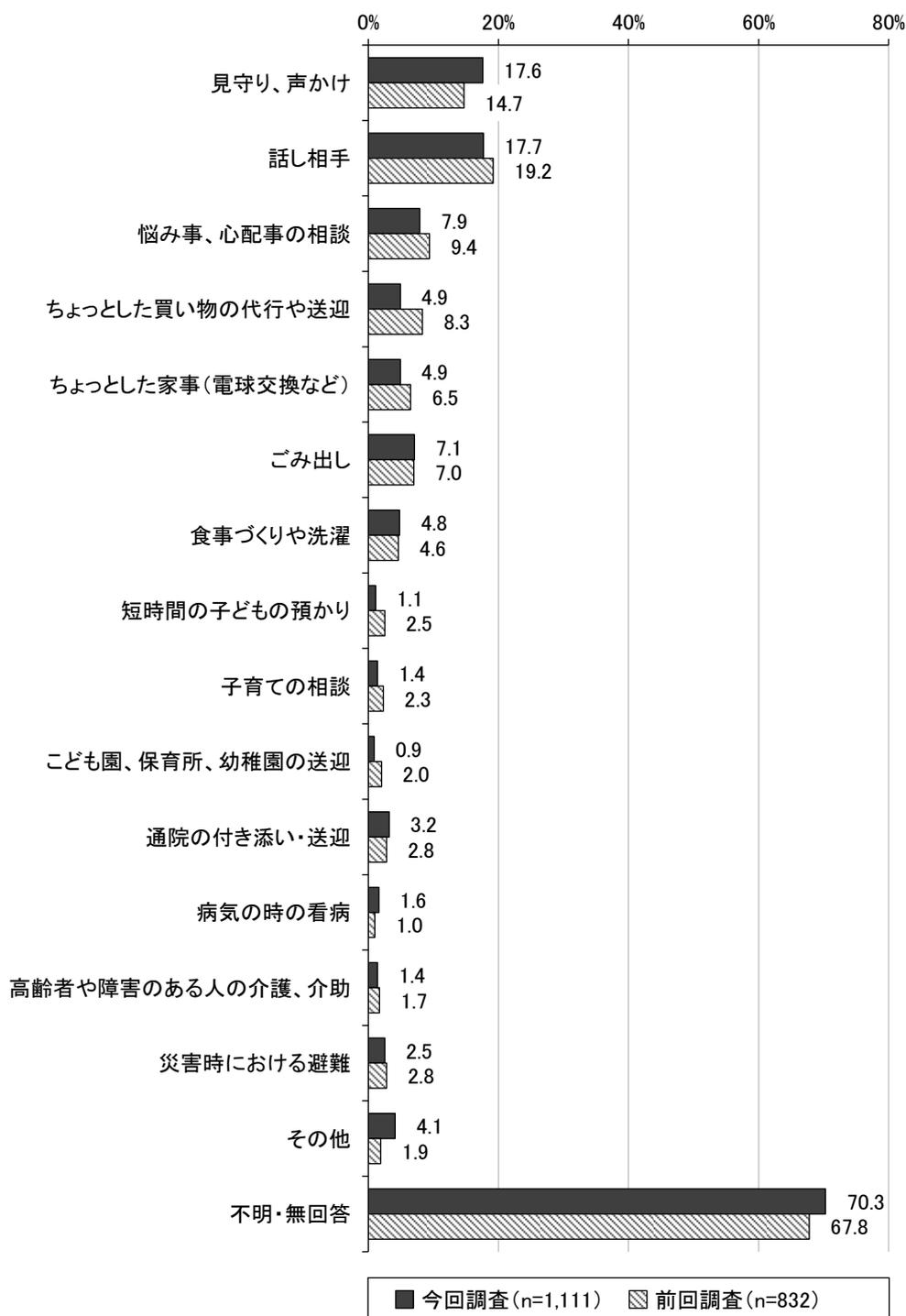


問 隣近所で困っている方がおられた場合、「①現在既に手助けしていること」や「②今後手助けできると思うこと」はありますか。また、あなたが「③現在もしくは将来的に手助けをしてほしいと思うこと」はありますか。（あてはまるものすべてに○）

①現在既に手助けしていること

「話し相手」が17.7%と最も高く、次いで「見守り、声かけ」が17.6%、「悩み事、心配事の相談」が7.9%となっています。

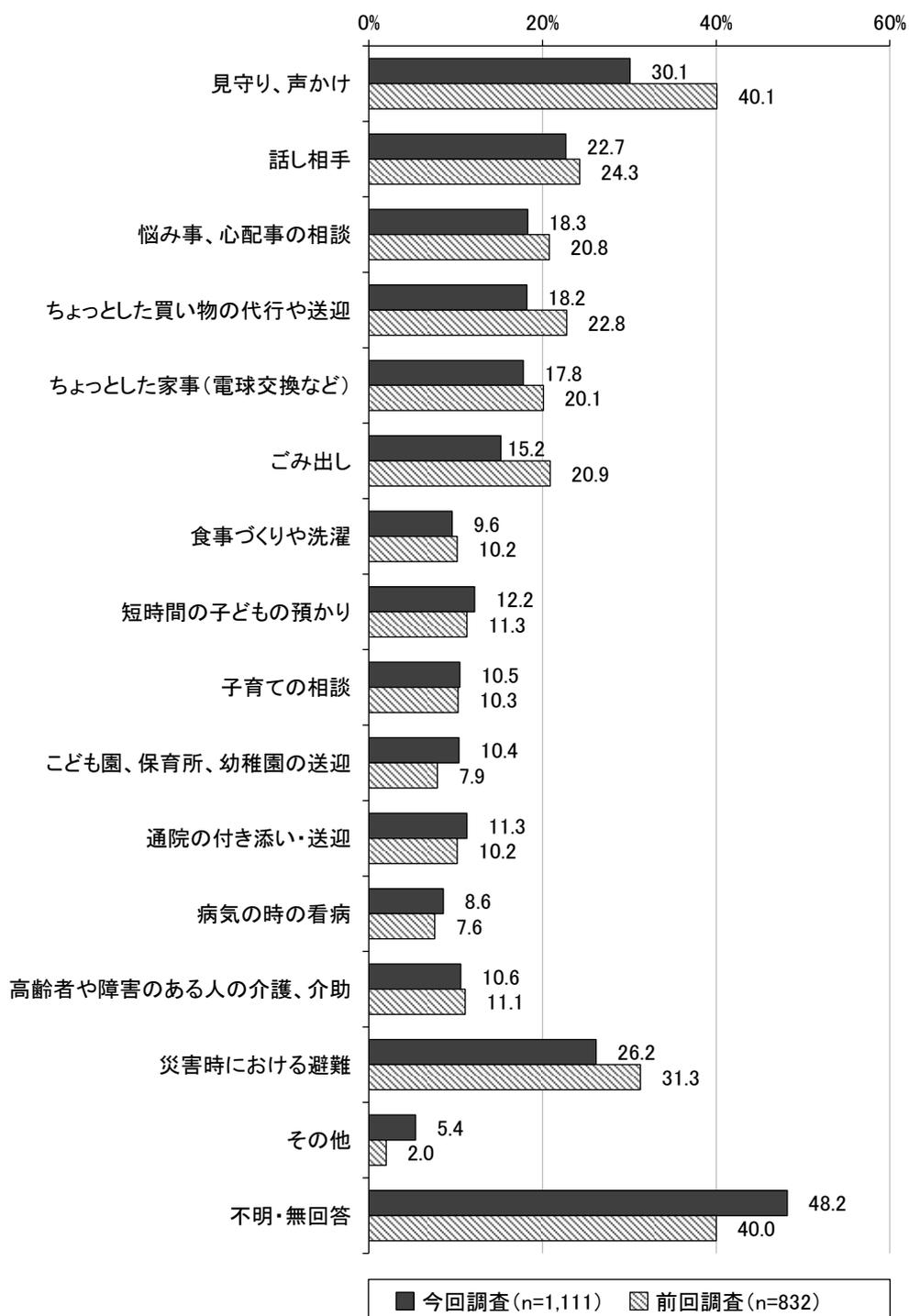
前回調査と比較すると、大きな差はありません。



②今後手助けできると思うこと

「見守り、声かけ」が30.1%と最も高く、次いで「災害時における避難」が26.2%、「話し相手」が22.7%となっています。

前回調査と比較すると、「見守り、声かけ」が10.0ポイント、「ごみ出し」が5.7ポイント、「災害時における避難」が5.1ポイント低くなっています。

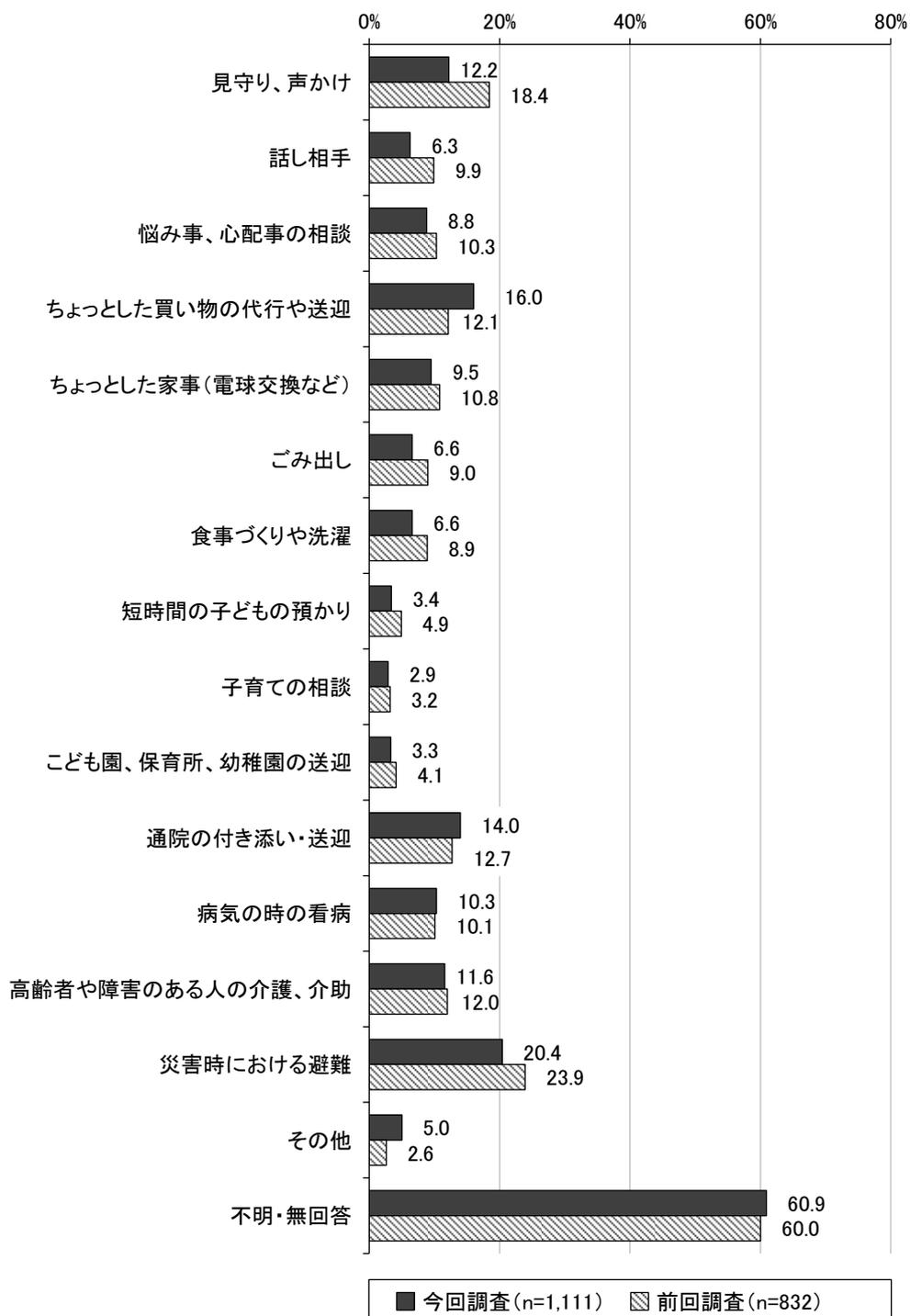


③現在もしくは将来的に手助けをしてほしいと思うこと

「災害時における避難」が20.4%と最も高く、次いで「ちょっとした買い物の代行や送迎」が16.0%、「通院の付き添い・送迎」が14.0%となっています。

前回調査と比較すると、「見守り、声かけ」が6.2ポイント低くなっています。

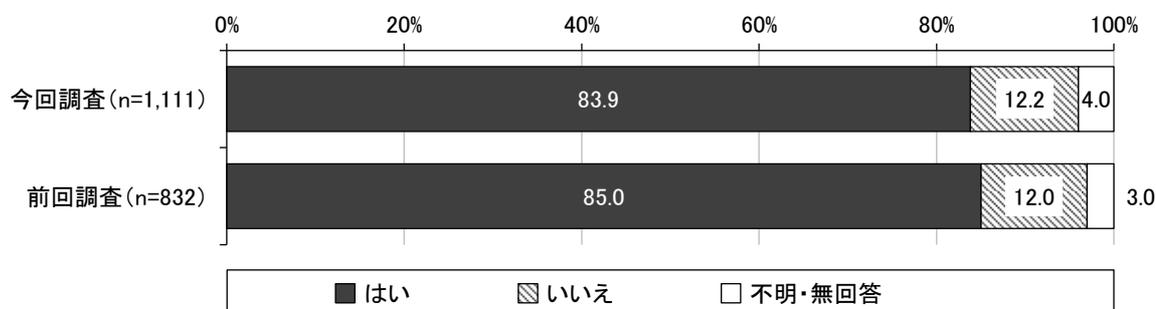
また、「ちょっとした買い物の代行や送迎」で3.9ポイント、「通院の付き添い・送迎」で1.3ポイント高くなっており、移動手段等の課題が増加傾向にあります。



問 あなたの防災に対する日頃からの取り組みや、災害など緊急時の対応について、お聞かせください。(各項目ひとつだけ○)

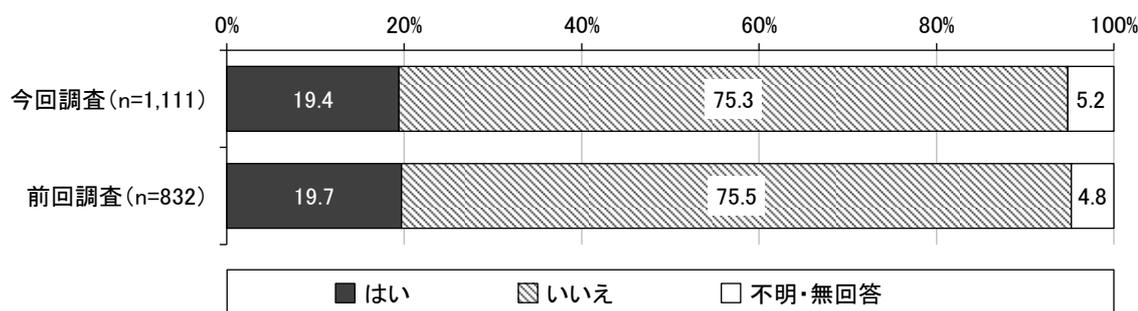
①災害時の避難場所について知っていますか

「はい」が83.9%と、「いいえ」の12.2%を上回っています。
 前回調査と比較すると、大きな差はありません。



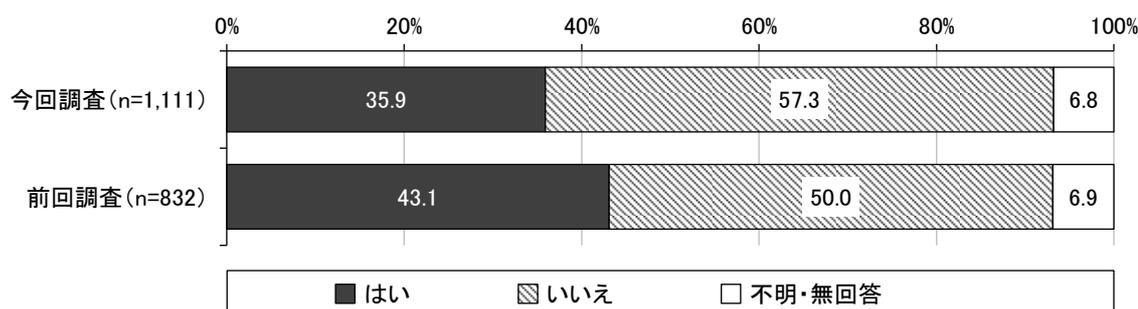
②災害などの緊急時に、避難所への誘導などの手助けが必要ですか

「いいえ」が75.3%と、「はい」の19.4%を上回っています。
 前回調査と比較すると、大きな差はありません。



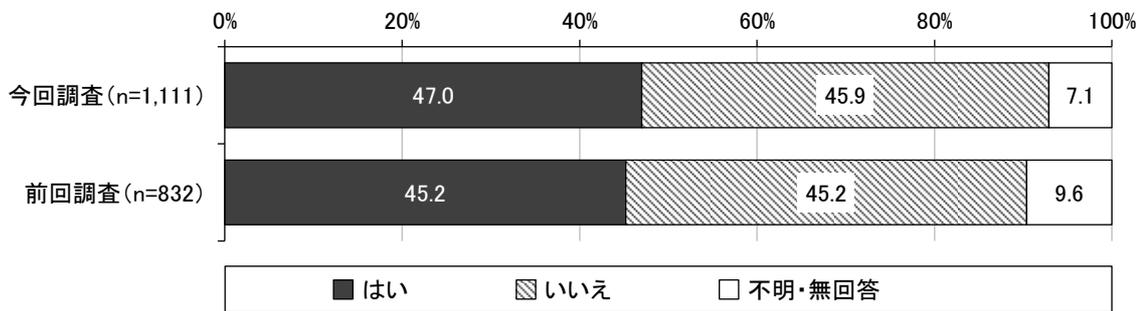
③隣近所で、自力で避難が困難だと思われる人（ひとり暮らし高齢者や障害のある人など）を知っていますか

「いいえ」が57.3%と、「はい」の35.9%を上回っています。
 前回調査と比較すると、「いいえ」が7.3ポイント高く、「はい」が7.2ポイント低くなっています。



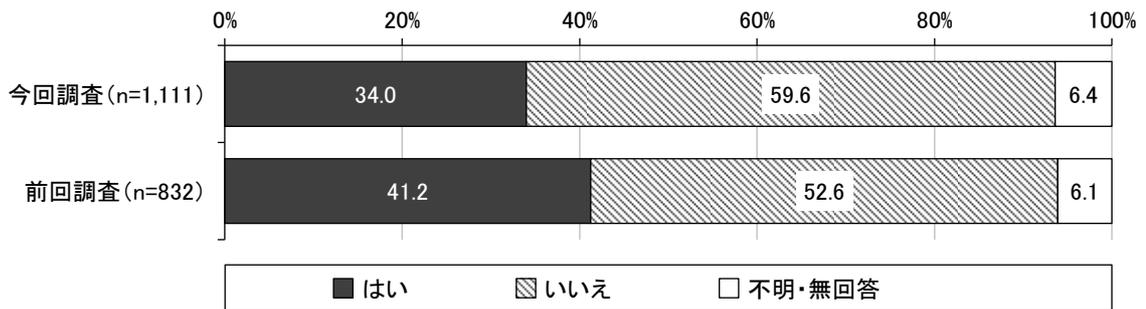
④自力で避難が困難だと思われる方の避難のお手伝いができますか

「はい」が47.0%と、「いいえ」の45.9%を上回っています。
前回調査と比較すると、大きな差はありません。



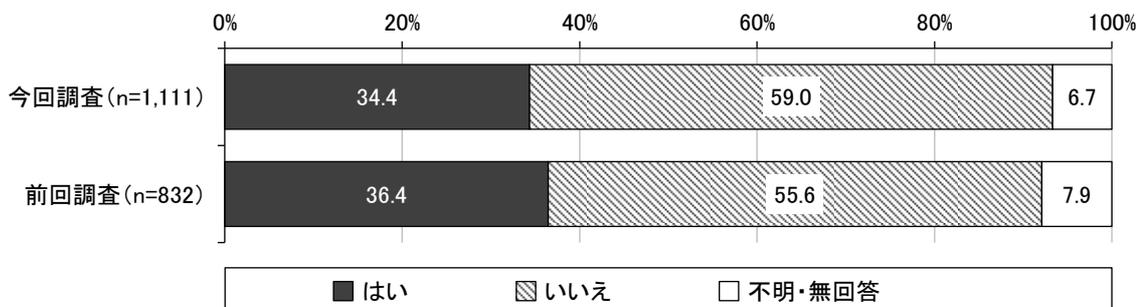
⑤日頃から地域の防災訓練に参加していますか

「いいえ」が59.6%と、「はい」の34.0%を上回っています。
前回調査と比較すると、「いいえ」が7.0ポイント高く、「はい」が7.2ポイント低くなっています。



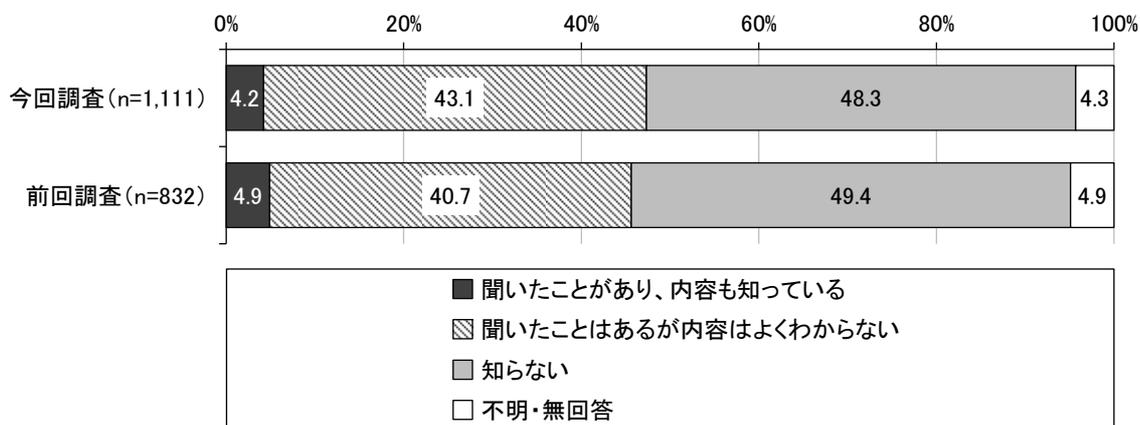
⑥地域に自主防災組織があることを知っていますか

「いいえ」が59.0%と、「はい」の34.4%を上回っています。
前回調査と比較すると、大きな差はありません。



問 生活困窮者自立支援法（制度）について、どの程度知っていますか。（ひとつだけ○）

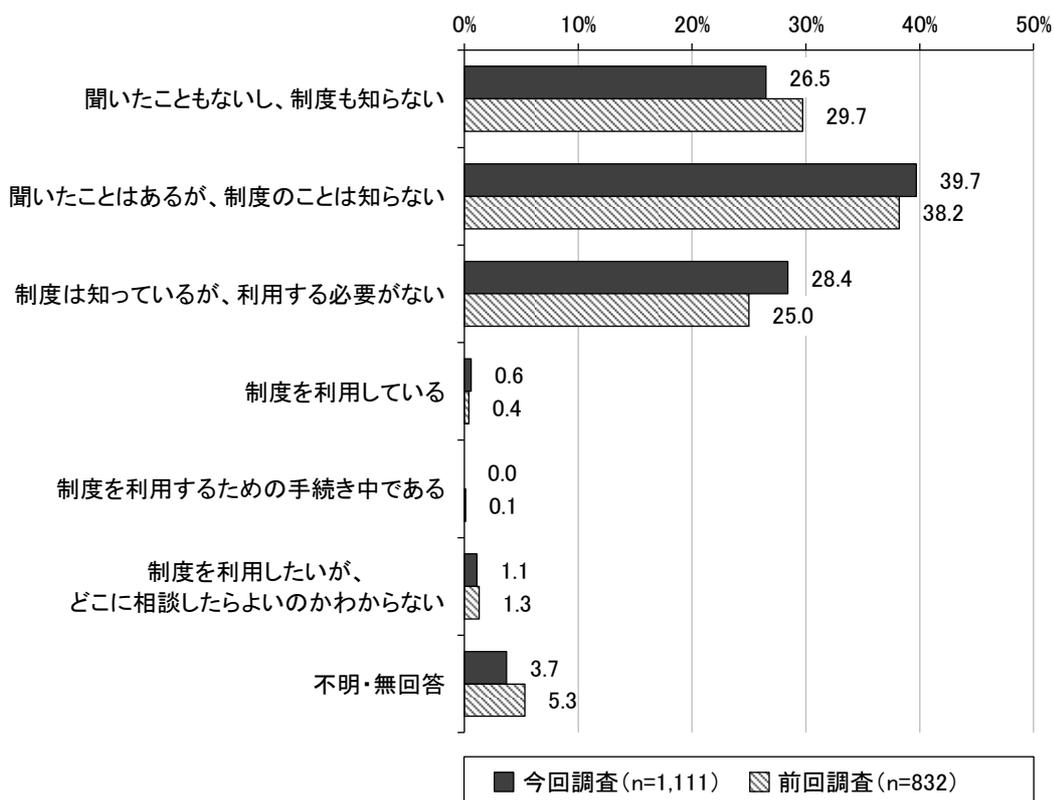
「知らない」が48.3%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが内容はよくわからない」が43.1%、「聞いたことがあり、内容も知っている」が4.2%となっています。
 前回調査と比較すると、大きな差はありません。



問 成年後見制度についてご存じですか。（ひとつだけ○）

「聞いたことはあるが、制度のことは知らない」が39.7%と最も高く、次いで「制度は知っているが、利用する必要がない」が28.4%、「聞いたこともないし、制度も知らない」が26.5%となっています。

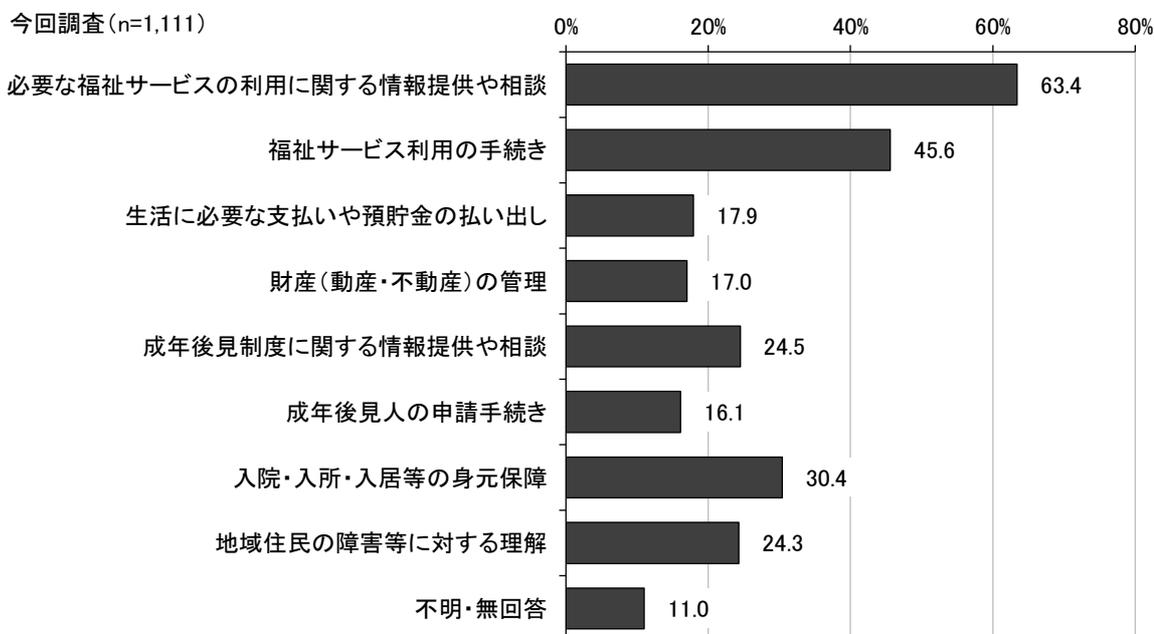
前回調査と比較すると、大きな差はありません。



問 認知症や知的障害、精神障害のある方など、判断能力が不十分な方が、地域で安心してくらししていくために、どのような支援が必要だと思いますか。

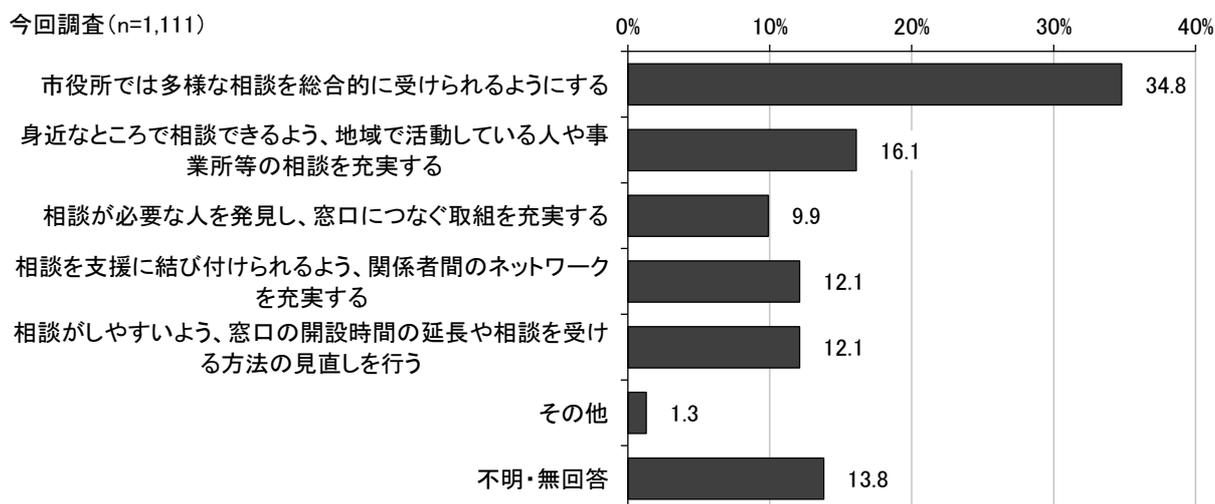
(あてはまるものすべてに○)

「必要な福祉サービスの利用に関する情報提供や相談」が63.4%と最も高く、次いで「福祉サービス利用の手続き」が45.6%、「入院・入所・入居等の身元保障」が30.4%となっています。



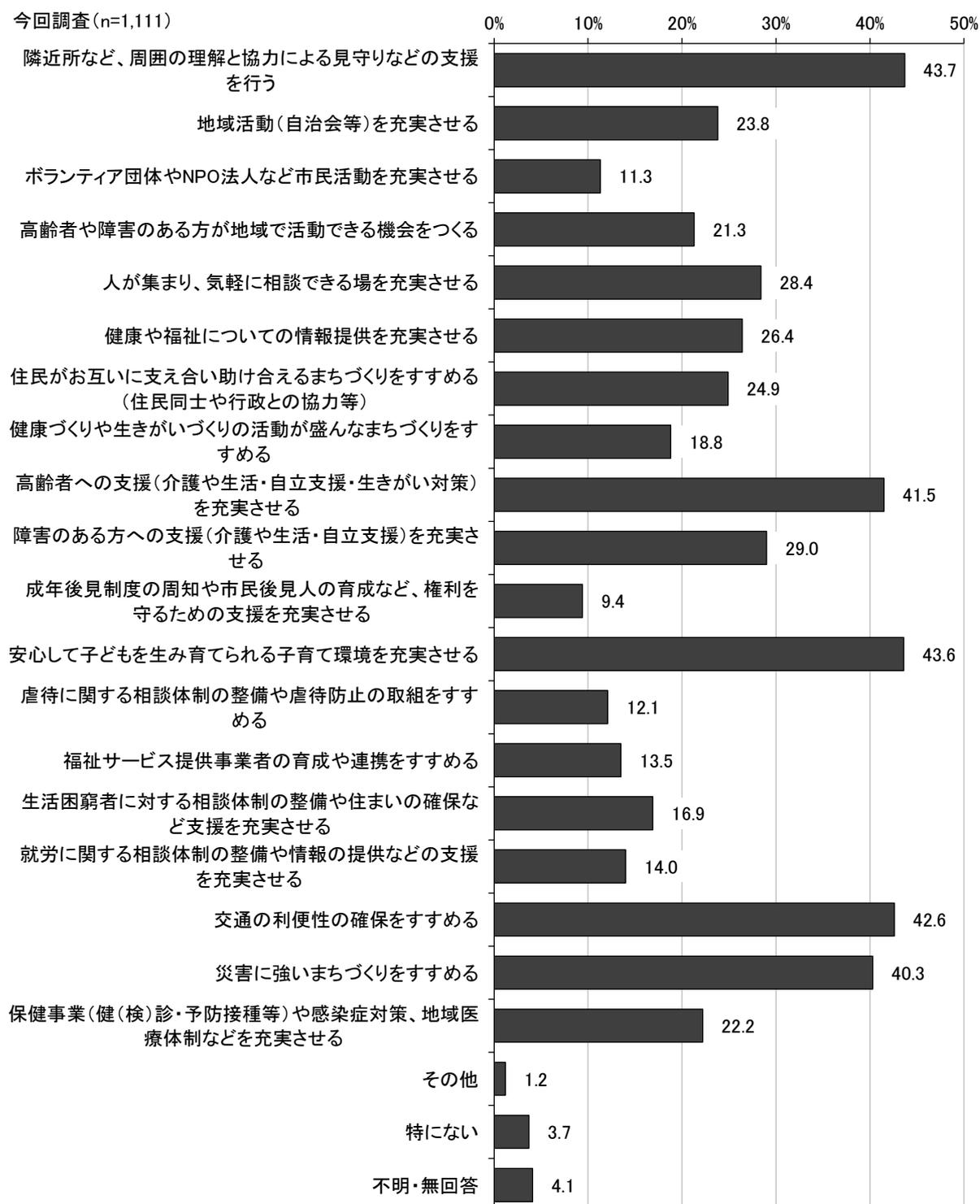
問 地域共生社会では、様々な生活課題に制度の枠を超えて横断的に対応する相談支援体制が求められます。海南市がそうした相談支援を充実していくうえで、どのような取組に最も力を入れるべきだと思いますか。(ひとつだけ○)

「市役所では多様な相談を総合的に受けられるようにする」が34.8%と最も高く、次いで「身近なところで相談できるよう、地域で活動している人や事業所等の相談を充実する」が16.1%、「相談を支援に結び付けられるよう、関係者間のネットワークを充実する」「相談がしやすいよう、窓口の開設時間の延長や相談を受ける方法の見直しを行う」が12.1%となっています。



問 誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために、どのような取組が必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う」が43.7%と最も高く、次いで「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」が43.6%、「交通の利便性の確保をすすめる」が42.6%となっています。



3 地域福祉懇談会からみる現状

市内の7箇所で地域福祉懇談会を開催し、地域の方々と共に計画づくりに取り組みました。

冒頭に統計資料や懇談会実施地域の現状を説明した後、グループにわかれ、普段の生活で困っていることや不安に思っている課題を出し合い、その課題について「自分たち（地域）でできること」を話し合いました。

地区名	実施日	場所	参加者数
下津地区 (下津第一中学校区)	令和6年7月25日(木)	海南市民交流センター	16人
巽地区 (巽中学校区)	令和6年7月30日(火)	海南市役所	20人
亀川地区 (亀川中学校区)	令和6年8月1日(木)	海南市役所	24人
黒江・船尾・日方地区 (海南中学校区)	令和6年8月8日(木)	海南nobinos	40人
内海・冷水・大野地区 (第三中学校区)	令和6年8月19日(月)	海南nobinos	27人
大東・塩津・大崎地区・ 加茂・仁義地区 (下津第二中学校区)	令和6年8月20日(火)	下津行政局	21人
北野上・中野上・南野上地区 (東海南中学校区)	令和6年8月26日(月)	海南市住民センター	40人



(1) 下津地区

開催日：令和6年7月25日（木） 場所：海南市民交流センター 参加者数：16人

地区データ	下津地区
人口	3,033人
世帯数	1,421世帯
年少人口割合（0～14歳）	7.6%
生産年齢人口割合（15～64歳）	50.6%
老年人口割合（65歳以上）	41.8%

長所
<ul style="list-style-type: none"> ○山と海が近い ○駅が近い ○コンパクトにまとまっている（学校、文化財、農林水産） ○文化財、国宝がある ○こども食堂がはじまった <p style="text-align: right;">等</p>

検討したテーマ	地域の課題	地域でできること・すでにできていること
買い物支援	<ul style="list-style-type: none"> ○商店、食料品の店がない ○買い物難民 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域で買い物ツアー ○コミュニティバスで買い物ツアー ○乗り合わせて買い物に行く
防災	<ul style="list-style-type: none"> ○防災無線が聞こえにくい ○災害時の避難方法がわからない 	<ul style="list-style-type: none"> ○地区の災害マップづくり ○災害のふりかえり ○災害状況をたくさんの人に話す
こども食堂の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○こども食堂の活用(もっと子どもたちが集まり、高齢者とふれあってほしい) ○こども食堂の認知度が低い 	<ul style="list-style-type: none"> ○こども食堂の充実 ○農家、漁師とのつながり ○食品の寄付 ○デイサービスの人にボランティアで参加してもらう
担い手不足・メンバーの固定化	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもと大人の交流が減少 ○メンバーが固定化 ○60歳代以下の参加が少ない ○付き合いが限定的 ○定年後の活動場所がない ○サロンの周知不足 	<ul style="list-style-type: none"> ○下津ファミリー広報 ○若者を巻き込む ○関係性を広げる ○まずは話すこと、あいさつからはじめる ○居場所づくり（囲碁将棋、カラオケ等）
交通手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○交通手段がない ○車がないと不便（免許返納に不安） ○高齢者の移動が不便 	<ul style="list-style-type: none"> ○ライドシェアの活用

検討したテーマ	地域の課題	地域でできること・すでにできていること
世代格差	<ul style="list-style-type: none"> ○若者との意識の違い ○交流がないため子どもたちに自分たちの知識を伝えることができない 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもから高齢者までつながり、孤独をなくす

その他で挙げた意見	
地域の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティバスのルートが悪い ○道が狭くてコミュニティバスが通れない ○福祉の要である社協下津事業所がない
地域でできること・すでにできていること	<ul style="list-style-type: none"> ○買い物ついでに、買い物を引き受ける ○公民館の開放 ○普段から声かけをする ○障害のある人に対して、どのような手伝いができるか学ぶ
行政等に希望すること	<ul style="list-style-type: none"> ○企業誘致 ○津波対策 ○行政局の場所（何度も浸水している）

(2) 異地区

開催日：令和6年7月30日（火） 場所：海南省役所 参加者数：20人

地区データ	異地区
人口	6,409人
世帯数	2,826世帯
年少人口割合（0～14歳）	13.9%
生産年齢人口割合（15～64歳）	55.1%
老年人口割合（65歳以上）	31.0%

長所
<ul style="list-style-type: none"> ○地域の方々が集えるお祭りがある ○コンビニやスーパー等の買い物が便利 ○見守り隊の方々が非常に多い ○まちづくり協議会が結成されている ○元気で活動的な方が多い <p style="text-align: right;">等</p>

検討したテーマ	地域の課題	地域でできること・すでにできていること
交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ○交通量が多く信号等が必要 ○車のスピードが速い ○交通の便は良いが、危険も多い 	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全講習会に積極的に参加する
移動手段	<ul style="list-style-type: none"> ○近くにお店があっても歩いて行けない ○高齢者が病院に行きにくい ○公共交通機関がないため、自動車に頼らざるを得ない（特に高齢者） 	<ul style="list-style-type: none"> ○マイカーでの送迎グループをつくり、支援する ○有料ボランティアに送迎や通院の付き添いを依頼する
自治会	<ul style="list-style-type: none"> ○住民の自治会離れ（若者が入らない、退会者の増加） ○自治会活動の周知不足 ○役員の高齢化、引き受け手がない 	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会の戸数を少なくする（150軒以上は多すぎる） ○自治会の活動を広くPRし、広く知ってもらう ○役員の選出方法を変更する ○重根地区（宮橋地区）は新しい区画整理地区のため、転入者に対し自治会が説明に行き、入会を勧める

検討したテーマ	地域の課題	地域でできること・すでにできていること
後継者不足	<ul style="list-style-type: none"> ○退職年齢が高くなり、地域活動をする人が減っている ○各団体（担い手）の高齢化 ○各団体の会議のメンバーが固定化している 	<ul style="list-style-type: none"> ○次世代を育てる工夫 ○活動に継続して参加する ○色々な世代を巻き込む
つながりの希薄化	<ul style="list-style-type: none"> ○区画整理で急に人が増えたため人の交流がない ○近所付き合いの減少 ○地域の交流の場が少ない ○地域全体が盛り上がる祭事がない（小中学校の運動会、公民館の文化祭、夏祭りなど） 	<ul style="list-style-type: none"> ○隣近所への声かけ（特に一人暮らしの人） ○気軽に声かけができる集いを多く開く（サロン等） ○空き家を活用してお茶ができる場所をつくる ○大きなイベント、祭りを増やす（子ども神輿の復活）
世代間交流	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者世帯と若い世代の交流が少ない ○子どもも参加できる行事がない（子どもが来ない） ○高齢者のサロンへの関心が低い ○サロンがない地区がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域と学校で連携 ○子どもと大人の交流、イベントを行う ○保護者への教育 ○地域の人と小学生で農園をつくり、収穫した野菜をみんなで食べる ○かまどベンチでクッキング、みんなで食事（防災訓練を兼ねる） ○幼児と高齢者の集い
情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> ○各世代・各団体に情報が届きづらい 	<ul style="list-style-type: none"> ○回覧板の工夫 ○異地区のホームページの開設
災害	<ul style="list-style-type: none"> ○一人暮らしの人、高齢者の災害時の避難が心配（避難所に行くまで時間がかかり危険度が高い、坂の上でエレベーターがない） 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害をきっかけにつながりをつくる

その他で挙げた意見	
地域の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○一人暮らし高齢者の増加 ○いざという時に頼りになる人が少ない ○空き家の増加や草がたくさん生え、苦情もある ○河川や道路の荒廃（美化活動の衰退） ○猪、狸が土地や作物を荒らす

(3) 亀川地区

開催日：令和6年8月1日（木） 場所：海南市役所 参加者数：24人

地区データ	亀川地区
人口	7,685人
世帯数	3,235世帯
年少人口割合（0～14歳）	13.9%
生産年齢人口割合（15～64歳）	59.2%
老年人口割合（65歳以上）	26.9%

長所
<ul style="list-style-type: none"> ○自然が豊かで静かな地域 ○公民館活動が多い ○お出かけイベントを定例化できているサロンがある ○外出支援ボランティアのメンバーがいる ○新しい世代が自治会へ入るサポートができている地区がある <p style="text-align: right;">等</p>

検討したテーマ	地域の課題	地域でできること・すでにできていること
買い物支援	<ul style="list-style-type: none"> ○買い物が不便 ○店舗（スーパー、コンビニ）が近くにない 	<ul style="list-style-type: none"> ○移動販売車を呼ぶ ○スマホで注文、宅配サービス
災害対応	<ul style="list-style-type: none"> ○亀の川周辺の水害が心配 ○災害時に孤立する、避難所がない ○ため池が災害時どうなるか心配 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時一方通行 ○タブレットで生存（安否）確認 ○防災への取組を情報発信（消防団活動等の周知）
自治会離れ	<ul style="list-style-type: none"> ○人口増加の割に加入する人が少ない ○若者、若い世帯が自治会に入らず、高齢化している ○新しい担い手がない（役員、消防団等） ○自治会費が高い 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民同士のふれあいの場に自治会を活用してもらう ○自治会総会に参加してもらう ○青年部をつくる
世代間交流	<ul style="list-style-type: none"> ○若い方と高齢者とで考え方が違う ○若い人（世帯）が増えているが仕事が忙しく話し合う機会が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ○世代間交流の場をつくる ○スマホ教室（若い世代が高齢者に教える） ○子どもたちが施設訪問する（訪問しやすい施設に） ○サロンで高齢者と中学生が交流する ○ネット等を通じて地域活動を知ってもらう

検討したテーマ	地域の課題	地域でできること・すでにできていること
コミュニティの衰退	<ul style="list-style-type: none"> ○隣近所の付き合いがない ○老人が多い ○子どもたちを見かけない 	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつ運動のスローガンをつくり、垂れ幕で周知する ○両隣を知る ○地域の掃除の後に懇親会（芋煮会等）を開き、若い人と話し合う機会をつくる
ITの活用・魅力あるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○IT環境が遅れている ○働く場所が少ない ○生活は便利になってきたが、高齢者には難しい 	<ul style="list-style-type: none"> ○IT企業の誘致 ○若い世代が住み続けたいまちづくり ○デジタル技術（ホームページ、インスタ、ZOOM等）を活用した情報発信
ふれあい	<ul style="list-style-type: none"> ○公民館行事への参加が少ない ○若い人（世帯）が増えているが、若い人は仕事が忙しいので話し合える場が少ない ○コロナの時期があって、家に閉じこもり気味、ふれあいが弱い 	<ul style="list-style-type: none"> ○皆の関心が集まる場づくり ○地区を超えた交流を企画 ○お酒を飲みながら交流 ○地域行事の開催（夏祭り、秋祭り、七夕、団子づくり、お月見等）

その他で挙げた意見	
地域の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○道幅が狭い（救急車等の緊急車両、コミュニティバスが入れない） ○子どもの通学路が危険 ○沿道の枯れた古木が危険 ○同居世帯が減少している ○子ども世代が和歌山市へ移住する ○病気等の緊急時、災害時の対応 ○買い物不便で日用品が揃いにくい ○空き家の増加 ○農業離れによる休耕田（草まみれの田んぼ）の増加 ○山間部の道路の掃除や草かりが大変 ○農作物の害が多い地区
地域でできること・すでにできていること	<ul style="list-style-type: none"> ○花いっぱい活動
行政等に希望すること	<ul style="list-style-type: none"> ○市の自治会助成金（現在一世帯300円）が少なく活動しづらいので増額してほしい（一世帯1,000円）

(4) 黒江・船尾地区、日方地区

開催日：令和6年8月8日（木） 場所：海南 nobinos 参加者数：40人

地区データ	黒江・船尾地区	日方地区
人口	4,155人	3,649人
世帯数	2,133世帯	1,972世帯
年少人口割合（0～14歳）	5.4%	7.4%
生産年齢人口割合（15～64歳）	49.4%	49.0%
老年人口割合（65歳以上）	45.2%	43.6%

長所
<ul style="list-style-type: none"> ○海南（黒江室山）古墳がある ○駅に近く利便性が良い ○漆器が有名 ○市役所が近い ○地区にまとまりがある <p style="text-align: right;">等</p>

検討したテーマ	地域の課題	地域でできること・すでにできていること
高齢化	<ul style="list-style-type: none"> ○一人暮らし高齢者が多い ○地域の担い手不足 ○一人暮らし高齢者の交流機会がない ○高齢者の閉じこもり 	<ul style="list-style-type: none"> ○活躍、挑戦の場（行事、ボランティア）を増やす ○一人暮らしの人を気にかけるようにする ○高齢者と困りごと（ニーズ）を察知するための関係づくりをする ○小さな役割でも、それを担うことで生きがいや仲間意識を感じてもらう
少子化・人口減少	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども、若者が少ない ○出産できる病院がない ○保育園に入りにくい ○公園、子どもの遊ぶ場所がない 	<ul style="list-style-type: none"> ○転居してきた若いファミリーの橋渡し役（中間層）があるとよい
孤立防止	<ul style="list-style-type: none"> ○一人暮らし高齢者世帯の増加 ○一人暮らし男性の増加 ○親子クラブがない 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談できる場所、困った人を助けられるように話し合える場や組織をつくる ○世話好きの人を見つける ○一人暮らしの男性の交流の場をつくる（料理等） ○趣味を活かす（趣味の集まり） ○こども食堂の充実

検討したテーマ	地域の課題	地域でできること・すでにできていること
自治会運営	○自治会の役員不足	○自治会費を安くする ○自治会の役員選出を工夫する (複数人で担う、抽選にする)
交流・付き合い	○近所付き合いがない ○交流の場がない ○交流機会を設ける人材がない	○世代間交流を行う (若者によるスマホ教室) ○サロンに子どもたちを招待し、お年寄りから昔の遊びや話をしてもらう ○ゆるい集まりの場をつくる
担い手不足	○地域活動の後継者不足 ○若い世代の担い手減少 ○イベント準備が困難に	○市報の配布は皆で担当する
福祉	○福祉サービスの事業所が少ない ○障害のある人を受け入れてくれないことがある(理解不足) ○健常者と同じように接してほしい	○社協のスタッフを増やす ○積極的にあいさつをする ○学習し、理解を深める ○関わり、声をかけていく ○障害のある人との交流の場づくり ○幼少期から当事者と関わる機会をつくる (小学校で手話啓発活動等) ○してあげる意識をなくす、人対人の関係を築く ○あたたかく見守る
買い物支援	○スーパーがない(黒江) ○高齢者や子どもだけで利用する店がない	○買い物の手助けをする
防災・災害	○水害、津波が怖い ○災害時の情報が少ない ○避難訓練にあまり参加してくれない ○避難が難しい	○防災に強い地域づくり
情報発信	○情報格差の問題 (スマホが使えない高齢者)	○回覧板・掲示板の活用

その他で挙げた意見	
地域の課題	○一人暮らしの移動の問題 ○タクシーがない ○車がないと不便 ○道が狭い(消防車等緊急車両が入れない) ○空き家が多い ○企業が少ない
地域でできること・すでにできていること	○あいさつ、声かけをする ○回覧板は相手に会って渡す
行政等に希望すること	○若者が住めるまちにしたい

(5) 内海地区、冷水地区、大野地区

開催日：令和6年8月19日（月） 場所：海南 nobinos 参加者数：27人

地区データ	内海地区	冷水地区	大野地区
人口	3,980人	382人	5,193人
世帯数	1,905世帯	231世帯	2,362世帯
年少人口割合（0～14歳）	7.7%	3.4%	11.3%
生産年齢人口割合（15～64歳）	53.9%	45.3%	55.2%
老年人口割合（65歳以上）	38.3%	51.3%	33.5%

長所
<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災、自治会活動、学校活動が活発 ○運動する機会がある ○鈴木屋敷がある ○駅が近い ○買い物が便利 <p style="text-align: right;">等</p>

検討したテーマ	地域の課題	地域でできること・すでにできていること
交通	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティバスのバス停が遠い ○路線バスの消滅 ○電車の本数が少ない ○車に乗れないと不便 	<ul style="list-style-type: none"> ○買い物のためのデイサービスがあれば嬉しい
防災・危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ○津波、山崩れが心配 ○水害に弱い ○避難道が狭く、車が通れない ○防災倉庫を置く場所がない ○防災意識が低い(避難訓練に若者の参加が少ない) 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災まつり ○夜間訓練、夜間の炊出しを行う
見守り	<ul style="list-style-type: none"> ○地域での見守りが必要 (高齢者、障害のある人、認知症の人、子ども) ○介護家族への援助が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校、保護者、地域の結びつき ○毎朝のあいさつ活動 ○支え合いの大切さを認識する ○若い人の手伝いを強化
組織の連携	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会、連合自治会の垣根を越えた交流がない 	<ul style="list-style-type: none"> ○人が集まる仕組みづくり ○海南高校との連携 ○連合自治会主催で夏祭りを開催する ○小学校と地域の連携（公民館と小学校の交流）

検討したテーマ	地域の課題	地域でできること・すでにできていること
交流・つながり・集いの場	<ul style="list-style-type: none"> ○大人と子どもの交流の機会が少ない ○近所付き合いがない ○新しい団地では付き合いがない ○サービスが充実した反面、つながりがなくなった ○集まる場所が少ない（ない） ○公民館の駐車場が少ない ○老人の集まりの減少 ○地域行事、祭りの減少 	<ul style="list-style-type: none"> ○いろいろな集まりに参加する ○あいさつ、声かけをする ○若い世代への声かけ ○顔見知りをつくるきっかけづくり （小さな範囲の町内会等、みんなが集えるきっかけを考える団体が必要） ○公民館での交流機会の充実 （映画上映、スマホ教室、交通安全、津波学習等） ○子どもと高齢者の交流の場づくり （駄菓子カフェ等） ○小中学生にサロン訪問してもらう ○祭り、盆踊り等の開催
自治会	<ul style="list-style-type: none"> ○役員をやりたがらない （若者は仕事、年配者は病気・年齢を理由に断る） ○高齢者が多く、役員の担い手が不足している 	<ul style="list-style-type: none"> ○溝掃除等地域清掃の実施 ○古紙回収（防災倉庫設置のための費用にあてる） ○町内会費の改善（毎月順番払いから年払いへ） ○運動会の開催

その他で挙げた意見	
地域の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○狭い道が多い ○空き家、空地の増加 ○獣害（猪、ハクビシン、アライグマ、鳥の出没） ○若者、子育て世代、小学生が少ない ○子どもの遊び場がない
行政等に希望すること	<ul style="list-style-type: none"> ○海南医療センター（中核病院）のあり方の検討 ○見守りに関して、民生委員だけでなく、行政からの委託を受けている方も活用する

(6) 大東地区、塩津地区、大崎地区、加茂地区、仁義地区

開催日：令和6年8月20日（火） 場所：下津行政局 参加者数：21人

地区データ	大東地区	塩津地区	大崎地区	加茂地区	仁義地区
人口	2,916人	422人	453人	2,523人	610人
世帯数	1,354世帯	213世帯	200世帯	1,069世帯	277世帯
年少人口割合（0～14歳）	6.8%	4.3%	4.2%	8.2%	3.8%
生産年齢人口割合（15～64歳）	51.0%	40.3%	42.6%	51.9%	43.8%
老年人口割合（65歳以上）	42.2%	55.5%	53.2%	39.9%	52.5%

長所
<ul style="list-style-type: none"> ○海に近く、山に近い ○地域で集まることが多い（スポーツ等） ○防災会の活動が活発である ○道の駅サクアスがある ○子どもたちがあいさつをしてくれる <p style="text-align: right;">等</p>

検討したテーマ	地域の課題	地域でできること・すでにできていること
買い物支援	<ul style="list-style-type: none"> ○買い物が不便 ○個人商店（八百屋さん等）がなくなった ○移動販売がいつ来ているかわからない 	<ul style="list-style-type: none"> ○移動販売車、移動スーパーに来てもらう ○買い物ツアー
移動・道路整備	<ul style="list-style-type: none"> ○道路の老朽化（ヒビ等） ○駅前通りの車が多く、渋滞する ○道路整備は進んでいるが、免許返納高齢者にとっては不便になっている ○坂道が歩行者にはきつい ○町道が狭い、橋が狭い 	<ul style="list-style-type: none"> ○運転ボランティアをする ○親しい間柄同士、隣近所で声をかけ合い、乗り合わせる ○乗り合いタクシーの利用
高齢化	<ul style="list-style-type: none"> ○一人暮らし高齢者の増加 ○食事づくりが難しい ○地域の行事が存続できない（餅投げ等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○こども食堂を高齢者向けに発展させる（年寄り食堂） ○週2回弁当販売 ○家庭菜園の野菜をお裾分け
防災	<ul style="list-style-type: none"> ○津波、川の氾濫が心配 ○緊急避難所に問題がある ○倒木の危険、堤防が未整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難訓練を継続して実施

検討したテーマ	地域の課題	地域でできること・すでにできていること
地域のつながり	<ul style="list-style-type: none"> ○地区のまとまりがなくなった ○地域活動を支える人材が少ない（地区により温度差） ○付き合いを嫌がる人がいる ○子どもとお年寄りが出会う機会がない ○担い手不足（自治会等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域で見守り ○あいさつ、声かけ ○子どもは地域みんなの子どもとして見守る ○高校生によるスマホ教室 ○寺子屋（道徳的な学び、人との交流の場として） ○公園の掃除
	<ul style="list-style-type: none"> ○集まる場所がない ○拠点がない ○拠点までの移動手段がない 	<ul style="list-style-type: none"> ○公民館、集会所の活用（集まってお弁当を食べたり、話をしたりする） ○伝統行事を大事にする、復活させる（花まつり、地藏盆、お月見等） ○神社、お寺の役割の見直し

その他で挙げた意見	
地域の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通機関が不便 ○コミュニティバスが不便（日曜日の運行がない） ○車がないと不便 ○空き家・空地が増えている ○耕作放棄地が多い
地域でできること・すでにできていること	<ul style="list-style-type: none"> ○行事、イベントの開催（子ども神輿、スポーツ大会、ゲーム大会、花見会、料理教室、音楽祭、カラオケ等）

(7) 北野上地区、中野上地区、南野上地区

開催日：令和6年8月26日（月） 場所：海南市住民センター 参加者数：40人

地区データ	北野上地区	中野上地区	南野上地区
人口	2,182人	2,350人	1,015人
世帯数	1,103世帯	1,122世帯	517世帯
年少人口割合（0～14歳）	5.8%	9.4%	5.4%
生産年齢人口割合（15～64歳）	46.4%	51.7%	47.3%
老年人口割合（65歳以上）	47.8%	38.9%	47.3%

長所
<ul style="list-style-type: none"> ○老人会が活発に活動している ○公民館を中心に活動が盛んである ○地区のまとまりが良い ○地域活動で協力者が多い ○付き合いが気さくで住みやすい <p style="text-align: right;">等</p>

検討したテーマ	地域の課題	地域でできること・すでにできていること
高齢化	○一人暮らし高齢者を取り巻く課題（安否確認、孤立・孤独対策）	○高齢者自宅訪問、高齢者の見守り活動 ○いきいき百歳体操やサロン活動の推進により、健康増進を図る
地域の担い手不足	○少子高齢化による地域の担い手不足（地域活動の中心が高齢者） ○各地域での祭事・行事の減少	○次代の担い手の確保（若年層のリーダー育成） ○異なる団体・活動の交流促進
地域交流の減少	○つながりの希薄化 ○地域で集まる機会の減少 ○集まる場へ来る人の固定化 ○地域交流の減少による文化や知恵の継承の危機 ○若年層との交流機会が少ない	○既存の施設（自治会館、集会所、児童館、学校の空き家等）を活用し、身近に交流できる場所をつくる ○若い人にボランティアをお願いし、地域における交流を増やす ○子ども、高齢者見守り活動、あいさつを行う ○学校、こども園との連携等、年代間をつながりを深める取組を行う ○地域で世代間交流の場を設ける
移動手段の確保	○公共交通機関が少ない ○車を運転できないと移動が不便 ○コミュニティバスが運行していない地域がある	○住民による移動支援（送り迎え）ボランティアを行う

検討したテーマ	地域の課題	地域でできること・すでにできていること
買い物支援	<ul style="list-style-type: none"> ○買い物が不便、車がないと買い物に行けない ○歩いて行ける場所にスーパー等がない 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域のボランティアグループによる配食、配達サービス（有料）を実施する ○ネットスーパーや生協を利用する ○子や孫、近所の人に頼んだり、買い物へ行く時に周りに声をかけるようにする
仕事	<ul style="list-style-type: none"> ○産業が少ない ○職場の新設が必要 ○ボランティアの仕事化 	<ul style="list-style-type: none"> ○サロン、団体活動をネット収益化する ○ポイ活をする ○イベント参加者にキャッシュバックを行う

その他で挙げた意見	
地域の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○空き家対策が必要 ○子どもの数の減少、小学校の廃校 ○集会所がバリアフリーではないなど、避難時に困ることがある ○水害になった時に被害が大きくなる ○坂道が多く、道が狭い
地域でできること・すでにできていること	<ul style="list-style-type: none"> ○サービスのリスト化を行う ○困りごとに対応するマップのようなものを作成する
行政等に希望すること	<ul style="list-style-type: none"> ○移動販売車（移動スーパー）や買い物代行サービスを行う ○ドローンを活用した配送を行う ○地場産のメーカー、商品の開発を行う ○国内外（海外）からテレワーク者を呼び込む ○他地域からの産業の誘致 ○情報サービスをわかりやすく提供する ○パンフレット等の数をしばって配布する ○ネット配信、動画を活用した情報提供を行う

4 福祉関係者ヒアリングからみる現状

(1) 調査結果

① ヒアリング実施状況

市内の高齢者関係団体、障害者関係団体、子育て関係団体、スポーツ関係団体から、計 12 団体の協力を得て、各団体が取り組む地域福祉活動の状況についてヒアリングを実施しました。

② ヒアリング結果まとめ

(高)高齢者関係団体、(障)障害者関係団体、(子)子育て関係団体、(ス)スポーツ関係団体

① 団体としての課題や団体が地域の福祉課題として感じていること

◇職員、スタッフ、参加者の確保に関すること

- 人手不足を感じる (高) (障) (子)
- 男性の参加者が少ない (ス)
- 参加者の固定化 (高)

◇高齢化に関すること

- 職員、スタッフの高齢化 (高) (障) (子)
- 障害のある人、家族また支援者の高齢化により、活動の力が弱くなっている (障)
- 地域住民の高齢化 (高齢単独世帯の増加) に伴い、居宅で高齢者のお世話や介護を支えるご家族やご近所の方が少なくなっている (高)
- 運転免許の返納や自転車に乗れなくなったなど、移動手段の問題で高齢者が運動しに来ることができなくなっている (ス)

◇制度に関すること

- 最近の保護者は色々なサービスがあたり前になっていて、要求がエスカレートしているように感じる (子)
- 子育て支援を実施することは良いことだが、親子の関わりをもう少し大切にしてほしいと感じることがある (子)
- 支援の内容が困難なものも増えつつあり、対応に苦労している (子)

◇その他

- 団地内はつながりがあるが、一人暮らしの方は交通手段等の課題でつながりが希薄になっている (高)
- 道路が狭いため、送迎の保護者の方々に迷惑をかけている (子)
- 「8050 問題」や高齢者・障害のある人の「孤立」が浮き彫りとなってきている (障)

②-1 地域と連携・協働していること、また今後どのような連携・協働が必要か
(他の組織・団体との連携体制)

◇現在していること

- 和歌山県老人保健施設協会加入施設間での交流及び情報交換や、和歌山県老人保健施設大会の開催等協会活動を実施している (高)
- 保育所や学校とは情報のやりとりは日常的にしている (子)
- 市内の同じ団体や県下の同組織と情報交換や勉強会等を開催している (子)
- 海南市社会福祉協議会と権利擁護事業、生活困窮者支援事業等での連携体制がある (障)

◇今後必要だと思うこと

- 地域密着型のスポーツクラブとして社会福祉協議会が展開する地域福祉事業と共存・連携できるところがないか交渉を諮っていきたいと思う (ス)
- 公民館活動等にも学童として参加したい (子)
- 法人間での交流をつくりたい (高)
- 海南市社会福祉協議会や海南市、基幹相談支援センターとの協働にて「重層的支援体制整備事業」を行い、地域課題を抽出し優先順位を決めた実効性のある支援体制の構築ができればと考えている (障)

②-2 地域と連携・協働していること、また今後どのような連携・協働が必要か
(行政との連携体制)

◇現在していること

- 福祉避難所になっている (障)
- 情報共有を行っている (子)
- 職員への研修 (子)
- 障害児者委託相談事業や地域自立支援協議会運営を協働して行っている (障)

◇今後必要だと思うこと

- 広報面での協力 (障)
- 地域活動センターについて事業所発信を行い、地域とのつながりを広めていきたい (障)
- 手話教室のように次へ自然とつながるようにしていきたい (子)
- 海南市社会福祉協議会や海南市、基幹相談支援センターとの協働にて「重層的支援体制整備事業」を行い、地域課題を抽出し優先順位を決めた実効性のある支援体制の構築ができればと考えている (障)

③-1 地域福祉計画が住民に周知されるにはどのような取組が必要か
(地域の団体や関係機関ができること)

- それぞれの団体の得意なことを活かす (ス)
- 組織の活動状況等を広く地域住民に周知し、協力を呼びかける (高)
- 関係団体・機関が無理なく特色や役割を発揮できる仕組みやニーズ、サービスをコーディネートする過程等を紹介する (高)
- 住民の方の目線に立ち、わかりやすい言葉でイベントをして、周知しながら協力も呼びかける (子)
- 福祉というくくりだけではなく、異業種の団体等で集まることがあれば、お互いの活動状況等も知ることもできると思う (子)
- 防災における「備え」や「体験」研修 (障)
- 活動に参加しやすい環境づくり (子)

③-2 地域福祉計画が住民に周知されるにはどのような取組が必要か
(行政がすべきこと)

- 啓発活動と窓口の充実 (障)
- 地域住民のニーズを調査把握した上で、サポートできる組織・団体と結びつける (高)
- ボランティア活動の一環として地域福祉に携わる経験を取り入れ、知ってもらえるようにする (ス)
- 地域に不足しているサービスの創造・補充活動 (ス)
- 地域が抱える課題を全体で把握する情報共有を行い、意識啓発の促進を図る (障)

5 計画の進捗状況

第2次計画で設定した成果指標や各事業について、関係各課へのヒアリング結果を踏まえ、検証・とりまとめを行いました。

(1) 第2次計画における成果指標の検証

基本目標1 助け合い・支え合える地域コミュニティづくり

基本施策1 小地域における福祉のまちづくりの基盤を強化します

指標	実績値 (令和5年度)	見込値 (令和6年度)	目標値 (令和6年度)
第2層協議体設置数	9箇所	14箇所	17箇所
民生委員の認知度（市民アンケート）	34.4% (令和6年度調査)	—	60%
専門職員（コミュニティワーカー）の配置数	3人	4人	4人

基本施策2 小地域における助け合い・支え合い活動を推進します

指標	実績値 (令和5年度)	見込値 (令和6年度)	目標値 (令和6年度)
民生委員・児童委員 訪問件数	13,742件	13,000件	10,000件
認知症サポーター総数	8,248人	8,600人	9,500人
介護予防自主活動グループ数	86グループ	89グループ	95グループ

基本施策3 共生社会実現に向けて、福祉のまちづくりに取り組みます

指標	実績値 (令和5年度)	見込値 (令和6年度)	目標値 (令和6年度)
ふれあい集会（14地区）参加者数	1,998人	3,000人	3,700人
自立支援給付事業 利用者数（延べ人数）	11,144人	11,354人	9,603人
障害児通所給付事業 利用者数（延べ人数）	203人	220人	170人

○達成状況の総括

「民生委員の認知度（市民アンケート）」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動に制限がかかり、目標値には至りませんでした。

また、「認知症サポーター総数」「ふれあい集会（14地区）参加者数」も同様に新型コロナウイルス感染症の影響により、講座・集会が実施できなかったことや人口減少も影響し、未達成の状況となっております。

「第2層協議体設置数」は目標値の達成には至っていませんが、引き続き設置に向けて、設置予定の地区に働きかけを実施しており、令和6年10月時点では、12箇所が設置済みとなっております。

基本目標2 市民の困りごとを受け止める総合相談体制づくり

基本施策1 困りごとを抱えた人が相談や支援につながるための包括的な相談窓口を構築します

指 標	実績値 (令和5年度)	見込値 (令和6年度)	目標値 (令和6年度)
生活困窮者自立相談支援 支援者数	131 人	160 人	100 人
基幹相談支援センター困難ケースへの対応(人数)	43 人	45 人	34 人
社会福祉協議会 福祉総合相談担当職員の配置人数	1 人	1 人	1 人

基本施策2 情報が本当に必要な人に届くよう、情報発信を強化します

指 標	実績値 (令和5年度)	見込値 (令和6年度)	目標値 (令和6年度)
民生委員 相談支援件数	2,712 件	2,500 件	4,500 件
認知症相談件数	133 件	120 件	90 件

基本施策3 困りごとを抱えた人が自立して生活できるよう支援の充実を図ります

指 標	実績値 (令和5年度)	見込値 (令和6年度)	目標値 (令和6年度)
成年後見人 報酬の支援利用件数	10 件	14 件	10 件
生活保護受給者で新たに就労した人数	32 人	30 人	10 人

○達成状況の総括

「民生委員 相談支援件数」は新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問や情報提供等の活動が実施できず、目標値は達成していませんが、令和5年度から活動を再開し、豪雨災害や生活不安への対応により、相談件数は増加しています。

また、多くの成果指標が目標値を達成しており、見込値が実績値より増加している指標もあります。特に「生活困窮者自立相談支援 支援者数」に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響や複雑化・多様化する問題等によって、支援者数は増える見込みとなっています。

基本目標3 安心・安全な支え合いのまちづくり

基本施策1 災害時に備えた地域づくりを推進します

指 標	実績値 (令和5年度)	見込値 (令和6年度)	目標値 (令和6年度)
自主防災組織の結成率	97.9%	100.0%	100.0%
避難行動要支援者名簿 登録者数	2,840 人	2,896 人	2,800 人

基本施策2 新しい参加と支え合いを生み出す仕組みをつくります

指 標	実績値 (令和5年度)	見込値 (令和6年度)	目標値 (令和6年度)
ファミリーサポートセンター利用件数	1,099 件	1,100 件	1,100 件
シルバー人材センター 会員数	444 人	470 人	294 人

基本施策3 安心して暮らせるやさしい街づくりを推進します

指 標	実績値 (令和5年度)	見込値 (令和6年度)	目標値 (令和6年度)
コミュニティバス利用者数（延べ人数）	26,544 人	29,400 人	32,000 人
消費者相談件数	169 件	200 件	200 件

○達成状況の総括

「コミュニティバス利用者数（延べ人数）」の令和6年度見込値は目標値に比べ2,600人少なく、目標値を達成していませんが、「自主防災組織の結成率」「ファミリーサポートセンター利用件数」「消費者相談件数」に関しては、令和6年度の取組によって目標値を達成する見込みとなっています。

特に「シルバー人材センター 会員数」に関しては、目標値より大幅に増加しており、引き続き高齢者の生きがいや居場所づくりとなるよう、HP や広報等で呼びかけを実施します。

(2) 第2次計画における事業の取組状況

基本目標1 助け合い・支え合える地域コミュニティづくり

基本施策1 小地域における福祉のまちづくりの基盤を強化します
生活支援体制整備事業
<ul style="list-style-type: none"> ○第1層協議体では、各団体の活動状況や課題、協力体制等について協議を行った。 ○第2層協議体の立ち上げに向けて社会福祉協議会と共に地域で語り場やイベント、サロン等を開催し、地区への働きかけや地区の課題や困りごとについて話し合っている。令和5年度は内海・黒江・冷水の3地区、令和6年度は大野・仁義・加茂第一の3地区に協議体が立ち上がった。等
地域活動の拠点づくり
<ul style="list-style-type: none"> ○船尾地区の民家にて、学校への行きしぶりや、不登校児童生徒のための「学校・お家以外」の居場所がボランティアグループにより開設された。 ○身近な場所で地域住民主体の活動が展開できるよう、学校の空き教室や空き家等の有効活用について協議している。等
民生委員・児童委員活動事業
<ul style="list-style-type: none"> ○欠員の生じた地区（3地区）において速やかに補充を行い、定員を確保した。 ○コロナの影響により実施できていなかった三部会の研修について、令和5年度は三部会合同で障害のある人の就労をテーマとしてホテルシーモアでの取組の視察を行った。等
地域の核となる団体をつなぐネットワーク構築
<ul style="list-style-type: none"> ○生活支援体制整備事業の展開地区を中心に、高齢介護課や社会福祉協議会と連携し、自治会や公民館、老人クラブ、民生委員等の地域の核となる団体と協議しながら、地域住民が主体となった助け合い・支え合い活動のネットワーク構築へ向けた話し合いを進めている。 ○社会福祉協議会と連携して、北野上公民館と協議しながら地域の移動に困難を抱えている住民に対し、外出支援ボランティアによる外出支援を実施し、地域住民が主体となった助け合い・支え合い活動を実施した。等
社会福祉協議会補助事業
<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者をはじめ、様々な困りごとを抱えた者からの相談に対し、行政をはじめとする関係機関と連携し本人の置かれた環境や状況に即した適切な支援が行えるよう取組を行った。 ○困りごとが複雑化してきていることもあり多種多様な機関と協力連携できるよう、様々な団体と交流を図っている。等

基本施策2 小地域における助け合い・支え合い活動を推進します
民生委員・児童委員活動事業【再掲】
<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者宅を中心に訪問活動を行った。 ○民生委員が保有する、子育て世帯（0～15歳児がいる世帯）リストを更新し、それを基に各世帯を訪問した。等
地域見守り協力員活動事業
<ul style="list-style-type: none"> ○なり手不足の厳しい状況の中、見守りネットワークの充実のため、退任した民生委員に積極的に呼びかけるなど、協力員の増員を図った。 ○問題を抱えた人や気になる人を早期に発見するための見守り活動の強化を図るため、地域見守り協力員の増員に向けて民生委員に呼びかけを行うとともに、地域福祉の課題や見守りネットワークの充実に向けた研修を実施している。等
児童虐待防止事業
<ul style="list-style-type: none"> ○ヤングケアラーや児童虐待防止について、市報やチラシを配布して啓発活動を実施している。 ○こども家庭センターを設置し、合同ケース会議の開催及びサポートプランの作成に取り組んでいる。等
認知症サポーター養成事業
<ul style="list-style-type: none"> ○認知症サポーター養成講座を住民、学校、企業等を対象に開催した。（令和5年度：15回開催） ○キャラバン・メイトの資質の向上と講座の内容充実を図るため、キャラバン・メイト会議の定期開催や他地域のキャラバン・メイトとの交流会を海南市、紀美野町、有田市、広川町、日高川町合同で開催した。（令和5年度：海南市から5名参加）等
地域介護予防活動支援事業
<ul style="list-style-type: none"> ○自主活動サークル育成のため、シニアエクササイズ、ラジオ体操、いきいき百歳体操の教室を開催し、サークルの立ち上げにつなげている。（令和5年度：4グループ） ○サークル活動が継続できるように、ゆうゆうスポーツクラブ海南に委託し、運動指導や体力測定等を実施している。（令和5年度：65回実施、令和6年度：68回実施）等

基本施策3 共生社会実現に向けて、福祉のまちづくりに取り組みます
人権尊重推進事業
<p>○人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、すべての人の人権が尊重されるまちを実現することを目的に、令和6年4月「海南市人権尊重のまちづくり条例」を制定した。</p> <p>○令和6年4月に施行した新条例に基づき、広報紙、リーフレットの配布等により、住民の人権尊重推進及び男女共同参画に対する意識向上を図っている。等</p>
自立支援給付事業
<p>○地域生活支援拠点の運用について、協力事業者等との協議を進めた。</p> <p>○障害福祉サービスのより一層の充実のため、サービス提供事業者に対し、モニタリングによる内容の確認やヒアリングを行い、必要な指導を行っている。等</p>
移動支援事業
<p>○事業を必要とする障害のある人に対し、必要量のサービスが提供できるよう努めた。</p> <p>○移動に関する支援の充実とともに、ひきこもりがちな障害のある人に対する社会参加の場や機会の創出について併せて検討を行っている。等</p>
日常生活用具給付事業
<p>○技術等の進展により、用具等の開発が進んでいることから、引き続き情報収集に努めている。</p> <p>○物価高に伴った、品目の上限額の調査等を他市にて行っている。等</p>
地域活動支援センター事業
<p>○何らかの理由で就労等を中断した方に対して、地域活動支援センターを紹介し、社会復帰へのきっかけとしての利用を進めた。</p> <p>○いきいき百歳体操を実施し、地域の方々との交流に努めている。等</p>
障害児通所給付事業
<p>○障害のある子どもの障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備と提供体制の確保に努めている。</p> <p>○障害のある子どもが障害児通所支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、社会との交流促進を図っている。等</p>
学童保育事業
<p>○保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生等を放課後に預かり、適切な遊び場や生活の場を提供している。</p> <p>○待機児童が発生している小学校において、長期休暇のみ利用する児童を長期休暇中に利用のない教室を活用することで待機児童を解消した。等</p>

基本目標2 市民の困りごとを受け止める総合相談体制づくり

基本施策1 困りごとを抱えた人が相談や支援につながるための包括的な相談窓口を構築します

生活困窮者自立支援事業

- 令和6年に米が市場から不足し、入手できなかった18歳未満の子どもがいる貸付利用世帯に対して、生活福祉資金貸付担当者と連携し連絡を行い、フードバンクを提供した。また、フードバンク提供時にニーズ調査を行い、介入が必要な世帯についてはプランを作成し、支援を行った。
- 令和6年度より社会福祉協議会で受託した権利擁護中核機関設置準備事業と情報共有をしながら、包括的な支援に取り組んでいる。等

基幹相談支援センター運営事業

- 基幹相談支援センターによる、計画相談事業所等への指導・助言等を通じ、相談支援体制を引き続き強化し、複雑多様化している相談業務の対応力強化に取り組んでいる。
- 「地域生活支援拠点」について、基幹相談支援センターが中心となって登録を進め、圏域内の事業所の理解を得た中での運用体制を整備している。等

相談支援事業(障害者)

- 委託相談支援事業所が中心となり、生活全般の困りごと等に対する相談が気軽にできる環境を整え、様々な機関と連携をする中で、福祉サービスを含む様々な支援につながるネットワーク構築に取り組んでいる。
- 困りごとを抱えた人が包括的で専門的な支援につながるよう、さらなる相談支援事業の周知等に取り組んでいる。等

地域子育て支援センター運営事業

- 支援を必要とする子育て世代等に対する制度の周知を行っている。
- 育児不安等についての相談及び支援の対応をしている。等

子育て世代包括支援センター事業

- 多胎家庭支援事業について、事業の周知及び利用希望等の把握を行った。
- 新規に、新生児聴覚検査や妊婦歯科健康診査、低所得妊婦の初回受診に係る費用負担を実施し、妊産婦等の支援の充実を図っている。等

総合相談事業(高齢者)

- 海南市介護保険サービス事業所一覧と社会資源リストを作成し、関係機関に配布している。
- 市報・ホームページへの掲載による相談窓口の啓発を実施している。等

社会福祉協議会補助事業【再掲】

- 生活困窮者をはじめ、様々な困りごとを抱えた者からの相談に対し、行政をはじめとする関係機関と連携し本人の置かれた環境や状況に即した適切な支援が行えるよう取組を行った。
- 困りごとが複雑化してきていることもあり多種多様な機関と協力連携できるよう、様々な団体と交流を図っている。等

民生委員・児童委員への相談対応のための研修の充実

- 複雑化する地域課題への対応力の強化のため、県主催の単位民児協会長・副会長研修、児童委員研修等の研修会に参加し、地域の福祉課題についての理解を深めるよう取り組んだ。
- 県民児協主催の研修(会長副会長研修・児童委員研修・主任児童委員研修、ブロック研修・新任研修)に参加した。等

基本施策2 情報が本当に必要な人に届くよう、情報発信を強化します
わかりやすいHP・フェイスブックを使った情報発信
<p>○地域での福祉課題や取組に関する情報を、SNSを通して若い世代にも届けるよう取り組んでいく。</p> <p>○令和5年6月の豪雨災害において、被災された方々に対しての様々な支援策について、市ホームページやフェイスブックで発信した。また、床上浸水被害に遭われた方に対しては災害見舞金を訪問にて全戸配布する際に併せて支援チラシを配布した。等</p>
各種相談窓口情報がわかるチラシの作成
<p>○令和5年6月の豪雨災害の影響もあり、各種被災者支援制度についてチラシ等を作成し、制度の周知を図った。</p> <p>○行政、社会福祉協議会の相談窓口情報を集約したチラシについては令和6年度中に策定できるように取り組んでいる。等</p>
民生委員・児童委員活動事業【再掲】
<p>○新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行されたことに伴い、コロナの影響により控えていた訪問活動を徐々に再開した。</p> <p>○豪雨災害発生後、市や社会福祉協議会の職員と共に被害調査に協力したり、被災者支援に係る情報を被災者に提供等をした。等</p>
認知症総合支援事業
<p>○認知症支援ネットワーク会議を開催し、認知症関連事業について関連機関と協議を実施している。(令和5年度：2回実施)</p> <p>○認知症ケア研修会として医療機関及び介護事業所の職員を対象に講演会を開催した。(令和5年度は地域住民も対象) 等</p>
保健師等による面接・訪問指導、母子保健推進員による訪問支援
<p>○出生児の全員を訪問の対象とし、切れ目のない支援を行った。</p> <p>○児童福祉法改正に伴う「こども家庭センター」に求められる子どもとその家庭が安心した生活を継続できるよう、関係課と連携し、切れ目ない支援を目指し、相談支援体制の強化を図っている。 等</p>

基本施策3 困りごとを抱えた人が自立して生活できるよう支援の充実を図ります
成年後見人利用支援事業
<ul style="list-style-type: none"> ○認知症や精神疾患の高齢者など判断能力が十分ではなく、自分自身の権利を守ることができない方の財産管理を支援するため、市長申し立てにより成年後見制度の利用につなげている。 ○自治体担当者・社会福祉士、民間介護事業所職員等が集まる勉強会を開催し、権利擁護に関する実際の相談ケースを基にしたグループワークを行い、その対応方法について弁護士等から助言を受けている。(令和5年度：勉強会を3回開催) 等
生活保護受給者就労支援事業
<ul style="list-style-type: none"> ○一般就労へ向けたステップである就労準備支援事業の受け入れ先の開拓等、積極的に推進し、社会福祉協議会と連携しながら、多様な働き方ができる新たな受け入れ先の開拓に取り組んだ。 ○生活保護受給者が多様な働き方ができるよう、社会福祉協議会と連携しながら、引き続き受け入れ先の開拓に向け取り組んでいる。 等
配食サービス事業
<ul style="list-style-type: none"> ○ケアマネ会にて社会資源リストを用いて制度の説明を行い、対象者への周知を依頼した。 ○令和6年度から包括支援センターと連携し、訪問時に制度利用が望ましいと考えられる方に、制度周知を図るとともに利用を促している。 等
緊急通報装置貸与事業
<ul style="list-style-type: none"> ○本市の75歳以上の後期高齢者や一人暮らし高齢者数が今後も増加することが予想される中、より多くの方々に利用していただくため、令和5年度から設置要件の緩和を行った。 ○個別避難計画策定の訪問時に、要支援者向けに緊急通報装置貸与事業を含む高齢者福祉サービスの案内チラシを作成し、配布している。 等
教育支援センター運営事業(旧：適応指導教室運営事業)
<ul style="list-style-type: none"> ○通室児童生徒が在籍する学校及び保護者と連携し情報共有を図り、集団適応に向けて個々に応じた支援に努めている。 ○中学3年生の通室生徒が在籍する学校の担任等から必要な情報を得ることで、主体的に進路選択を行い、高等学校への進学を果たすことができた。 等
生活困窮者世帯等への学習支援等
<ul style="list-style-type: none"> ○令和5年度は5月より実施し、参加者は20名で、延べ753回実施した。事業を利用することで、学校の授業が理解できるようになり、自ら進んで課題の提出も行き、学習習慣が向上した。 ○令和6年度は4月より実施し、20名が参加している。 等

基本目標3 安心・安全な支え合いのまちづくり

基本施策1 災害時に備えた地域づくりを推進します

地域防災活動支援事業

- 加茂・仁義地区を重点地区に設定し、地域関係者と中学生による土砂災害からの避難に関するワークショップを実施した。
- 大規模災害時に地区の自主防災組織・自治会代表者、消防団、公民館等の地域関係者と中学生、高校生、民間企業等が連携し対応できるよう、避難所設置訓練等を実施している。 等

防災教育の充実

- 市民大学教養講座（年間講座）において防災講座を開講している。（令和5年度：28人の参加）
- 「海南省防災教育（地震・津波・水害）の手引き」の改訂にあたり、水害に係る内容を充実するとともに、海南省地域防災計画と連動した内容となるよう検討を行い、各学校の地域状況に応じた防災訓練を実施している。 等

自主防災組織育成事業

- 災害時の避難等について出前講座を実施している。（令和5年度：13回実施）
- 自主防災組織が未結成の自治会長に対し、自主防災組織設立に向け文書案内や電話、訪問により、設立促進を図った。（令和6年度に結成率100%を達成） 等

避難行動要支援者台帳整備事業

- 2か月に1回要支援者を抽出し、避難支援等関係者への名簿情報の事前提供に関する意思確認を行うとともに、個別避難計画策定と平時からの地域での見守りにつなげるため、自治会長、民生委員と3者で要支援者宅へ訪問を行っている。
- 令和5年度から市内全域の民生委員に依頼し、作成済みの個別避難計画の更新作業を実施した。（令和5年度：398件更新） 等

基本施策2 新しい参加と支え合いを生み出す仕組みをつくります
ボランティア活動普及事業
<p>○令和5年度に実施した養成講座をきっかけに、新たなこども食堂の立ち上げ、外出支援ボランティアの発足を支援した。</p> <p>○外出支援ボランティア「乗ってって海南」では、モデル地区にて地域ニーズ把握のためのアンケート調査を実施。その結果を基に、お出かけ支援や買い物支援を開始した。その他、他市のモデル地区や先進地の視察、運転前点検講習会等を実施し、ボランティアに必要な知識や技術の取得を推進した。等</p>
ファミリーサポートセンター事業
<p>○援助を必要とする子育て世代等に対する制度の周知を行っている。</p> <p>○令和4年度より、紀美野町と共同で実施し、紀美野町在住・在勤者等も預かりや送迎等を相互に利用可能となった。等</p>
家庭教育支援事業(旧:子育て支援ネットワーク事業)
<p>○子育て支援の充実のため、庁内関係各課と子育てに関する情報共有会議を行った。 (令和5年度:3回実施)</p> <p>○父母で参加しやすいよう、土日開催の『運動あそび』講座を2回実施した。また、新たな取組として父親の育児参加を促すため『パパのためのベビーマッサージ』、食育を目的とした『おやつをつくってみよう』、母親の育児不安解消のための『ポジティブ座談会』、小中学生の保護者を対象にした『SNS講座』を開催した。等</p>
地域共育コミュニティ推進事業
<p>○各小学校区に共育コーディネーターを配置し、ボランティアと共に調理実習や図書ボランティア等の学習支援や登下校時の安全指導等の学校支援を実施している。</p> <p>○PTAや公民館等地域の方との連携を図り、地域のリーダーの育成を図っている。等</p>
シルバー人材センター支援事業
<p>○会員の確保と未就業会員対策についてはホームページや広報紙への入会案内チラシの折り込み、広報紙への入会案内の掲載にて、会員の入会促進を図っている。また未就業会員については、就業機会を提供するため、各種講習会への参加や希望職種等の再調査を行い就業参加できるように努めている。</p> <p>○独自事業の実施に向けた調査、研究及び施行を推進している。等</p>
老人クラブ補助事業
<p>○単位クラブにおいては、各クラブの状況に応じて、世代間交流、スポーツ活動、会員増強運動等を行っている。</p> <p>○県老連会員増強促進委員会等に参加し、他団体の会員増強の取組(地道な声かけ運動等)について、役員と情報を共有している。等</p>

基本施策3 安心して暮らせるやさしい街づくりを推進します
地域公共交通協議会事業
<ul style="list-style-type: none"> ○令和6年3月に地域公共交通計画を策定した。 ○橋本、市坪、大窪、沓掛を対象地区として、デマンドタクシー実証運行を実施している。 等
福祉タクシー事業
<ul style="list-style-type: none"> ○令和6年5月末時点での未申請者から無作為に選んだ400名に対して、利用者アンケートを実施した。 ○障害のある人や高齢者を含む交通弱者に対する地域交通の課題もあることから、主管課である市民交流課とも情報を共有しながら、交通に関する様々な支援に関して、関係各課との協議を行っている。 等
地域子ども安全見守り事業
<ul style="list-style-type: none"> ○「かいなん子どもの安全を守る市民会議」を開催し、国から示された新たな観点に基づき各学校で危険箇所の見直しを行い、「海南市通学路合同対策会議」において関係機関で防犯安全・交通安全の両面から対策を協議し、改善に努めた。 ○警察との連携により、道路の交通事情を踏まえた巡回等を定期的に行っている。 等
青少年補導事業
<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の登下校の時間帯に青色回転灯装備車による巡回パトロールをほぼ毎日実施し、児童生徒の安全確保に取り組んだ。また、集団登校等に合わせて児童と一緒に通学路を歩き、登校の様子や通学路の実態把握に努め、地域や学校との情報共有を図っている。 ○各学校でのSNSに関するトラブルの増加、被害・加害の低年齢化により、情報モラルの出前教室を小学校中学年向けにも実施した。昨年度から継続して保護者対象にも出前授業も行い、啓発を行っている。 等
児童虐待防止事業【再掲】
<ul style="list-style-type: none"> ○ヤングケアラーや児童虐待防止について、市報やチラシを配布して啓発活動を実施している。 ○こども家庭センターを設置し、合同ケース会議の開催及びサポートプランの作成に取り組んでいる。 等
高齢者の虐待防止
<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の虐待対応と共に、支援の必要な介護者については相談機関につないでいる。 ○高齢者虐待の通報があった場合には、介護事業所、医療機関、警察、民生委員等と連携し対応している。 等
消費者保護事業
<ul style="list-style-type: none"> ○出前講座の実施や広報紙等による情報提供を行うことで、消費者トラブルの未然防止や消費行動に対する理解向上を図り、地域住民が安心して暮らすことのできる生活の確保に努めている。 ○紀美野町と連携の上、有資格者による「海草地域消費生活相談窓口」を市民交流課内に開設し、常駐の専門員による相談事業を行っている。 等
徘徊高齢者等見守り・安心ネットワーク事業
<ul style="list-style-type: none"> ○徘徊高齢者の登録・受け付け・見守り安心ステッカーを交付し、行方不明になった際は協力機関と情報共有し、早期発見につなげた。(令和5年度：16件交付) ○市報・ホームページへの掲載による啓発を実施した。 等

6 海南市の地域福祉における課題

市民アンケート調査や地域福祉懇談会、福祉関係者ヒアリング等を通してみえてきた現在の本市を取り巻く地域課題について整理しました。

① 地域との連携・つながりの強化

近年、インターネットの普及や価値観の多様化からライフスタイルが変化したことで、地域や近所での交流の機会が減少し、地域をつなぐの希薄化が進んでいます。

本市においても、市民アンケート調査では「つながりがあると思う」と答えた方の割合が前回調査から低下しています。また、地域福祉懇談会では「つながりの希薄化」や「近所付き合いの減少」等を地域の課題として挙げている地区が多くありました。

地域の連携やつながりを強化していくためには、住民が福祉に関心を持つことができる機会を増やすとともに、地域行事への参加を促進していく必要があります。また、地域の抱える課題に対して、地域住民が主体となって解決に取り組めるよう、福祉教育の機会の充実や地域での交流を促進し、地域に関心を持つ人を増やしていくことが必要です。

② 地域福祉の担い手の育成

人口減少や高齢化、就業年齢の延長等により、地域福祉活動の担い手不足が深刻化しています。

現在、本市では自治会や各種団体等が地域において地域福祉活動を行っていますが、本市においても活動の担い手減少や高齢化が問題となっています。市民アンケート調査では地域の活動や行事に「よく参加している」「ある程度参加している」と答えた方の割合が前回調査から低下しています。また、福祉関係者ヒアリングや地域福祉懇談会でも職員や参加者の高齢化が課題として挙げられています。

今後、地域住民の主体的な参加を促すため、人権意識や福祉への関心を高めるとともに、地域福祉の重要性について理解を広めていく取組が必要です。また、支援を必要としている人の増加に伴い、福祉の専門職や地域福祉活動を担うリーダーとなる人材の育成や活動団体への支援にも取り組んでいく必要があります。

③ 相談体制の整備・充実

近年、少子高齢化問題だけではなく、ダブルケア問題、8050問題、ひきこもり、ヤングケアラー等、様々な分野の課題や複雑化・多様化した問題にも対応できる体制の整備が必要となっています。

市民アンケート調査では困った時に相談する相手として、「自治会などの役員」「民生委員・児童委員」と答えた方の割合が低く、福祉や行政に関する身近な相談体制に対する満足度で「満足」「まあ満足」を足した割合は10%と低い結果となっています。また福祉関係者ヒアリングでは支援が困難な事例も増えてきているといった声も挙がっています。

今後、地域における多様なニーズに対応するために関係機関同士の情報共有や支援の連携のあり方等について検討を進め、複雑化する課題への包括的、重層的な支援体制整備を図る必要があります。

④ わかりやすい情報の発信

地域福祉を進める上で、支援を必要とする方が必要なサービスを選択することができ、必要な量のサービスを提供されることが重要です。そのためには当事者にとって必要な情報を提供されることが求められます。

福祉関係者ヒアリングでは行政に対して「広報面での協力が必要」という声が挙がっています。また、地域福祉懇談会では「情報格差の問題」を地域の課題として挙げている地区もあります。

地域住民が福祉に関する情報を知り、支援を必要とする人が必要なサービスを受けることができるよう、わかりやすい情報提供の仕組みや、広報紙やホームページなど多様な媒体や機会を通じて情報の発信を行う必要があります。また、スマートフォンやタブレット等の新しい情報発信の方法に支援を必要とする方が取り残されることがないように市全体でフォローすることが大切です。さらに、地域住民や関係機関の間で情報の共有や意識の共有を図りながら、地域福祉の推進を図っていく必要があります。

⑤ 安全・安心なまちづくりの推進

近年、台風や豪雨、地震等の自然災害が多発・激甚化しており、本市でも令和5年6月に豪雨災害に見舞われました。地域の防災訓練等に対する意識を高める取組や、一人で避難できない高齢者や障害のある人等への見守りや避難支援が大切になっています。

市民アンケート調査では現在もしくは将来的に手助けをしてほしいと思うこととして、「災害時における避難」と答えた方の割合が最も高くなっています。一方、日頃から地域の防災訓練に参加している方の割合が前回調査から低下しています。また、地域福祉懇談会では「防災意識が低い」や「水害が心配」等を地域の課題として挙げている地区が多くなっています。

日頃からの見守り体制を強化するとともに、妊婦・乳幼児から高齢者、障害のある人など災害時に配慮を必要とする方への支援体制づくり・自主防災組織の育成等、安全・安心なまちづくりを推進することが必要です。また、防災訓練への参加促進や災害をテーマとしたイベント・講演を実施し、いざという時にも対応できるように避難経路や手順の確認など日頃からの準備に取り組む必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

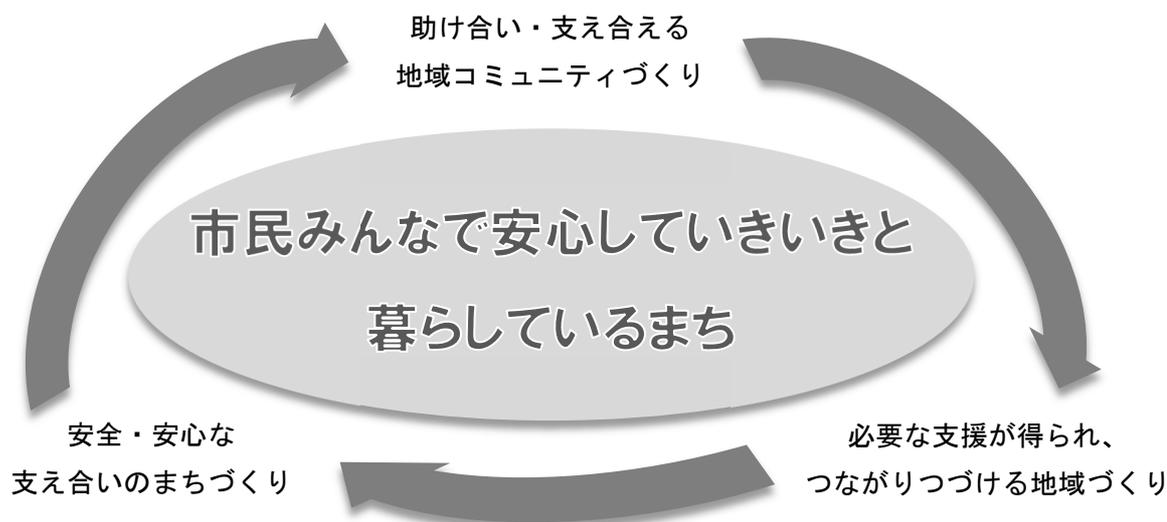
I 計画の基本理念

近年、少子高齢化、核家族化、単身世帯化、価値観の多様化等により、社会的なつながりが希薄化し、地域で助け合い、支え合う関係の強化や、地域課題への対応が必要となっています。さらには、大規模な災害や感染症への不安、世界情勢の不安定さも加わり、いつ自分たちの生活が変化するかも予測がつかない状況となっています。

これらの地域課題や新たな社会問題等の解決に取り組み、一人ひとり自分らしく活躍できる海南市を実現するためには、行政及び社会福祉協議会、地域住民、関係機関等がこれらの課題を「我が事」として共有し、地域で支え合う仕組みづくりが必要です。また、あらゆる地域住民へ呼びかけ、理解と協力を得る努力を継続することが大切です。

第3次計画となる本計画においても、第1次計画から掲げている「市民みんなで安心していきいきと暮らしているまち」を引き続き基本理念として掲げ、住民が心身共に健やかに過ごすことができ、やすらぎを感じられるよう、行政及び社会福祉協議会、地域住民、関係機関等が協働し、連携を深め、相互に支え合う輪を広げるとともに、住民自らがその輪の中に参加していく仕組みづくりを進めます。

【基本理念】



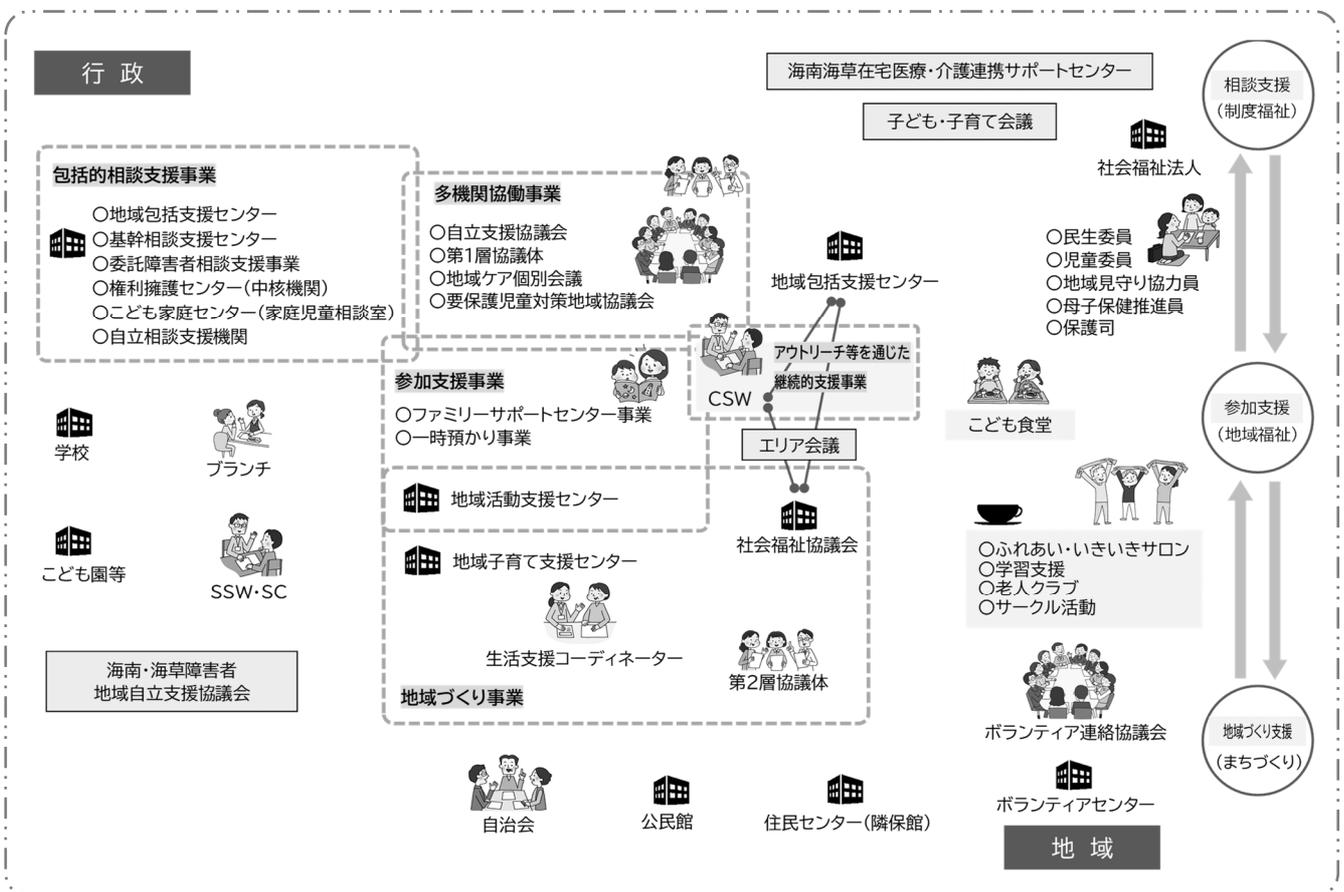
2 包括的な支援体制の仕組み

本市では、現場の専門職や地域で活動している人・団体の課題や思いに基づいて、様々な支え合い・助け合いや連携の仕組みがつくられてきました。また、令和7年度からは重層的支援体制の整備を行っていきます。これらは、国が示すモデルを踏襲するのではなく、本市で蓄積された地域福祉基盤を大切にしながら、「海南市版の包括的な支援体制づくり」を進めることが重要と考えます。

「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を柱としながら、この3つの支援を一体的に行えるよう、公民協働で取り組みます。

また、これらの仕組みは、常に現場で生じる新たな課題に対応するべく、本計画策定以後も随時関係機関の協議・合意のもとで点検・改善を重ねます。

■ 海南市における包括的支援体制図

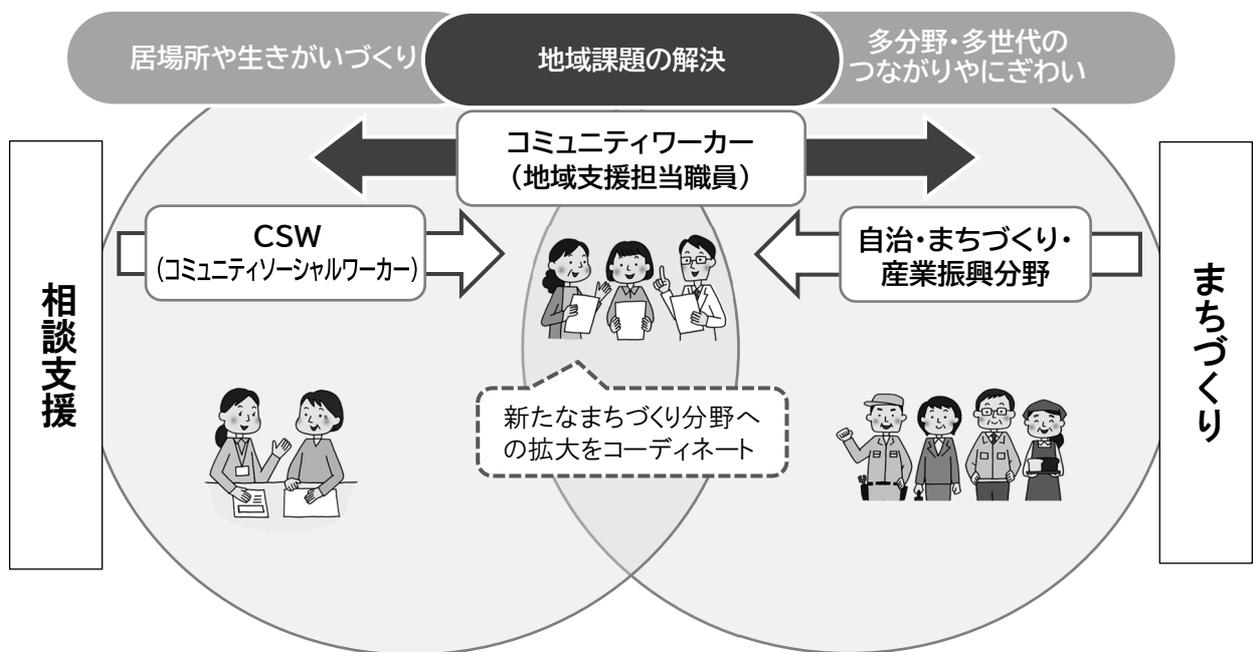


3 地域づくりに向けた支援の仕組み

第2次計画までの期間において、生活支援体制整備事業による協議体設置やふれあい・いきいきサロン支援事業の拡充、生活困窮者自立支援事業の実施など地域福祉基盤が形成されてきました。本計画ではこの基盤のもと、相談支援から派生する新たな参加の場づくり、産業やまちづくりと連携した地域コミュニティ全体の活性化へと発展させていきます。

地域づくりの推進にあたり、地域づくりの専門機関としてコミュニティワーカー（地域支援担当職員）が相談支援との連携、新たなまちづくりの拡大に向けたコーディネートを行います。これにより、生きづらさを抱えた人もみんながいきいきと暮らすことができ、かつその人たちも含めみんなが魅力的でにぎわいのあるまちづくりの担い手になる、海南市流の「誰もが主役になれるまちづくり」を進めていきます。

■地域づくり支援の仕組み



○ コミュニティワーカーとは...

地域の課題を解決するために、地域住民と共に問題を明確化し、居場所づくりや見守り活動、生活支援などの住民主体の助け合い活動の組織化や運営支援、関係機関や団体との連携などを通して課題解決を側面的に支援する専門職です。

○ CSW(コミュニティソーシャルワーカー)とは...

日常生活上の困りごとの解決に向けて、地域住民などからの相談に応じ、必要なサービスや専門機関へのつなぎを行うとともに、既存の制度では支援することが困難な地域課題などに対して、地域資源の開発やセーフティネットの体制づくりを行うなど、地域住民と共に課題解決に取り組む専門職です。

4 計画の基本目標

基本目標 1 助け合い・支え合える地域コミュニティづくり

コミュニティの希薄化や社会的孤立が課題となっているため、住民同士や地域の団体との交流を支援し、助け合い、支え合う福祉意識の醸成を促進することで、地域の課題に関心を持ち、自ら参画し、解決につなげられる地域づくりを推進します。

また、地域や福祉への関心の低下に伴い、次代の担い手づくりも課題となっていることから、担い手の発掘や育成、支援の充実を図ります。

基本目標 2 必要な支援が得られ、つながりつづける地域づくり

近年、一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の増加、障害のある人やその家族の高齢化、ひとり親家庭等が抱える課題、また、8050問題やダブルケア、ひきこもり、子どもの貧困など地域における生活課題は複雑化・多様化し、既存の支援制度のもとでは、十分な支援が行き届かない現状があります。そのため、伴走型の支援や必要に応じたアウトリーチを行い、多機関と連携・協働した身近な地域での相談体制を充実させ、福祉サービスの充実や包括的で専門的な支援につなげる仕組みを構築していきます。

基本目標 3 安全・安心な支え合いのまちづくり

地域に住むすべての人が、住み慣れた地域でいつまでも安全・安心で自分らしい生活を送るためには、「地域は地域で守る」という考えが大切です。そのため、地域に住む人が緊急時や災害時に孤立しないために、日頃からの見守り体制の充実や災害時に備えた安全・安心な地域づくりのための支援体制づくりを推進します。

また、犯罪・交通事故等を未然に防ぐ取組の推進や外出・移動支援等の充実を通して、子どもから高齢者まで、障害の有無に関わらず、住民が安心していきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

5 計画の体系

基本理念

基本目標

基本施策

市民みんなが安心していきいきと暮らしているまち

基本目標 1

助け合い・支え合える
地域コミュニティづくり

(1) 地域における助け合い・支え合い体制を構築します

(2) 地域における参加・交流できる場や居場所づくりに取り組みます

(3) 地域共生社会の実現に向けた取組を推進します

基本目標 2

必要な支援が得られ、
つながりつづける地域づくり

(1) 多様な機関・団体の連携と協力による包括的な相談・支援体制を構築します

(2) 多様なメディア・機関・団体を効果的に活用した情報発信を推進します

(3) 不安や悩みを抱える人が孤立せず、社会全体で寄り添い支援する体制を強化します

基本目標 3

安全・安心な支え合いの、
まちづくり

(1) 地域を基盤とした災害に強い地域づくりを推進します

(2) 新しい参加と支え合いを生み出す仕組みづくりに取り組みます

(3) 安心して暮らせるやさしいまちづくりを推進します

第4章 施策の展開

基本目標 1 助け合い・支え合える地域コミュニティづくり

基本施策 1 地域における助け合い・支え合い体制を構築します

【施策の方向性】

地域で活動する団体や担い手が不足している中で、幅広い層の住民が地域活動や福祉活動の担い手となり、活動の裾野を広げていくことが重要です。また、地域活動や福祉活動の活性化に向けて、身近な地域で交流拠点を構築すること、多くの住民が地域に関心を向けることが重要です。

本施策では、地域全体で地域福祉を推進できるよう、担い手の育成に努めるとともに、地域の関係団体等の支援を行います。また、多世代交流の場や、地域の誰もが参加できるコミュニティの拠点として様々な機能の充実に努めます。

地域で取り組めること

- 普段から隣近所の人への声かけやあいさつ等を通して、地域や人とのつながりを深めます。
- 地域の方が集まり、囲らできる場をつくります。
- 地域住民が集まる場で、地域の課題について話し合います。

行政が取り組むこと

①小地域における地域活動の基盤を整備します

住民主体の地域福祉活動を継続的に推進していくため、地域コミュニティの中核となる自治会や公民館、老人クラブ、民生委員等の地域団体によるネットワークを構築し、小学校区程度の小地域において、地域の特性に応じた支援体制の充実・強化を図ります。

<主な事業>

- 民生委員児童委員活動事業（見守り活動）
- 生活支援体制整備事業
- 地域の核となる団体をつなぐネットワーク構築

②地域福祉を担う人材の育成に努めます

民生委員・児童委員をはじめ、自治会や公民館、老人クラブ等の地域の各種団体と連携し、地域福祉を担う人材の育成に努めます。

<主な事業>

- 地域見守り協力員活動事業
- 認知症サポーター養成事業

③地域福祉の中核を担う社会福祉協議会の運営を支援します

地域福祉の中核を担う社会福祉協議会の運営を支援し、地域福祉事業が円滑に推進されるようサポートします。

<主な事業>

- 社会福祉協議会補助事業

社会福祉協議会が取り組むこと

①身近な地域における地域活動の基盤を強化します

主な事業：○地域福祉活動支援事業（生活支援体制整備事業等）【基盤整備】
○社会福祉法人等との連携

②地域ニーズに応じてボランティアの組織化、運営支援、連絡調整などを行います

主な事業：○地域ニーズに応じた生活支援・外出支援ボランティアの推進
○地域福祉活動支援事業（生活支援体制整備事業等）【活動支援】

③コーディネーション力の高い専門職(生活支援コーディネーター等)を地域担当として配置します

主な事業：○生活支援コーディネーターの充実と質の向上

【成果指標】

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
地区活動計画策定数	0 地区	3 地区
民生委員の認知度（市民アンケート）	34.4% (令和6年度調査)	60.0%
認知症サポーター数（人口千人あたり）	175 人	235 人

○ 生活支援コーディネーターとは...

支援を必要とする人とサービス・地域活動をつないだり、地域に不足するサービスや地域活動の創出、担い手の養成などの地域資源開発や、関係者間の情報共有や連携の体制づくりなどネットワーク構築を進める専門職です。

基本施策2 地域における参加・交流できる場や居場所づくりに取り組みます

【施策の方向性】

地域の交流の場は、生活課題を抱えた地域住民を発見する拠点としての機能、誰もが気軽に立ち寄れる居場所としての機能、高齢者や子ども等の多世代が交流する拠点としての機能など様々な場面で重要となります。

本施策では、地域の様々な住民同士がふれあい、交流することができる場や機会の充実を図ることで、住民同士の関係づくりやお互いに支え合う地域づくりにつなげます。また、コミュニティセンターや隣保館、公民館など身近な地域の施設を活用し、住民同士や様々な団体が交流できる場の確保や居場所づくりを支援します。さらに、地域住民と行政や社会福祉法人、関係団体等との協働関係の構築による地域のつながりの再構築を行います。

地域で取り組めること

- 隣近所の人と誘い合わせて地域活動に参加します。
- 地域住民が参加しやすい場や活動にします。
- 自治会等の地域組織でイベント等を開催します。

行政が取り組むこと

①既存の公共施設や空き家等を活用し、地域活動の拠点となる場所をつくります

地域住民が活発に活動することができる拠点整備のために、コミュニティセンターや隣保館、公民館、空き家等を活用して、誰もが気軽に立ち寄ることができる地域の居場所や交流の場をつくります。

<主な事業>

- 地域活動の拠点づくり
- 地域の核となる団体をつなぐネットワーク構築【再掲】

②高齢者や子ども、障害のある人などが身近な地域で集える居場所づくりに取り組みます

介護予防や生産活動の場の提供を支援することで、高齢者や障害のある人等が自ら活動に参加し、住民主体の通いの場が継続的に拡大するよう取り組みます。

<主な事業>

- 地域介護予防活動支援事業
- 地域活動支援センター事業

社会福祉協議会が取り組むこと

①住民主体の助け合い・支え合い活動による居場所づくりを展開します

- 主な事業:○地域福祉活動支援事業（生活支援体制整備事業等）【居場所づくり】
 ○ふれあい・いきいきサロン支援事業
 ○子どもの居場所づくり支援（こども食堂等）

②多機関で協働するネットワークを構築し、地域ニーズに対応する居場所づくりを推進します

- 主な事業:○ボランティアセンター活動事業【多様な居場所づくり】

【成果指標】

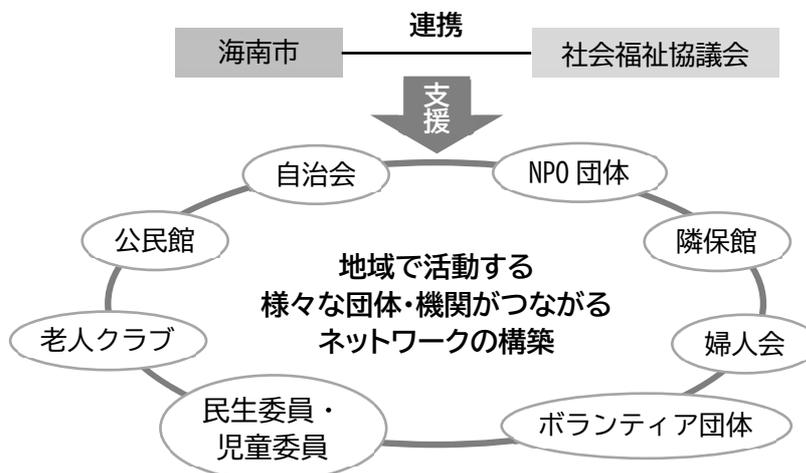
指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
活動拠点として連携できている拠点の数	0	10
通いの場への参加率	6.8%	8.5%

〇〇 地域の福祉団体をつなぐネットワークとは？ 〇〇

近年、少子高齢化や家族形態の変化により、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化しています。このままでは人や資源に限られる懸念があり、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、分野を超えた関係機関や地域住民との連携が不可欠であり、地域住民や地域における支援者などとも連携し、様々な人が絡み合った重層的な地域福祉ネットワークを構築していく必要があります。

行政・社会福祉協議会・地域住民・関係機関等、ネットワークを構築する機関は、立場に違いはあっても、お互いが地域をより良くしたい人で構成されています。そのため、それぞれが地域課題を「我が事」として考え、連携しながら課題解決に取り組むことで、地域住民がいきいきと安心して暮らせるまちづくりが進められていきます。

■地域福祉団体のネットワーク



基本施策3 地域共生社会の実現に向けた取組を推進します

【施策の方向性】

共に支え合いながら地域で安心して生活していくには、一人ひとりが相手を尊重し、地域への関心を持てるように、思いやりの心を育てていくことが大切です。また、すべての人が対等に社会に参画できる地域づくりが求められています。

本施策では、地域社会のあらゆる場で、地域住民、事業者、関係団体等と連携して、お互いの個性を認め合い、尊重し合えるような、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

地域で取り組めること

- 地域で暮らすすべての人がお互いに認め合い、一人ひとりの個性を尊重します。
- 福祉に関心を持ち、研修会や勉強会等に積極的に参加するようにします。
- 高齢者、障害のある人、子どもたちが交流できる場をつくります。

行政が取り組むこと

①お互いが尊重され、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを推進します

少子高齢化の急速な進行や住民相互のつながりの希薄化により、地域を取り巻く環境は大きく変化している中、すべての人の人権が尊重され、差別や偏見がなく、孤立することのない地域づくりを推進し、心豊かなふれあいのあるまちづくりのために地域住民と行政が一体となって取り組みます。

<主な事業>

- 人権尊重推進事業
- 民生委員児童委員活動事業（活動への支援）

②女性の社会進出や就労時間の多様化などに対応し、仕事と子育てを両立させる社会づくりに取り組みます

共働き世帯の増加や家庭環境の多様化が進む中、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに応じた形での支援を行うための取組を進めます。

<主な事業>

- 学童保育事業
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

③障害のある人でも地域で安心して暮らし続け、社会参加ができるよう支援の充実を図ります

障害のある児童・人が自立した日常生活、社会生活を営むための基盤を整備することで、地域のすべての人が住みやすいまちづくりに取り組みます。

<主な事業>

- 自立支援給付事業
- 移動支援事業
- 日常生活用具給付事業
- 障害児通所給付事業

社会福祉協議会が取り組むこと

①すべての人々に関わる福祉教育活動を展開し、支援する側される側ではなく、地域の誰もがお互い支え合える地域共生社会に対する意識を高めます

主な事業：○福祉教育の推進

②地域福祉活動を推進するために法人組織の基盤強化に努めます

主な事業：○社会福祉協議会の新規会員募集

○共同募金事業

○善意銀行

○法人組織の基盤強化（人材育成と民間財源の確保・活用）

【成果指標】

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
ふれあい集会（14 地区）参加者数	1,998 人	3,500 人
自立支援給付事業 利用者数（延べ人数）	11,144 人	11,700 人
学童保育事業 利用者数（延べ人数）	79,827 人	75,400 人

〇〇 障害のある人が受けられるサービスとは？ 〇〇

障害のある人が受けられるサービスは、障害者総合支援法に基づき、障害の有無に関わらず、国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的としており、障害があることで生活に困難を感じている人が、本人らしい生活を営むことができるよう、必要な訓練や支援を受けられるものです。

サービスには、就労等の社会生活を営む上での訓練や援助を行う「訓練等給付」、日常生活の介護などを提供する「介護給付」があります。

■サービスの種類

訓練等給付

訓練 ・ 就労

- ・ 自立訓練（機能訓練）
- ・ 自立訓練（生活訓練）
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援（A型/B型）
- ・ 就労定着支援

居住 支援

- ・ 自立生活援助
- ・ 共同生活援助

介護給付

訪問

- ・ 居宅介護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 重度障害者等包括支援

日中 活動

- ・ 短期入所
- ・ 療養介護
- ・ 生活介護

施設

- ・ 施設入所支援

基本目標2 必要な支援が得られ、つながりつづける地域づくり

基本施策1 多様な機関・団体の連携と協力による包括的な相談・支援体制を構築します

【施策の方向性】

近年、8050問題やダブルケア問題、ヤングケアラーなど地域住民が抱える課題が複雑化・多様化しており、従来の支援体制では対応が困難になっています。このような中で、子どもや高齢者、障害のある人など属性を超えた包括的な支援体制の構築が求められています。

本施策では複雑化・多様化した生活課題に対応するために、困りごとを抱えている人や支援を必要とする人が気軽に相談できる環境づくりに取り組みます。また、あらゆる相談をワンストップで受け止め、様々な分野の異なる専門職が垣根を越えて連携し、それぞれの役割を活かしながら、切れ目のない支援を提供します。そして、日頃から情報共有を行い、お互いの役割の理解を深め、適切な支援につなげられるように支援体制を強化します。

地域で取り組めること

- 不安や悩みがある場合、一人で悩まず誰かに相談するよう心がけます。
- 気軽に何でも相談できる、出入りしやすい場所をつくります。
- 行政や団体からの相談情報を周囲の人に伝え、地域の中で情報を共有します。

行政が取り組むこと

①気軽に相談できる総合相談窓口を整備します

住み慣れた地域で生活を継続していくことができるよう、関係機関とネットワークを構築するとともに、相談に訪れた人を適切な関係機関、制度の利用につながるよう支援を行います。

<主な事業>

- 総合相談事業（高齢者）
- 相談支援事業（障害者）

②地域に出向いて様々な困りごとを受け止め、その解決に取り組むとともに、安心して暮らせる地域づくりを進めます

生活のしづらさに直面している人に対し、本人の意思決定を尊重しながら、必要な支援につなぐことができるよう取り組むことで、安心して暮らせる地域づくりを推進します。

<主な事業>

- 社会福祉協議会補助事業【再掲】

③関係機関等との連携・情報交換を図り、総合的な支援体制の構築を目指します

各分野における団体や関係機関等と連携・協力をし、総合的な支援体制を構築して、地域住民が抱える様々な課題や問題に適切に対応できるようにします。

<主な事業>

- 児童虐待防止事業
- 基幹相談支援センター運営事業
- 生活困窮者自立支援事業
- 地域子育て支援センター運営事業
- 子育て世代包括支援事業
- 高齢者の虐待防止
- 認知症総合支援事業

行政が取り組むこと

④専門機関のネットワークを形成し、相談に幅広く対応できる連携体制をつくります

1つの分野では解決することが難しい課題に対応していくため、各分野の相談支援機関等がネットワークをつくり、他の分野の関係機関と連携・協力して解決を図ります。

<主な事業>

- 重層的支援体制の整備

社会福祉協議会が取り組むこと

①社会福祉協議会全体で相談を受け止め、民生委員や関係機関等との連携強化を図りながら相談支援を推進します

主な事業:○生活困窮者自立支援事業

- 心配ごと相談事業

- 重層的支援体制による福祉総合相談の実施

- 権利擁護センター運営事業

②多様な相談に対応できる組織体制を構築するため、職員の資質向上を図ります

主な事業:○コーディネーション力の高い専門職の養成と配置

③コミュニティソーシャルワーカーを設置し、多機関と連携しながら必要な情報提供や相談支援体制の充実を図ります

主な事業:○コミュニティソーシャルワーカーによる地域福祉の向上

【成果指標】

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
生活困窮者自立支援会議の開催数	0回	3回
基幹相談支援センター困難ケースへの対応(件数)	43件	55件
地域からの相談件数	30件	100件

基本施策2 多様なメディア・機関・団体を効果的に活用した情報発信を推進します

【施策の方向性】

地域で安心して生活するために、支援を必要とする人々が適切な支援につながるができるよう、わかりやすい情報提供の仕組みと相談支援体制が重要です。

本施策では困りごとを抱えた人が、どこで誰に相談したらよいか迷うことがないように、身近な相談窓口等の情報提供を行います。また、利用者が多様な福祉サービスを主体的に選び、安心して円滑に利用できるよう、広報紙をはじめとした様々な媒体で情報提供を行うとともに、地域や福祉活動に関する情報を発信し、地域住民の関心・意識の向上と活動への参加につなげます。

地域で取り組めること

- 地域活動や福祉に関する情報を積極的に得るようにします。
- 重要な情報はお互いに共有するようにします。
- 地域の回覧板や掲示板を確認します。

行政が取り組むこと

①福祉情報をわかりやすく届けます

利用者が多様な福祉サービスや制度を主体的に選び、安心して利用することができるよう、より見やすいホームページやチラシを作成し、誰もがわかりやすい情報を発信するとともに地域や福祉活動に関する情報を発信します。

<主な事業>

- わかりやすいホームページ・フェイスブックを使った情報発信
- 各種相談窓口情報がわかるチラシの作成・配布

②訪問活動を通じ、情報を必要とする人へ必要な情報を届け、包括的な支援を提供する体制を構築します

支援が届いていない人・世帯に対して、訪問活動を通じて、福祉の情報やサービス・制度を届け、支援できるよう取り組みます。

<主な事業>

- 民生委員児童委員活動事業（相談・支援）
- 保健師等による面接指導・訪問指導、母子保健推進員による訪問支援

社会福祉協議会が取り組むこと

①情報提供体制の充実を図ります

- 主な事業:○広報事業
○ホームページ・SNSなどのデジタルツールを活用した広報強化

②情報が届きづらい方へきめ細やかな情報提供と支援を図ります

- 主な事業:○専門職によるアウトリーチ（地域に出向いたニーズ把握や情報提供等）

【成果指標】

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
民生委員 相談支援件数	2,712 件	3,500 件
SNS等を活用した情報発信件数	0 件	3 件

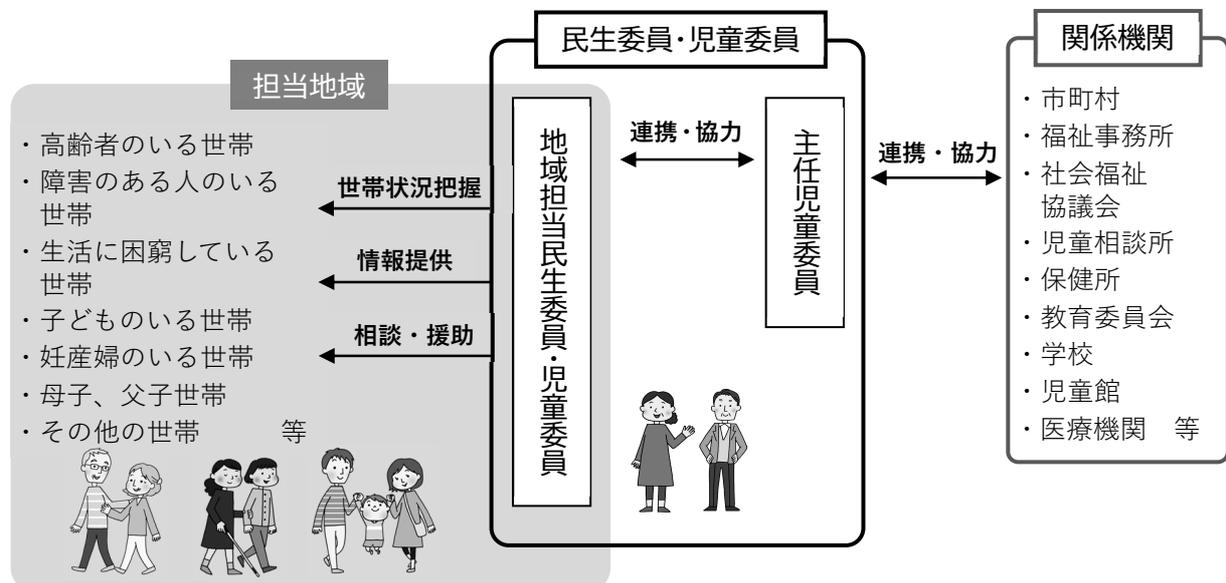
〇〇 民生委員・児童委員の役割とは？ 〇〇

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

また、全国民生委員児童委員連合会は、毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」と定め、5月12日から18日を「活動強化週間」としています。この期間に、地域住民や関係機関への民生委員・児童委員の理解を深め、信頼関係を築くためのPR活動を行います。

■民生委員・児童委員の活動イメージ



基本施策3 不安や悩みを抱える人が孤立せず、社会全体で寄り添い支援する体制を強化します

【施策の方向性】

近年、近くに家族など頼れる人のいない一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が年々増加傾向にあり、病院や施設へ入る際の保証人や手続き、日常生活の金銭管理、葬儀や死後の財産処分など、家族や親族が担ってきた役割を果たす人がいない状況が課題となっています。また、多様で複合的な問題を抱え、生活のしづらさを感じている高齢者や障害のある人に対し包括的な支援を展開するため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みが必要です。

本施策では、様々な困りごとを抱えても取り残されることなく、個人の意思が尊重され、地域でその人らしく安心して生活できるような環境を整備します。また、これまで進めてきた既存の福祉サービスの充実を図るとともに、制度の狭間にある人に対する支援を行います。

地域で取り組めること

- 隣近所でいち早く異変に気づけるよう、関係をつくります。
- 地域で困りごとを抱えている人を発見したら、プライバシーを尊重しながら相談機関や民生委員・児童委員につなぎます。
- 様々な福祉問題や生活課題に関心を持ちます。

行政が取り組むこと

①個人の意思が尊重される地域づくりに取り組みます

高齢者や障害のある人が、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、相談や支援の体制を構築します。

<主な事業>

- 成年後見人利用支援事業
- 高齢者サポート事業
- 権利擁護センター事業

②個別の学習支援、生活習慣の習得支援を通じ、子どもとその親が安心して暮らし、学ぶことができる環境を整備します

学校になじめない子どものために相談活動や学習支援を実施したり、ひとり親家庭等の子どもに対し、基本的な生活習慣の習得支援や学習支援を実施することで、子どもと親が安心して暮らし、快適に学ぶことができるよう推進します。

<主な事業>

- 教育相談等事業（教育支援センターを含む）
- 子どもの生活・学習支援及び受験料等支援事業

③困りごとを抱えた人が、地域でその人らしく生活できるよう自立に向けた支援を行います

高齢者のみの世帯への配食サービスや緊急通報装置の貸与をはじめ、就労に向けたきめ細やかな支援等を行うことで、様々な困難を抱えても、すべての住民が地域でその人らしく生活できるよう支援を行います。

<主な事業>

- 配食サービス事業
- 生活保護受給者就労支援事業
- 緊急通報装置貸与事業

社会福祉協議会が取り組むこと

①福祉サービスの周知や利用を促進し、困りごとを抱える人への支援を充実させます

- 主な事業：○福祉サービス利用援助事業
 ○資金貸付事業（生活資金）
 ○資金貸付事業（生活福祉資金）
 ○生活困窮者自立支援事業【再掲】
 ○権利擁護センター運営事業【再掲】

②生活困窮者等に対して、支援に関わる組織・団体の持ち味やノウハウを活かし、包括的な支援を進めます

- 主な事業：○当事者サロンやグループ支援等の推進

【成果指標】

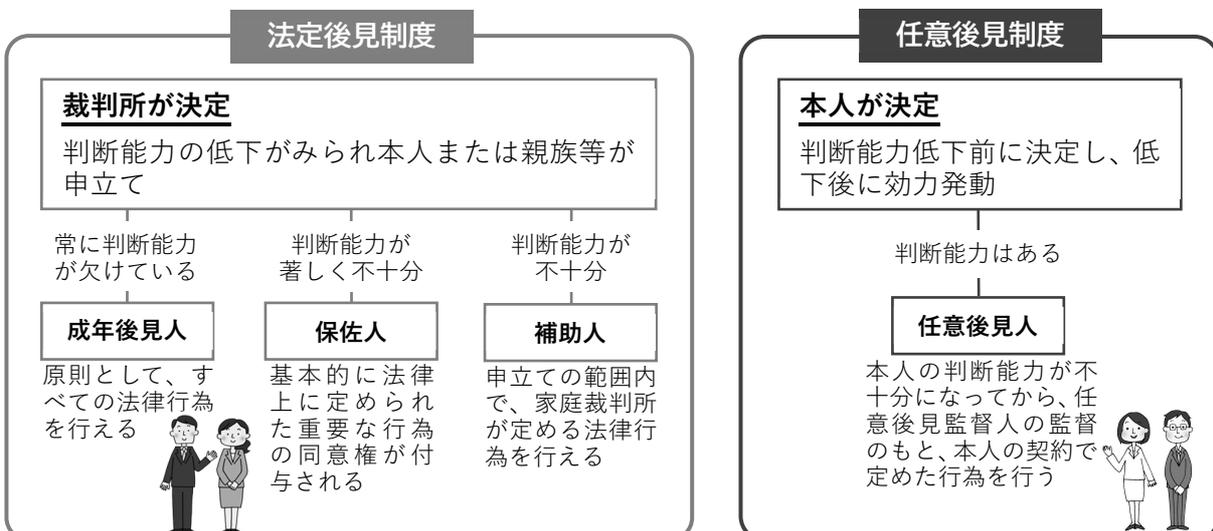
指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
権利擁護センター相談件数	—	50件
子どもの生活・学習支援事業の利用者数	20人	30人
生活保護受給者が新たに就労した人数	32人	40人

〇〇 成年後見制度とは？ 〇〇

成年後見制度は、認知症や障害などの理由で、判断能力が不十分な人が、経済的な不利益を受けることや、生活上の不自由さを感じることがないように、「成年後見人」などの支援者が法律行為を支援する制度です。

成年後見制度で支援される内容は、財産管理（預貯金の管理や相続手続きなど）や身上保護（サービスの利用や入院・入所契約締結など）の手続きの2つに大別され、本人の判断能力に応じて必要な支援が決定されます。家庭裁判所から選任された「成年後見人」と支援者が、本人の意思を尊重した支援（意思決定支援）を行い、判断能力が低下しても安心して生活することができるよう、支援を受けることができます。

■成年後見制度の種類と仕組み



基本目標3 安全・安心な支え合いのまちづくり

基本施策1 地域を基盤とした災害に強い地域づくりを推進します

【施策の方向性】

近年、地震や台風、線状降水帯による大雨等、自然災害の多発・激甚化がみられます。このような状況の中、災害から生命を守るためには、日頃から地域で住民同士がつながり、災害時に助け合える関係を構築することが重要です。

本施策では、災害に備えて住民同士で防災活動が行えるよう、防災に関する知識の普及や啓発を行うとともに、地域の関係者が連携して行う研修や防災訓練などの自発的な取組を支援することで、地域防災力を高めます。

また、災害時に支援を必要とする人を把握し、被災者一人ひとりに必要な支援を行い、様々な機関による連携と協働のもと、被災者が一刻も早く住み慣れた地域で生活再建できるための取組を進めます。

地域で取り組めること

- 避難所や決めた避難ルート確認をしたり、災害時の対応ルールをつくります。
- 避難行動要支援者も含め、地域の防災訓練に参加し、いざという時に正しい行動が取れるようにします。
- 災害時の避難の際は、隣近所で声をかけ合い、助け合います。

行政が取り組むこと

①地域の防災力を高め、災害時にも支え合える仕組みをつくります

小中学校、生きがい教室等で防災や災害に関する知識を深めたり、防災訓練・防災研修を実施することで、地域防災力を高め、普段からの連携体制を構築します。

<主な事業>

- 災害ケースマネジメント
- 防災教育の充実
- 地域防災活動支援事業

②住民がお互いに助け合い・支え合える関係を構築し、災害に強いまちづくりを推進します

地域防災を支える自主防災組織の育成や避難をするのに支援を要する人の情報を地域と共有することで、住民同士が「自助」「互助」「共助」が行える関係を構築し、災害時にも対応することができるようにします。

<主な事業>

- 自主防災組織育成事業
- 避難行動要支援者台帳整備事業

社会福祉協議会が取り組むこと

①地域の防災力を高めるため、平常時から様々な機関・団体等と連携できる仕組みや体制づくりに努めます

主な事業：○福祉教育の推進【防災学習】

- 災害ケースマネジメント
- 災害ボランティア研修及び活動訓練の実施
- 災害時応援協定の締結

②住民がお互いに助け合い・支え合える関係を構築し、被災者に寄り添い支援できる仕組みや災害に強いまちづくりを推進します

主な事業：○災害時行動計画の検証

- 事業継続計画（BCP）の検証
- 災害ボランティア登録制度の充実
- 災害ボランティア活動の基盤強化
- 災害ボランティアセンター設置運営事業

【成果指標】

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
災害ケースマネジメント研修会の開催	0回	2回

〇〇 災害ケースマネジメントとは？ 〇〇

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組です。

■災害ケースマネジメントの仕組み

訪問調査の実施



- ・県や市の職員等が世帯を個別に訪問し、家屋の被害、経済的困難、健康の不安、情報不足、孤立等の「複合的な課題」を聞き取り世帯の状況を把握する。

生活復興プランの検討



- ・各世帯の課題を整理する。
- ・関係機関と情報共有し、必要な支援を検討する。
- ・各世帯の状況に合わせた生活復興プランを作成する。

生活復興支援チームの派遣



- ・プランに基づき保健師や建築士、弁護士等の専門家を派遣し生活課題の解決を図る。

基本施策2 新しい参加と支え合いを生み出す仕組みづくりに取り組みます

【施策の方向性】

地域福祉の推進には住民の参画が重要であり、持続可能な活動を実現するためには、住民が地域の課題や福祉活動に関心を持ち、「我が事」として参加することが重要です。

本施策では、自分自身の住む身近な地域をより良くするための活動や、多様な分野におけるボランティア活動等、住民一人ひとりが地域活動・ボランティア活動に参画しやすい環境づくりに努めます。また、安全・安心な支え合いのまちづくりを推進するため、住民活動の拠点となるボランティアセンター機能の強化に取り組みます。

地域で取り組めること

- 友達や仲間を誘い、ボランティアに参加します。
- 子どもたちがボランティア活動に積極的に参加できるよう支援します。
- 地域の良さを次世代に伝え、地域活動に参加する機会を提供します。

行政が取り組むこと

①「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が参加し、つながる地域づくりを進めます

社会福祉協議会と連携しながら、住民一人ひとりが持つ地域社会への参加や自己実現、お互いに学び、助け合いたいという考えを支援することで、些細な困りごとがあっても地域で支え合う仕組みづくりを推進し、「支え手」「受け手」という関係を超えた地域づくりに取り組みます。

<主な事業>

- 重層的支援体制の整備【再掲】
- ボランティア活動普及事業（有償ボランティアの推進）

②子どもも大人も生きがいを持ちながら共に育ち、育て合うことができる地域づくりを進めます

子どもから大人まで、地域住民が元気に生きがいを持ちながら共に育ち、成長し合える持続可能なまちづくりを進めます。

<主な事業>

- 家庭教育支援事業
- 老人クラブ補助事業
- 地域共育コミュニティ推進事業・地域ふれ合い活動事業

③地域で暮らす人々が、それぞれの知識や経験を活かし、支え合う取組を推進します

地域住民がそれぞれの知識や経験を福祉活動に活かすことで、地域で支え合う体制を構築するだけでなく、生きがいを持って暮らすことができる取組を進めます。

<主な事業>

- シルバー人材センター支援事業
- ファミリーサポートセンター事業

社会福祉協議会が取り組むこと

①「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が参加し、つながる地域づくりを進めます

- 主な事業：○重層的支援体制による福祉総合相談の実施【参加支援】
○地域ニーズに応じた生活支援・外出支援ボランティアの推進【再掲】

②子どもも大人も共に支え合い、それぞれ役割や生きがいを持てるような地域づくりを進めます

- 主な事業：○ボランティア育成事業（夏のボランティア体験など）

③ボランティアセンターの機能を強化し、地域活動の活性化と新たなボランティアの発掘に取り組みます

- 主な事業：○ボランティアセンター活動事業【担い手育成・運営支援】

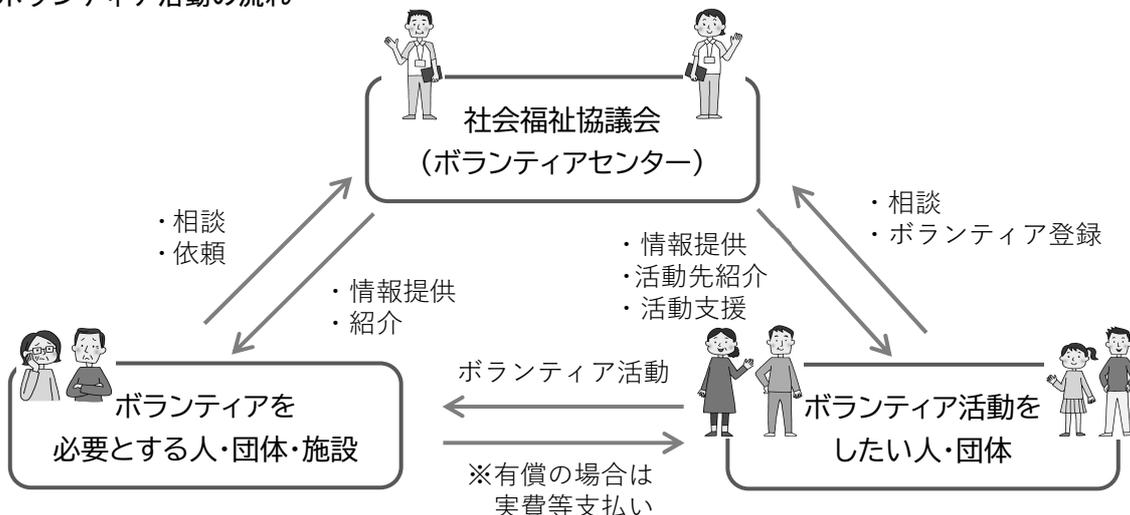
【成果指標】

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
ファミリーサポートセンター 利用件数	1,099 件	1,300 件
シルバー人材センター 会員数	444 人	550 人
ボランティア育成事業等参加者数	169 人	230 人

〇〇 ボランティア活動とは？ 〇〇

ボランティア活動は個人の自発的な意思に基づく自主的な活動であり、活動者個人の自己実現への欲求や社会参加意欲が充足されるだけでなく、社会においてはその活動の広がりによって、社会貢献、福祉活動等への関心が高まり、様々な構成員が共に支え合い、交流する地域社会づくりが進むなど、大きな意義を持っています。また、ボランティア活動を行い、実費や交通費、さらにはそれ以上の金銭を得る活動を「有償ボランティア」と呼ぶ例もあります。

■ボランティア活動の流れ



基本施策3 安心して暮らせるやさしいまちづくりを推進します

【施策の方向性】

高齢者や障害のある人、子育て世帯等が孤立せず、消費者被害やDV、虐待等を防ぐためには、地域住民や関係団体、警察・消防との連携を強化し、普段からの見守り体制やお互いに声をかけ合える関係づくりが重要です。

本施策では、誰もが安全・安心に暮らしていけるよう、地域で暮らす人を地域全体で見守り、常に誰かとつながり、孤独を感じることはない地域づくりを進めていきます。

地域で取り組めること

- 防犯情報等の入手に努めます。
- 子どもたちの登下校の安全、不審者に対する対応、交通事故防止、青少年への声かけ、あいさつ運動等、地域ぐるみの取組を行います。
- 通院の送迎や買い物の支援、移動販売の誘致等、地域でできることを話し合います。

行政が取り組むこと

①交通・移動手段を確保することで、社会参加と様々な交流を促進します

地域住民の誰もが利用しやすい交通・移動手段を確保し、利用しやすいコミュニティバスの運行や福祉タクシー助成等に取り組むことで、外出を通じてふれあいや交流等につなげることができるようにします。

<主な事業>

- 福祉タクシー事業
- 地域公共交通協議会事業

②人々が安心して暮らせるよう、共につながり、地域ぐるみで見守りを行う取組を推進します

子どもたちが安全・安心に登下校ができるよう、地域全体で見守る体制づくりに努めます。また、認知症になっても安心して暮らせるよう、近隣市町や関係機関と連携・協力しながらネットワーク構築に向けて取り組みます。

<主な事業>

- 地域子ども安全見守り事業
- 徘徊高齢者等見守り・安心ネットワーク事業
- 青少年補導事業

③つながりを持ち、安心して暮らすことができる取組を推進します

消費者被害や虐待等、孤独・孤立から生じる問題を防止し、家庭ごみを自分で持ち出すことが困難な高齢者等の世帯に、戸別収集を行うとともに、ごみの排出がなかった場合の安否確認を行うなどの取組を行い、誰かとつながり、安全・安心に暮らせる地域づくりを推進します。

<主な事業>

- 家庭ごみサポート収集事業
- 粗大ごみ等特別収集事業（ふれあい収集）
- 消費者保護事業
- 児童虐待防止事業【再掲】
- 高齢者の虐待防止【再掲】

社会福祉協議会が取り組むこと

①移送サービス提供体制を検討します

主な事業:○移送サービス提供体制の検討

②認知症の方の見守りや啓発活動を実施します

主な事業:○認知症見守り・啓発事業

③地域の中で孤立せず、安心して暮らすことができる取組を推進します

主な事業:○地域福祉活動支援事業（生活支援体制整備事業）【見守り】

【成果指標】

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
コミュニティバス利用者数(延べ人数)	26,544人	30,000人
消費者相談件数	169件	250件

〇〇 消費者を被害から守る仕組みとは？ 〇〇

消費生活センターでは、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理にあたっています。

また、消費者相談窓口では、商品、サービス、契約トラブルなどについての苦情・相談を受け付け、解決のための助言などを行っています。専門の相談員がトラブル解決のために支援をするところです。

加えて、消費者ホットラインでは消費生活センターなど相談窓口の存在や連絡先が分からない人に最寄りの窓口を案内し、相談につなげる支援を行っています。

断っても強引な勧誘が続くなあ

知らない商品が届いたけど、どうしよう

このような時は...

全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」
いやや
188
「いやや(188)泣き寝入り！」と覚えてください

困ったらお電話ください

相談窓口

第5章 計画の推進

I 計画の推進体制

地域福祉活動の主役は地域で生活している住民自身です。住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくためには、地域住民、行政、関係機関が協働し、身近な地域でつながりの再構築を行い、住民主体の助け合い・支え合い活動が継続的に展開されるよう取り組んでいくことが必要不可欠です。

また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動するボランティア、NPO、関係団体、関係機関、事業者が地域福祉の重要な担い手となる必要があります。

計画を推進するにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携を取り、それぞれの役割を果たしながら、協働していくことが重要となります。

(1) 地域における推進体制

地域福祉の推進のためには、地域コミュニティの形成と支援が重要です。自治会等の地縁組織への加入を促進することで、その地域で暮らす住民の積極的な参画を図るとともに、民生委員・児童委員をはじめとする各種団体等とも連携を強め、地域全体が一体となって、地域福祉活動を推進していくことが必要であり、その体制づくりに市としても積極的な支援を行います。

(2) 地域住民、ボランティア、NPO の役割

住民一人ひとりが地域社会の構成員の一人であることを自覚することが大切です。自ら暮らす地域への関心を持ち、地域で起こっている様々な問題を解決していくための方策を自ら考え、話し合うとともに、日常的に地域の行事や、福祉活動に参加することが求められています。

ボランティアやNPOは、それぞれが連携しながら、活動内容の充実とサービスの多様化を図り、複雑化する福祉ニーズに対応することが求められています。

(3) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、地域住民の身近な存在として、地域の見守りを行うとともに、地域住民の相談窓口や支援が必要な人への情報提供、支援機関へつなぐ役割を担うなど、地域の人々が自立して暮らすための取組を行っていることから、地域福祉の担い手としての役割が期待されています。

(4) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明確に位置づけられています。

計画推進において、地域福祉の中核を担う存在である社会福祉協議会が中心となり、地域福祉活動への参加の促進をはじめ、社会福祉関係団体の先導役、地域住民や関係団体・関係機関と行政との間の調整役を担うことが求められています。

また、地域福祉を目的とした民間の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉計画と連携しながら、計画の推進を図ることが期待されています。

(5) 事業者の役割

事業者は、福祉サービス等の提供者として、地域住民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、良質なサービスの提供、サービス利用者の保護、サービスの自己評価・第三者評価、情報提供、そして地域社会と積極的な交流に努めることが求められます。

また、企業の立場では、地域社会の一員として、その社会的責任を果たすことが期待されています。

具体的には、就業機会の拡充のほか、地域でのボランティア活動等への取組や、企業の所有する資産、技術、人材等を地域社会に還元すること等が求められます。

(6) 行政の役割

これまで市が中心となって取り組んできた福祉サービスの提供は、今後も、実態やニーズに即して着実に推進することが求められます。

また、今後の地域福祉の円滑な推進には、地域住民及び事業者、地域団体、ボランティアグループ、NPO 等による主体的、積極的な取組が重視されます。

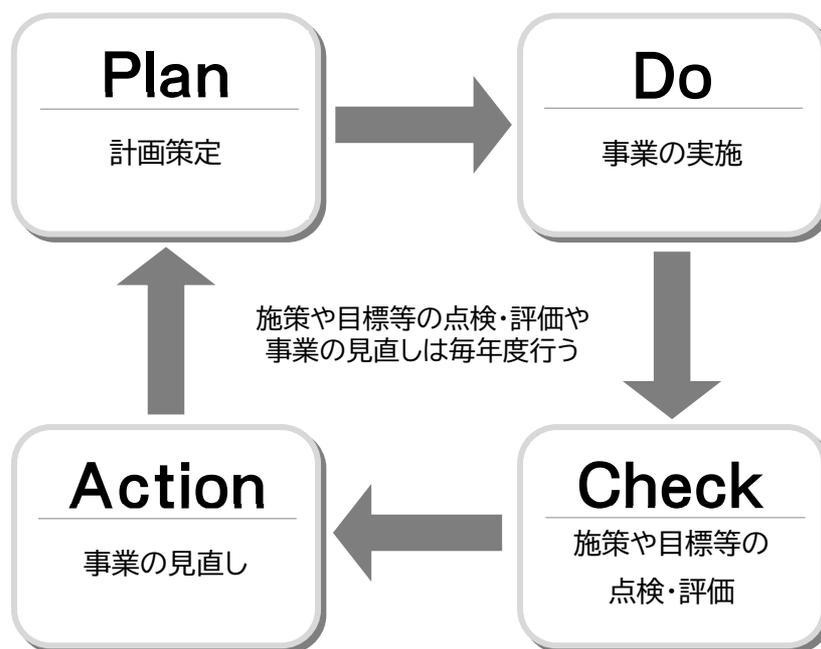
地域住民等が主体的に地域福祉活動に参加できるよう、地域づくり・まちづくりをはじめとする多様な参加機会や情報の提供、及び必要な支援を行います。

さらに、これらの団体等との協働・連携体制づくりに取り組み、これからの地域福祉の担い手である関係者とのネットワークの構築を図ります。

2 計画の管理と評価

本計画は、基本理念に基づき地域住民と行政等が協働して取り組むべきものです。そこで、事業の実施状況を精査するとともに、学識経験者や市内の関係団体等で構成される「海南省地域福祉計画推進検討会」において意見を求めることで、本計画策定後も、計画の進捗状況の管理を行います。

進行管理の点検にあたっては、管理手法の基本的な考え方である「PDCA」サイクルを取り入れ、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）を繰り返し行っていくことで進行状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善に取り組みます。



参考資料

I 事業一覧

基本目標 I 助け合い・支え合える地域コミュニティづくり

番号	基本施策	主な事業	主な事業の内容
1-(1)	地域における助け合い・支え合い体制を構築します	民生委員児童委員活動事業（見守り活動）	孤独死や生活困窮、ひきこもり等、地域課題が複雑化する中で、重篤化させずに解決に取り組んでいくため、身近な相談相手である民生委員・児童委員による「地域の気になる人」への訪問活動を行う。
		生活支援体制整備事業	小学校区程度の小地域での多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図るため、生活支援コーディネーターを配置し、地域での助け合い・支え合いについて協議する「場づくり」と、協働していくための「組織化」に取り組み、地域ニーズや課題の把握、地域のつながりの再構築による住民互助の助け合い・支え合い活動を展開する。
		地域の核となる団体をつなぐネットワーク構築	住民主体の地域福祉活動を継続的に推進していくため、地域コミュニティの中核となる自治会や公民館、老人クラブ、民生委員、社会福祉法人等の地域団体によるネットワークが構築されるよう支援を行う。
		地域見守り協力員活動事業	地域で困っている方をできる限り早く見つけ、県や市の適切な相談・支援につなげる。また、地域での支え合い活動を根付かせる。
		認知症サポーター養成事業	地域の住民が認知症に対して正しく理解し、地域全体で認知症の人や家族を支える見守り体制を構築するため、認知症の正しい知識と理解を持って、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者である認知症サポーターを養成する。
		社会福祉協議会補助事業	地域福祉の中核的役割を担う海南市社会福祉協議会に補助金を交付し、ふれあい・いきいきサロンやボランティア活動等の各種地域福祉事業が円滑に推進されるよう支援する。
1-(2)	地域における参加・交流できる場や居場所づくりに取り組みます	地域活動の拠点づくり	地域福祉活動を継続的に推進していくため、公共施設の有効活用や、空き物件・空き室等を整備・活用し、持続可能な活動拠点の確保に向けて取り組む。
		地域の核となる団体をつなぐネットワーク構築【再掲】	住民主体の地域福祉活動を継続的に推進していくため、地域コミュニティの中核となる自治会や公民館、老人クラブ、民生委員、社会福祉法人等の地域団体によるネットワークが構築されるよう支援を行う。
		地域介護予防活動支援事業	閉じこもりの防止及び社会参加を促進するとともに、身近な場所での「通いの場」の充実を図るために、地域に出向き、介護予防・フレイル予防に資する多様な「住民主体の通いの場」づくりに取り組む。

番号	基本施策	主な事業	主な事業の内容
1-(2)	地域における参加・交流できる場や居場所づくりに取り組みます	地域活動支援センター事業	障害のある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う「地域活動支援センターぴあ」に補助金の交付を行い、その活動を支援する。
1-(3)	地域共生社会の実現に向けた取組を推進します	人権尊重推進事業	すべての人権が尊重され、差別や偏見のない地域社会づくりを推進し、心豊かなふれあいのあるまちづくりのために地域住民と行政が一体となって人権啓発に取り組む。
		民生委員児童委員活動事業（活動への支援）	民生委員児童委員活動の目的（地域に根差した福祉活動を展開することで、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりを目指す）を果たすための支援を行う。
		学童保育事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生等を放課後に預かり、適切な遊び場や生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。
		【新規】 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	0歳6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない子どもを対象に、月一定時間までの枠の中で時間単位で柔軟に通園を可能とする事業であり、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用することで、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備する。
		自立支援給付事業	ホームヘルパーの派遣等の日常生活に必要な介護にまつわる支援の提供や、就労等の社会生活に必要なスキルを身に付ける訓練の提供により、障害のある人の地域での生活や社会参加を支援する。
		移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出及び余暇活動等の社会参加のため、介護者（ヘルパー）による移動支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図る。
		日常生活用具給付事業	障害のある人及び障害のある児童に対し、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するため、ストーマ装具、紙おむつ、痰吸引器具等の日常生活用具を給付する。
		障害児通所給付事業	療育の必要性が認められた未就学児童を対象にした児童発達支援や、就学後18歳未満の児童を対象にした放課後等デイサービス等の給付を行い、子どもへの発達支援やその家族に対する支援を行う。

基本目標 2 必要な支援が得られ、つながりつづける地域づくり

番号	基本施策	主な事業	主な事業の内容
2-(1)	多様な機関・団体の連携と協力による包括的な相談・支援体制を構築します	総合相談事業(高齢者)	高齢化が進む中、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、高齢者の相談を受け、適切な関係機関または制度の利用につなげられるよう、身近な相談窓口を設置するとともに、関係機関とネットワークを構築し、様々な問題・課題を抱えた高齢者に対応できる体制をつくる。
		相談支援事業(障害者)	障害のある人及び障害のある児童やその家族等からの相談に応じ、必要な情報を提供するとともに、権利擁護のために必要な援助を行い、自立した日常生活を営むことができるように支援する。
		社会福祉協議会補助事業 【再掲】	地域福祉の中核的役割を担う海南市社会福祉協議会に補助金を交付し、困りごとを抱えている人や支援を必要とする人の相談を受け止め、解決へとつなげるための総合相談体制を推進する。
		児童虐待防止事業	子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題であるため、児童虐待の発生予防並びに虐待発生時の迅速・的確な対応に努め、すべての子どもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることを保障します。
		基幹相談支援センター運営事業	障害のある人及び障害のある児童が身近なところでいつでも気軽に相談できる相談支援事業所の中核的な拠点として、相談支援専門員を2名配置し、総合的な相談支援体制の整備・充実に努める。
		生活困窮者自立支援事業	経済的自立や日常生活自立、社会生活自立等、本人の状態に応じた自立を支援するとともに、生活困窮者の早期把握、働く場や参加する場を広げていく等の生活困窮者支援を行う。
		地域子育て支援センター運営事業	就学前までの子どもとその保護者を対象に、育児不安等についての相談及び支援、また自由に利用できる交流の場の提供等、地域の子育て世帯に対する育児支援を行う。
		子育て世代包括支援事業	こども家庭センターとして、妊娠・出産・子育ての相談に対応し、必要に応じ、支援プランの設定を行う。また、児童福祉をはじめ、保健医療等の関係機関との連絡調整、母子保健施策と子育て支援施策の一体的な提供を通じて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を構築する。
		高齢者の虐待防止	高齢者虐待の防止のため、家庭内における高齢者への正しい理解や介護知識の周知を図るとともに、民生委員や自治会、事業所、医療機関、警察等の関係機関との連携を図り、虐待の早期発見や被虐待高齢者の保護等を推進する。
認知症総合支援事業	早期の段階からの適切な診断と対応や地域における医療・介護との連携による総合的かつ継続的な支援体制の構築を図るため、できるだけ早い段階からの支援の実施や地域における医療・介護等の連携を推進するとともに、認知症支援のネットワークを広げるための認知症地域支援体制の構築に取り組む。事業については認知症当事者・家族の参画を図る。		

番号	基本施策	主な事業	主な事業の内容
2-(1)	多様な機関・団体の連携と協力による包括的な相談・支援体制を構築します	【新規】 重層的支援体制の整備	既存の支援機関や専門職の負担を軽減しながら、地域の支援力の限界点を引き上げ、「人と人がつながる」地域づくりを進めていくことで、地域共生社会を実現する。
2-(2)	多様なメディア・機関・団体を効果的に活用した情報発信を推進します	わかりやすいホームページ・フェイスブックを使った情報発信	市報やホームページ等を通じて各種制度の情報や、地域福祉に関する取組を紹介し、地域住民が福祉のことを身近に感じ、学べる機会を提供することで、福祉意識の醸成を図る。
		各種相談窓口情報がわかるチラシの作成・配布	各種相談窓口の情報や福祉情報を載せたチラシを作成し、公共施設へ配架するとともに、関係機関と連携し、多くの情報を必要な人に様々な方法で届ける。
		民生委員児童委員活動事業（相談・支援）	孤独死やひきこもり等、地域課題が重層化・複雑化する中で、支援が必要な人への情報提供や支援機関へのつなぎを行うとともに、民生委員、行政、社会福祉協議会の3者が連携した相談体制を構築する。
		保健師等による面接指導・訪問指導、母子保健推進員による訪問支援	乳幼児の異常の早期発見に加え、養育者の不安や悩みを聞き、助言することで育児不安の軽減を図る。また、産後うつ等の早期発見・早期対応につなげる。
2-(3)	不安や悩みを抱える人が孤立せず、社会全体で寄り添い支援する体制を強化します	成年後見人利用支援事業	後見人に対する報酬を支払うことが困難な方や、自分自身もしくは親族が成年後見申立てを行うことが困難な方々が安心して成年後見制度を利用できるよう、必要な支援を行う。
		【新規】 権利擁護センター事業	多様で複合的な問題を抱え、生活のしづらさを感じている高齢者や障害のある人に対し包括的な支援を展開するため、地域や福祉、行政等に司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みとして「権利擁護センター」を設置するとともに、地域での権利擁護に関する課題を共有し、協議を行う「地域協議会」を設置し、地域に暮らすすべての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるように取り組む。
		【新規】 高齢者サポート事業	十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援を併せて提供する。
		教育相談等事業 （教育支援センターを含む）	海南市内小中学校に在籍する不登校または不登校傾向の児童生徒に対して、集団指導及び学習指導等を実施するとともに、児童生徒及び保護者に対して相談活動及び保護者間が交流する機会を確保することにより在籍校への復帰に向けた支援を行う。
		【新規】 子どもの生活・学習支援及び受験料等支援事業	ひとり親家庭及び貧困家庭等の子どもが抱える特有の不安やストレスに配慮しつつ、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援を行い、ひとり親家庭及び貧困家庭等の子どもの学習習慣の獲得、生活の向上を図ることを目的とする。また、受験料等支援を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。
		配食サービス事業	概ね65歳以上で高齢者のみの世帯に属する人等で、食事の調理が困難な高齢者等に対し、食事の提供だけでなく、弁当配達と見守りを兼ねた在宅生活の支援を目的として、配食サービスを行う。

番号	基本施策	主な事業	主な事業の内容
2-(3)	不安や悩みを抱える人が孤立せず、社会全体で寄り添い支援する体制を強化します	緊急通報装置貸与事業	高齢者等が、発作、急病、事故の時、受託業者が24時間365日、緊急通報に対応できるようにするとともに、一定時間、対象者の動作が確認できない場合等において、状況に応じて緊急要員を出動させる体制を構築することで、緊急時における不安感を解消し、安心できる生活を確保する。
		生活保護受給者就労支援事業	被保護世帯のうち、稼働能力があり自立が見込める者に対し、就労支援員による就労に関する必要な情報の提供、相談及び助言を行うことにより、被保護者の就労の促進を図る。

基本目標3 安全・安心な支え合いのまちづくり

番号	基本施策	主な事業	主な事業の内容
3-(1)	地域を基盤とした災害に強い地域づくりを推進します	【新規】 災害ケースマネジメント	被災者一人ひとりに必要な支援を行うため、アウトリーチ等を通じて被災者に寄り添い、その個別の被災状況・生活状況等を把握し、行政・社会福祉協議会・民間団体・弁護士等の各職能団体・NPO等、様々な機関による連携と協働のもと、被災者が一刻も早く住み慣れた地域で生活再建できることを目的とする。
		防災教育の充実	学校教育や身近にある公民館等での防災学習・防災教育を通じ、地域住民の防災意識の向上と災害時に備えた地域づくりを推進するとともに、定期的な防災訓練・避難訓練を実施することで、災害時に安全に避難できるよう取り組む。
		地域防災活動支援事業	災害時に住民同士で防災活動が行えるよう「自助・共助」を推進するために、防災に関する知識の普及や啓発を行うとともに、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、学校等の地域の関係者が連携して行う研修や防災訓練等の自発的な取組を支援し、地域防災力の向上を図る。
		自主防災組織育成事業	災害時に地域住民の共助による適切な救助や応急対応が可能となるよう、地域での住民による自発的な訓練や研修会の実施、防災リーダーの育成等の防災活動を支援する。
		避難行動要支援者台帳整備事業	地域住民が防災を「我が事」として捉え、要支援者と地域住民が平時から顔の見える関係性を築くことで災害時に誰一人取り残さないことを目的に、避難支援に必要な情報をまとめ、避難行動要支援者名簿の作成や自治会・自主防災組織、民生委員等の避難支援関係者との情報共有を行うとともに、関係者と一軒一軒訪問しながら個別避難計画(支え合いカード)の作成を行う。
3-(2)	新しい参加と支え合いを生み出す仕組みづくりに取り組みます	【新規】 重層的支援体制の整備 【再掲】	既存の支援機関や専門職の負担を軽減しながら、地域の支援力の限界点を引き上げ、「人と人がつながる」地域づくりを進めていくことで、地域共生社会を実現する。
		ボランティア活動普及事業 (有償ボランティアの推進)	地域活動の担い手として期待されている、社会貢献や地域づくりへ関心を持つ人を育成・確保する仕組みをつくるため、地域福祉の中核的役割を担う海南市社会福祉協議会に対し補助金を交付する。

番号	基本施策	主な事業	主な事業の内容
3-(2)	新しい参加と支え合いを生み出す仕組みづくりに取り組みます	家庭教育支援事業	未就園児とその保護者を対象に、子育て中の親子等の交流機会や学びの場を提供する。また、主に小中学生とその保護者を対象に、講座を行い、その時々諸課題について学習の場を提供する。
		老人クラブ補助事業	高齢者の地域における社会活動を促進し、高齢者の生きがいづくりと健康づくりのための社会活動の支援を目的とし、心身の健康保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く高齢者が自主的かつ積極的に参加できるよう、老人クラブ活動を推進する。
		地域共育コミュニティ推進事業・地域ふれ合い活動事業	学校、家庭、地域が一体となって、子どもも大人も共に育ち、育て合うことができる地域社会を目指すことを目的に、地域の方々のそれぞれの経験を活用し、子どもたちの豊かな学習活動を支援するとともに、放課後・土曜・長期休業中の子どもの居場所づくりを行う。
		シルバー人材センター支援事業	高齢者が長年培ってきた豊富な知識・経験を活かし、社会参加の促進と福祉の増進に資するため、公益社団法人海南市シルバー人材センターに対して補助金を交付する。
		ファミリーサポートセンター事業	子どもの預かり等の支援を受けたい人と支援を行いたい人をマッチングし、子どもを持つ保護者が仕事と育児を両立して安心して子育てができる環境づくりに取り組む。
3-(3)	安心して暮らせるやさしいまちづくりを推進します	福祉タクシー事業	重度障害のある人の社会参加を促進するために、移動手段となるタクシー利用料金の助成〔タクシーチケット1冊(80枚綴)〕を交付し、障害のある人の外出支援を行う。
		地域公共交通協議会事業	公共交通空白地に居住する、移動手段を持たない高齢者や障害のある人等が通院や買い物等の日常生活を送る際の移動手段としてコミュニティバスを運行し、持続可能な地域公共交通体系の構築や維持に取り組む。
		地域子ども安全見守り事業	子どもが安心して登下校できるよう、ボランティアで見守り活動を行っていただいている方々の活動をサポートするとともに、学校と家庭、地域が連携し、地域ぐるみで子どもの安全を見守る環境づくりを支援する。
		徘徊高齢者等見守り・安心ネットワーク事業	認知症になっても安心して暮らせるための一環として、行方不明になるおそれのある高齢者・障害のある人等について、海南市見守り・安心ネットワークに事前登録を行い、行方不明になった際は、協力機関へ登録内容の情報提供を行うことで、徘徊高齢者の早期発見に向けた見守り体制を構築する。
		青少年補導事業	青少年の非行防止、問題行動の早期発見と指導を目的として、駅前でのあいさつ運動や登下校時の青色回転灯装備車によるパトロール等、各地域での青少年健全育成・補導事業等を実施する。
		家庭ごみサポート収集事業	家庭から排出されるごみを自らごみ集積場所まで持ち出すことが困難な高齢者または障害のある人のいる世帯で支援が必要な場合に、戸別のごみの収集を行うとともに、ごみの排出がなかった場合の安否確認を行う。

番号	基本施策	主な事業	主な事業の内容
3-(3)	安心して暮らせるやさしいまちづくりを推進します	粗大ごみ等特別収集事業 (ふれあい収集)	粗大ごみ等の排出に係る高齢者及び障害のある人等の負担を軽減するとともに、職員とのふれあいを通じ、これらの方々の在宅生活支援を行う。
		消費者保護事業	消費者問題に悩む地域住民に対し相談事業を実施するとともに、消費者生活講座の開催や出前講座の実施、広報紙等による情報提供を行うことで、消費者トラブルの未然防止や、消費行動に対する理解向上を図り、地域住民が安心して暮らすことができる生活の確保に努める。
		児童虐待防止事業【再掲】	子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題であるため、児童虐待の発生予防並びに虐待発生時の迅速・的確な対応に努め、すべての子どもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることを保障します。
		高齢者の虐待防止【再掲】	高齢者虐待の防止のため、家庭内における高齢者への正しい理解や介護知識の周知を図るとともに、民生委員や自治会、事業所、医療機関、警察等の関係機関との連携を図り、虐待の早期発見や被虐待高齢者の保護等を推進する。

2 策定過程

年 月 日	内 容 等
令和6年6月4日	第1回 計画策定検討会 ○計画策定の趣旨と策定方針について ○今後のスケジュールについて ○アンケート調査について ・地域福祉に関するアンケート調査（案） ・地域福祉に関するこどもアンケート調査（案） ○地域福祉懇談会の開催について
令和6年 6月17日～7月19日	地域福祉に関するこどもアンケート調査の実施
令和6年 7月2日～7月16日	地域福祉に関するアンケート調査の実施
令和6年 7月25日～8月26日	地域福祉懇談会の実施
令和6年10月4日	第2回 計画策定検討会 ○地域福祉に関するアンケート調査結果を踏まえた課題分析について ○地域福祉に関するこどもアンケート調査結果を踏まえた課題分析について ○地域福祉懇談会中間報告について ○計画骨子案について ○今後のスケジュールについて
令和6年12月23日	第3回 計画策定検討会 ○福祉関係者ヒアリングの結果について ○計画（素案）について ○パブリックコメントについて
令和7年 1月8日～2月5日	パブリックコメントの実施
令和7年3月3日	第4回 計画策定検討会 ○パブリックコメントの実施結果の報告 ○計画（概要版）について ○計画（最終案）について

3 海南市地域福祉計画策定検討会設置要綱

1. 趣旨

この告示は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく海南市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、市長が主催する検討会に関し必要な事項を定めるものとする。

2. 名称

この検討会の名称は、海南市地域福祉計画策定検討会（以下「検討会」という。）とする。

3. 検討内容

検討会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項。

4. 構成員

検討会の構成員は、別表に掲げる者のうちから20人以内をもって構成する。

5. 運営方法等

検討会の運営方法等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 検討会は、市長が主催の会議とする。
- (2) 検討会に座長を置き、市長が指名するものとする。
- (3) 座長は、検討会を招集する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、あらかじめ座長を代行する者を指名することができる。
- (5) 座長は、必要な者に会議への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (6) その他検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

6. スケジュール

検討会は、4回程度開催するものとし、令和7年3月31日をもって終了するものとする。

7. 事務局

検討会に関する事務は、くらし部社会福祉課が行う。

8. 附則

- (1) この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- (2) この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4関係）

	種別
1	学識経験者
2	一般公募者
3	保健、医療及び福祉の関係者
4	社会福祉を目的とする団体又は事業者の代表者
5	その他市長が必要と認める者

4 海南市地域福祉計画策定検討会構成員名簿

(順不同 敬称略)

	種 別	選出団体及び役職名等	構成員氏名
1	学識経験者	和歌山大学 経済学部 教授	金川 めぐみ
2	一般公募者	一般公募委員	関口 日和
3		一般公募委員	土井 佐知子
4	保健、医療及び 福祉の関係者	海南医師会 会長	山西 徹治
5		海南保健所 保健課長	橋本 容子
6		和歌山県社会福祉士会 理事	三林 達哉
7		和歌山県社会福祉士会 監事	廣井 英徳
8	社会福祉を目的 とする団体又は 事業者の代表者	海南市社会福祉協議会 会長	伊藤 明雄
9		海南市自治会連絡協議会 会長	田中 修子
10		海南市民生委員児童委員協議会 会長	妻木 茂
11		海南市老人クラブ連合会 副会長	西谷 繁
12		海南市身体障害者連盟 会長	榎本 真也
13		海南市女性団体連絡協議会 副会長	上野 喜美代
14		海南市ボランティア連絡協議会 会長	落合 晃子
15		海南市公民館連絡協議会 会長	柳 和希
16	その他市長が 必要と認める者	海南市くらし部長	中納 亮介

5 用語説明

【あ行】

アウトリーチ	支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと。主な手段として、出張相談、訪問や巡回、電話、メール、SNSでのつながりなどが挙げられる。
移送サービス	福祉有償運送、運転ボランティア、通院介助サービス、福祉車両貸出など、自力での移動が困難な高齢者や障害のある人（児童）などに対して行う外出支援サービスのこと。
委託障害者相談支援事業	在宅の障害のある人や家族の地域生活に関する相談に応じて、保健・福祉などのサービスが総合的に受けられるよう援助する事業のこと。また、関係機関などと連絡・調整をして、自立や社会参加の促進を図ることを目的としている。
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
SNS (エヌエヌエス)	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン、パソコン用のWebサービスの総称。
NPO (エヌピーオー)	Non-Profit Organization（ノン・プロフィット・オーガナイゼーション）の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。収益を目的とする事業自体は認められるが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動にあてることになる。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を「特定非営利活動法人（NPO法人）」という。NPOは法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育、文化、まちづくり環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

【か行】

基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体、知的及び精神障害のある人に対する相談等の業務を総合的に行う機関。
虐待	人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがある。
協働	立場が異なるもの同士が、共通の目的や目標に向かって、対等な関係で協力、連携し合うこと。
権利擁護	自分で判断する能力が不十分だったり、意思や権利を主張することが難しい人たちのために、代理人が権利の主張や自己決定をサポートしたり、代弁して権利を擁護したり表明したりする活動のこと。
権利擁護センター	認知症や知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が十分でない方の権利を守ることにより、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように支援する機関。
合計特殊出生率	人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を推計した数字。15歳から49歳までの女性に限定し、その年の各年齢の出生率を足し合わせたもの。
高齢化率	65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。高齢化率が7%～14%の社会を高齢化社会、14%～21%の社会を高齢社会、21%以上の社会を超高齢社会という。
コーディネーション	ある目的達成のために、その目的に適合しそうな社会資源を調整すること。社会福祉の領域においては、「協働」「連携」「連絡調整」などの意味。
こども家庭センター	母子保健と児童福祉が連携を強化し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象に、一体的に相談支援を行う機能を有する機関。
こども食堂	食事をするだけでなく、子どもたちや保護者、地域の人にとって気軽に立ち寄れる交流の場。こども食堂を通して、地域の人とのふれあいやつながりを醸成する役割も備えている。

子どもの貧困	全国の子どものいる世帯の平均収入（手取り分）の2分の1に満たない世帯の17歳以下の子どもをいう。
--------	--

【さ行】

災害ボランティアセンター	災害時に被災地のボランティア活動を行うための拠点。被災した地域の社会福祉協議会や行政、NPO・NGO、地域住民等が協働して担うことが多く、被災地での被災者の困りごとの把握、ボランティアの受け入れや調整、被災者の支援活動などを行う。
--------------	---

在宅医療・介護連携サポートセンター	医療や介護を必要とされる高齢者が、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活していけるように、医療・介護関係者の連携のサポートを行う機関。
-------------------	---

サロン活動	高齢者や障害のある人、子育て家庭などが地域の中で孤立した生活を送ることがないように、地域の身近な場所で、いつでも誰でも気軽に集え、出会いや仲間づくり、交流、情報交換などを目的とした住民主体の活動。
-------	--

事業継続計画 (BCP(ビーシーピー))	Business Continuity Plan (ビジネス・コンティニューイティ・プラン)の略。自然災害などの緊急事態において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能にするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続の方法や手段を取り決めておく計画のこと。
-------------------------	---

自主防災組織	災害時に備え、災害を未然に防止し、または被害を軽減するために、地域住民が連携・協同して自主的に設置し、地域で活動する組織。
--------	---

社会福祉協議会	社会福祉法に基づく社会福祉法人で、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない組織。事業内容としては、企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等がある。
---------	---

重層的支援体制整備事業	介護、障害、子育て、生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないような「暮らしの困りごと」に対応するため、まち全体で「分野を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、包括的な支援体制を整備する事業。
-------------	---

自立支援協議会	当事者、家族、相談支援機関、民間事業者、教育機関、医療機関、労働機関、行政が参画・協力し、障害のある人が安心して暮らしていけるよう取り組んでいく協議会。
自立相談支援機関	生活困窮者等からの相談に応じ、個々人の状態に合ったプランを作成し、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行う機関。関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援などを行い、地域に不足する社会資源の開発等に取り組む。
生活困窮者	経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人や、経済的困窮に限らず障害や精神疾患、ひきこもり、家族関係の問題など何らかの理由により社会から孤立し生きづらさを抱えている人も含む。
生活困窮者 自立支援事業	生活困窮者自立支援法の施行を受け、平成27年度から全国で実施されている。生活に困りごとや不安を抱えている人に寄り添いながら、自立に向けた支援を行うことを目的に、支援員が具体的な支援プランの作成を行う自立相談支援事業や、家計の状況が見える化し、家計収支の改善を図る家計改善支援事業などを行う。

【た行】

第1層協議体	各地域における生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と生活支援・介護予防サービスの提供者等が参加し、定期的な情報共有や連携強化の場として、中核となるネットワークが「協議体」とされる。第1層協議体は、市域全域において、「①地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起」、「②多様な主体への協力依頼などの働きかけ」、「③関係者のネットワーク化」、「④目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一」、「⑤生活支援の担い手の養成やサービスの開発（担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能）」を中心に行う。
第2層協議体	第2層協議体は、日常生活圏域において、第1層協議体の①～⑤に加えて「⑥地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動とのマッチング」を行うこととされる。

ダブルケア	<p>育児と介護を同時に行う必要がある状況のこと。近年、晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に担うことの問題が指摘されている。子育てや介護は精神的、体力的な負担が大きく、また誰に相談してよいかわからず、問題を当事者だけで抱え込みがちになるため、新たな支援が必要となっている。</p>
地域共生社会	<p>制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置づけられている。</p>
地域ケア個別会議	<p>支援が必要な高齢者の有効な支援策について多職種協働により協議を行い、個別課題の解決を図っていくことを主な目的としている会議。</p>
地域子育て支援センター	<p>保育所、認定こども園または幼稚園等に通っていない小学校就学前までの子どもを持つ人の育児を支援。育児不安などについての相談、子育てサークルなどへの支援を行うほか、交流の場の拠点。</p>
地域コミュニティ	<p>日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとおして生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会のこと。</p>
地域包括支援センター	<p>公正・中立な立場から、地域における高齢者の①総合相談・支援、②権利擁護、③介護予防ケアマネジメント、④包括的・継続的ケアマネジメント支援を担う中核機関のこと。</p>
地域見守り協力員	<p>地域全体をお互いに見守り・支え合える地域づくりに向けた活動を広めていくために、行政や福祉関係機関、地域の民生委員・児童委員等と連携・協力して、普段の生活の中で、高齢者等へのさりげない見守りや声かけなど、地域ごとの実情に応じた見守り活動にできる範囲で協力するボランティアのこと。</p>

DV (ディーブイ)	Domestic Violence (ドメスティック・バイオレンス) の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。家庭内暴力の防止及び被害者の保護・支援を目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV 防止法)」が令和5年5月19日に4度目の改正が交付され、令和6年4月1日に施行された。
---------------	--

【な行】

ニーズ	必要、要求などと訳され、人間が生きていく上で基本的に必要となる条件を指す。福祉分野においては、支援者の生活全般の解決すべき課題のことをニーズという。つまり、それが解決できれば、希望とする生活や活動が可能になるという課題のこと。
-----	---

認知症	脳の機能が病的な変化により低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障をきたした状態をいう。代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症がある。症状としては、認知機能障害（物忘れなど）、精神症状・行動障害（幻覚、妄想、徘徊など）、神経症状（パーキンソン様症状など）などがみられる。
-----	--

認知症サポーター	認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族に対し、見守り、声かけ、手助けをするなど、温かく見守る応援者のこと。
----------	--

認知介護	認知症高齢者の介護を認知症である高齢の家族が行うこと。
------	-----------------------------

ネットワーク	住民個々人や集団と集団などの網状のつながりの意味。地域福祉活動は地域住民の誰もが幸せになることを目指すものだが、その推進を図るためには住民同士をはじめ、関係機関・団体などとの能動的で活動的なネットワーク構築が欠かせない。
--------	--

【は行】

8050 (はちまる・ごうまる) 問題	ひきこもりの長期化等により、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうこと。80代の親と50代の子で、親が要介護状態に陥ると問題が表面化することに由来する。
---------------------------	---

パブリックコメント	行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、広く地域住民・事業者等から意見や情報等を求める手続き。行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う。
-----------	---

ひきこもり	<p>様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念。</p>
避難行動要支援者	<p>平成25年6月の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」という言葉に代わり、新たに定義された言葉で、要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。</p>
ファミリーサポートセンター事業	<p>乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。</p>
包括的支援体制	<p>平成29年の改正社会福祉法で「包括的な支援体制の整備」が定められた。すべての市町村の努力義務と示されており、地域福祉の推進を地域住民や支援者に任せきりにするのではなく、市町村が責任を持って包括的な支援体制という新たなセーフティネットを構築するべきとされている。地域共生社会実現に向けた「地域づくり」と「個別支援」を両輪で充実させていく取組となっている。</p>
保護司	<p>犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないように、その立ち直りを地域で支える民間のボランティアのこと。</p>
母子保健推進員	<p>市長の委嘱を受け、保健師と連携を取りながら住民が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、地域の中での「身近な相談役・育児のサポーター」として活動する者。</p>
ボランティアセンター	<p>地区または職場や学校においてボランティアに関する事務を行い、ボランティアの活性化を図る組織。市区町村単位で社会福祉協議会と連携して設置されることが多く、ボランティア情報の収集と発信、ボランティアコーディネート業務、ボランティアに関する教育・研修の場、ボランティアの情報交換の場として機能している。</p>

【や行】

有償ボランティア	無償ボランティアと異なり、交通費など活動経費の実費だけでなく「謝礼的な金銭」や「活動経費としての一定額の支給」などの金銭の支払いを受けるボランティアのこと。
----------	--

要支援・要介護認定者	日常生活において、介護が必要な状態の軽減や悪化の防止のために支援が必要な状態にある人（要支援者）や、常時介護を必要とする状態にあると認定された人（要介護者）のこと。
------------	--

要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等の早期発見や適切な保護、支援等を行うため、子どもに関係する機関等により構成される協議会。
--------------	---

【ら行】

老人クラブ	地域の自主的な高齢者活動グループ。会員の意見（ニーズ）に基づき、「生活を豊かにする楽しい活動」や、「地域を豊かにする社会活動」など様々な活動が行われている。
-------	--

老老介護	高齢者が高齢者を介護すること。
------	-----------------

第3次海南市地域福祉計画

発行年月:令和7年3月

編集・発行:海南市 暮らし部 社会福祉課

〒642-8501 海南市南赤坂 11 番地

TEL:073-483-8432 FAX:073-483-8429